

和歌山県道路啓開協議会
幹事会 構成員各位

和歌山県道路啓開協議会

沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開幹事会長
県管理道路等を対象にした道路啓開幹事会長

「和歌山県道路啓開協議会」令和5年度幹事会の開催について
(書面開催)

日頃より、国土交通行政および県土整備行政にご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、幹事会事務局では、この度これまで検討を進めて参りました「道路啓開に係る行動指針(案)」の改訂案を作成し、本幹事会にて改訂内容についてご審議いただきたいと考えています。

つきましては、今回の幹事会は書面審議し、下記のとおりご意見等の照会をさせて頂きますので、添付の意見書にてご返信くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 配付資料

- ・資料 1 和歌山県道路啓開計画の改訂について.pdf
- ・資料 2 道路啓開に係る行動指針(案) 改訂(案).pdf
- ・資料 3 道路啓開に係る行動指針(案) 新旧対照表.pdf
- ・参考資料 1 協議会規約、名簿.pdf
- ・参考資料 2 会議および計画の位置づけと近年の主な経緯.pdf
- ・参考資料 3 意見書.docx

2. 道路啓開に係る行動指針(案)の主な変更点

- ①最新情報を踏まえた啓開ルート・拠点の見直し
- ②近年の検討や関係機関との調整結果を踏まえた計画内容の補強・修正
- ③全国の動向を踏まえた計画内容の充実(首都直下地震道路啓開計画、中部版くしの歯作戦等)
- ④南海トラフ地震関連計画との整合性を図った計画内容の修正(大阪・兵庫の計画との整合等)

3. 意見照会

・提出内容

改訂案に「同意する、同意しない、その他ご意見等」について、参考資料3の意見書にご記入のうえ下記提出先までメールもしくはFAXにてご提出ください。ご意見等が無い場合もご提出をお願いします。

・提出先及びお問合せ先

国土交通省 和歌山河川国道事務所 道路管理第二課 大西、城松

Mail : shiromatsu-n86ia@mlit.go.jp TEL : 073-402-0270 (代表) FAX : 073-424-2484

・提出期限

令和5年11月30日 12時〆切

以上

和歌山県道路啓開計画の改訂について

改訂のポイント

令和5年度は、道路啓開に係る行動指針（案）を対象に改訂する。

- ①最新情報を踏まえた啓開ルート・拠点の見直し
- ②近年の検討や関係機関との調整結果を踏まえた計画内容の補強・修正
- ③全国の動向を踏まえた計画内容の充実（首都直下地震道路啓開計画、中部版くしの歯作戦 等）
- ④南海トラフ地震関連計画との整合性を図った計画内容の修正（大阪・兵庫の計画との整合 等）

和歌山県道路啓開計画

道路啓開に係る行動指針(案) 改訂(案)

令和5年〇月

和歌山県道路啓開協議会

目 次

はじめに	p2	3. 啓開作業計画	p30
1. 啓開ルート計画	p4	3.1 発災時の行動計画	p31
1.1 道路啓開の基本的な考え方	p5	3.2 必要資機材の備蓄・調達計画	p38
1.2 主要拠点の選定	p8	3.3 啓開ルートの災害協定業者の 担当割付	p50
1.3 啓開ルートの設定	p9	3.4 啓開ルートの啓開作業時間、 必要人員・資機材量	p51
2. 情報収集・連絡、連携	p10	4. 受援計画	p53
2.1 道路啓開初動の流れ	p11	4.1 人員・資機材の備蓄・調達	p54
2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の 一本化	p12	4.2 燃料確保体制の構築	p56
2.3 道路啓開時に把握すべき情報に ついて	p14	4.3 道路啓開活動拠点の選定・活用	p58
2.4 情報の収集	p16	5. 繼続的な取組み	p60
2.5 情報の共有	p24	参考 道路啓開に関する協定	p63
2.6 情報の提供	p28		

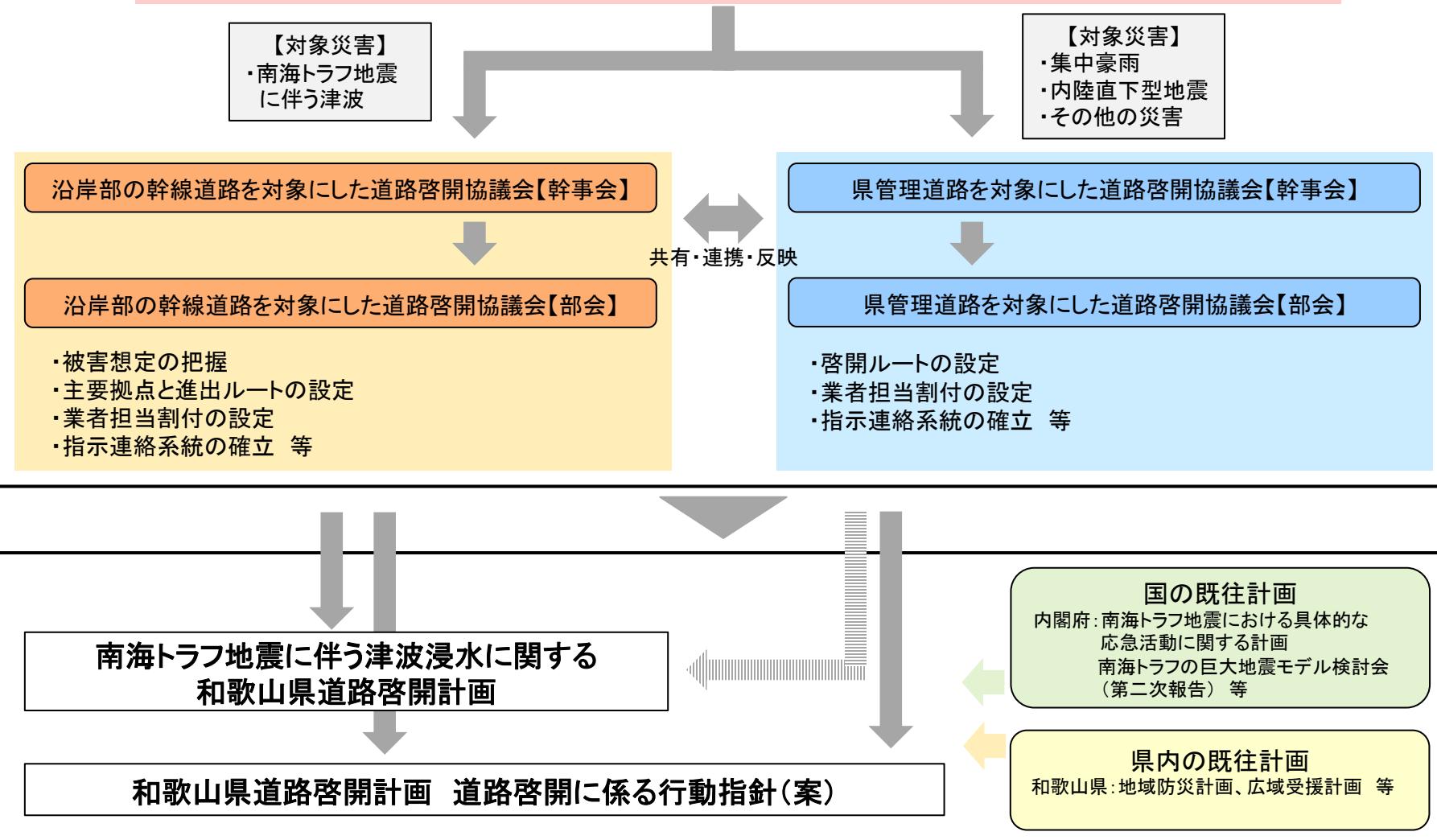
はじめに 用語の定義

用語	定義
道路啓開	◆ 災害時における救援・救護の要として、がれき等で塞がれた道を切り開き、緊急車両の通行を確保することである。
主要拠点	◆ 人命救助及び、緊急物資輸送のためにアクセスすべき拠点である。人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後から必要な施設、県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している。
災害協定業者	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県・政令市等の各事務所を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業者のことである。
災害対策本部	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県、市町村にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織である。
資材置場	◆ 道路啓開作業に必要となる資材(土のう袋など)を事前に備蓄しておく場所である。
津波警報	◆ 大津波警報…予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に気象庁より発表。 ◆ 津波警報…予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に気象庁より発表。 ※ 気象庁より発表される大津波警報、津波警報の状況により、道路啓開作業の中止や再開を判断する。
基幹ルート	◆ 広域支援ルート(京奈和道等)を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルートのことである。
沿岸部ルート	◆ 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルートのことである。
主要拠点への進出ルート	◆ 地域の主要拠点へ進出するためのルートのことである。
沿岸部への進出ルート	◆ 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルートのことである。

はじめに 関連計画との位置付け

和歌山県道路啓開協議会

- 沿岸部に加え、風水害等による大規模な道路災害に対応するため、県内の道路に対して道路啓開計画を検討
- 道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議



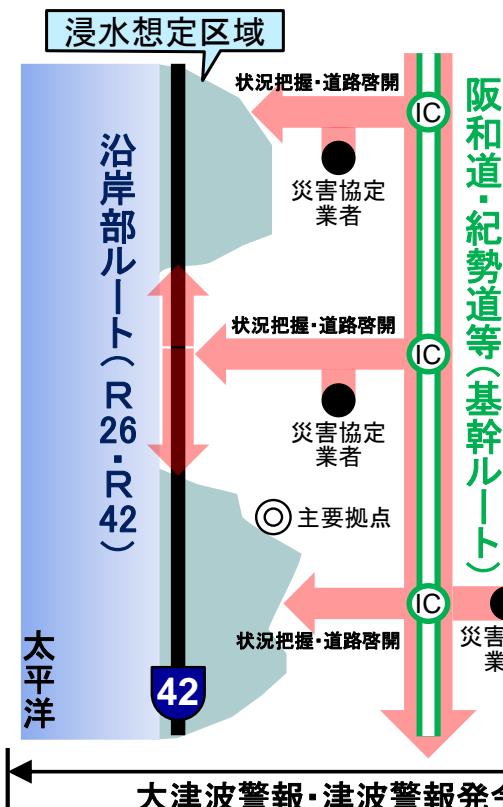
1. 啓開ルート計画

1.1 道路啓開の基本的な考え方

▶ 人命救助を目指した救助・救援ルートを確保するため『道路啓開』の段階目標(STEP1~3)を設定

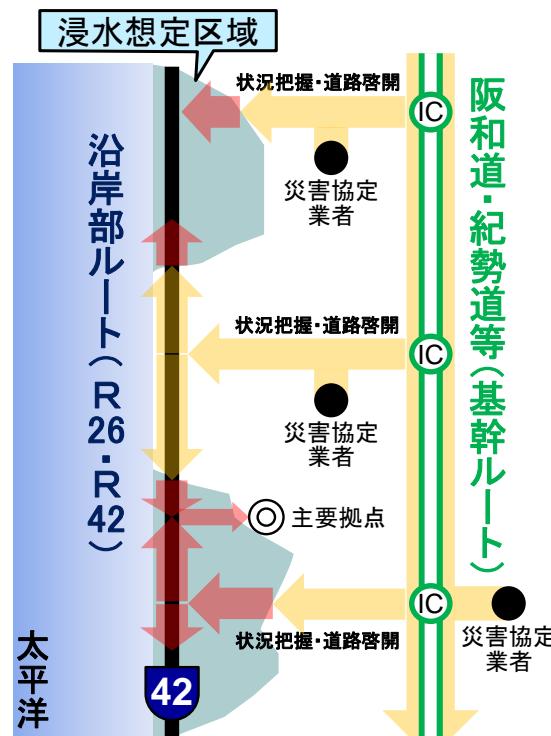
【STEP1⇒24時間以内完了目標】

基幹ルート、及び沿岸部への進出ルート等(浸水想定区域外)を確保



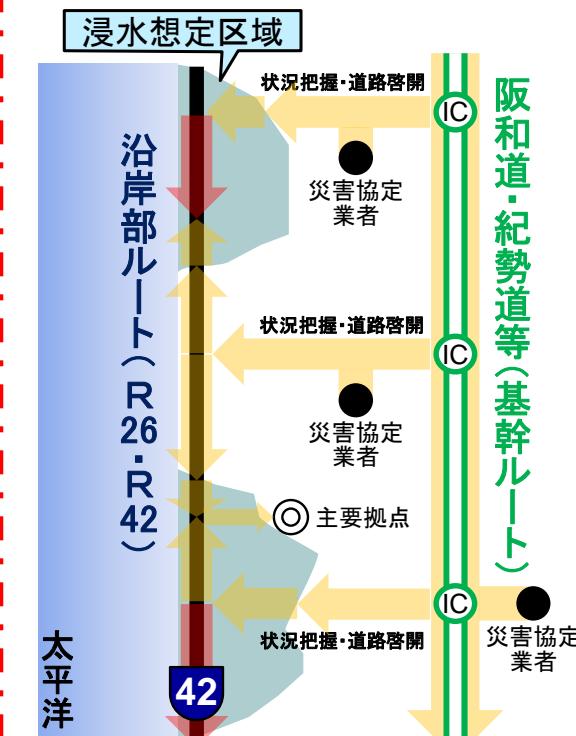
【STEP2⇒48時間以内完了目標】

主要拠点(市役所等)への進出ルートを確保



【STEP3⇒72時間以内完了目標※】

沿岸部への進出ルート、及び沿岸部ルートを確保



大津波警報・津波警報発令中

津波警報解除後

東日本大震災では津波警報解除は発災から約30時間後

※紀勢道の未整備区間では72時間以内の道路啓開完了が困難

基幹ルート: 広域支援ルート(京奈和道等)を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルート

沿岸部ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルート

主要拠点への進出ルート: 地域の主要拠点へ進出するためのルート

沿岸部への進出ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルート



1.1 道路啓開の基本的な考え方

(1) STEP1の詳細

- 発災後、**災害協定業者**は、安否確認を行った後、ただちに参集し、迅速な道路啓開作業の準備を開始。
 - **事前割付**に従い、災害協定業者は、進出ルート(浸水想定区域外)の安全な場所まで**自動的に出発**※し、緊急点検の実施、被害情報の収集に着手。
 - 災害協定業者は、浸水想定区域手前に到達後、和歌山県庁内の道路啓開担当と密接に連絡を取り、次の**STEP2開始まで待機**。

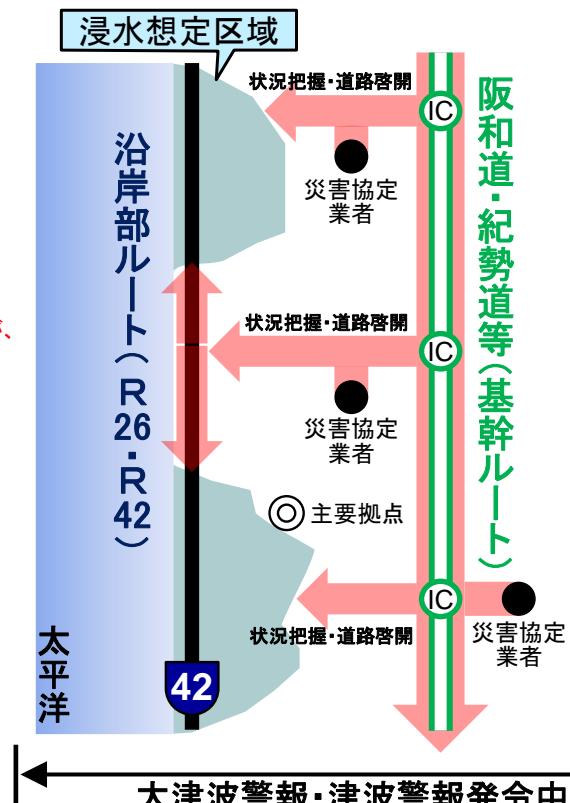
※迅速に道路啓開を実施するため、将来的には「自動発進」を目指とするが、当面の間は道路啓開担当からの情報発信を合図として出発する。

(2) STEP2の詳細

- **津波警報解除後**、主要拠点までの進出ルート(浸水区域内)については、道路啓開担当と密接に連絡を取り、事前に割付けた災害協定業者が道路啓開に着手。
 - 沿岸部ルート(浸水区域内)については、道路啓開担当の**指示を受けた災害協定業者**が、道路啓開に着手。
 - 道路啓開の着手は、原則、**警察・自衛隊の到着後**。

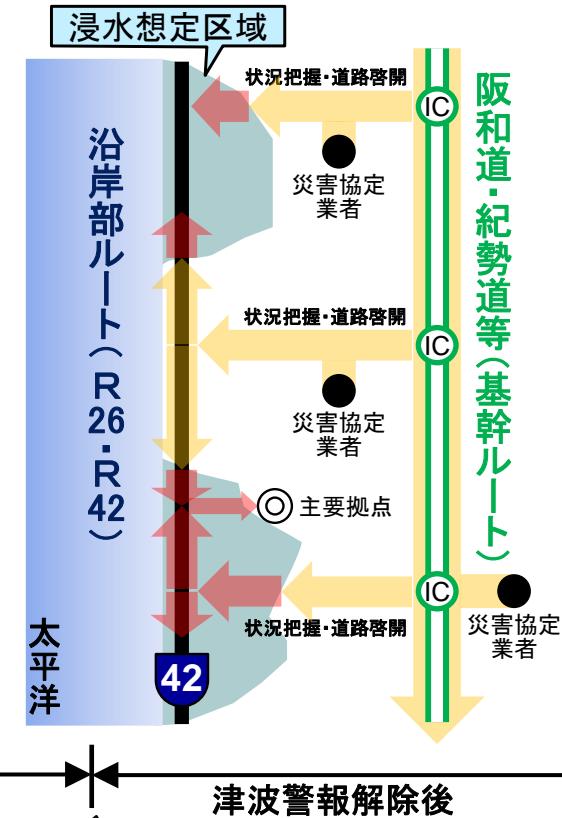
【STEP1⇒24時間以内完了目標】

基幹ルート、及び沿岸部への進出ルート等(浸水想定区域外)を確保



【STEP2⇒48時間以内完了目標】

主要拠点(市役所等)への進出ルートを確保



基幹ルート: 広域支援ルート(京奈和道等)を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルート

沿岸部ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルート

主要拠点への進出ルート: 地域の主要拠点へ進出するためのルート

沿岸部への進出ルート:津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルート

※上記ルートの総称を「啓開ルート」と称する。



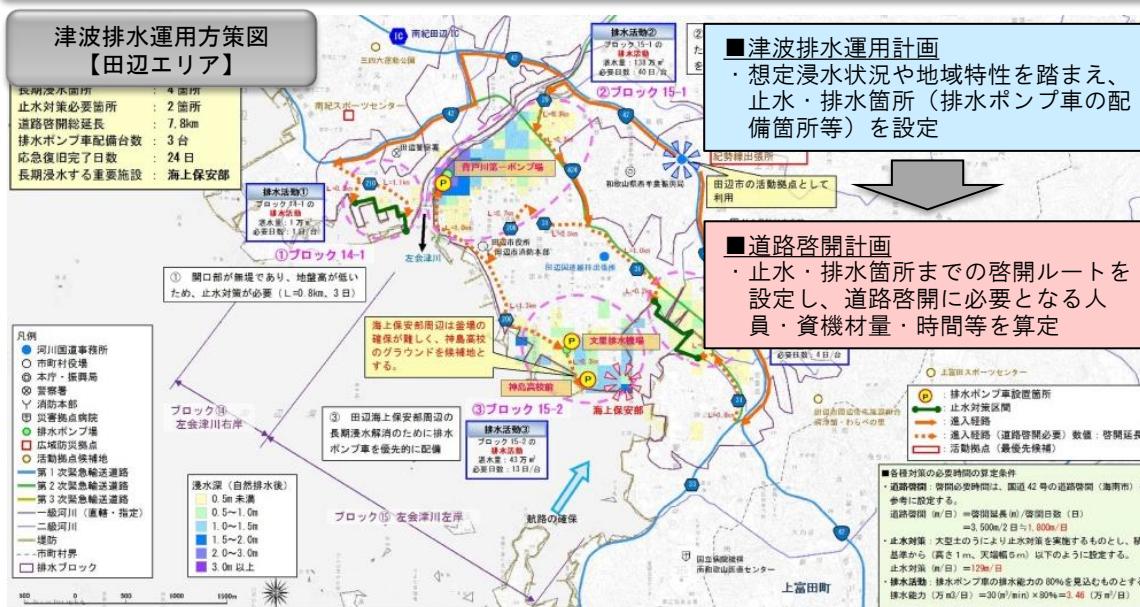
1.1 道路啓開の基本的な考え方

(3) STEP3の詳細

- 災害協定業者及び応援部隊は、道路啓開担当の指示に基づき、順次、沿岸部ルートの浸水区域の道路啓開を実施。

津波排水運用計画との整合

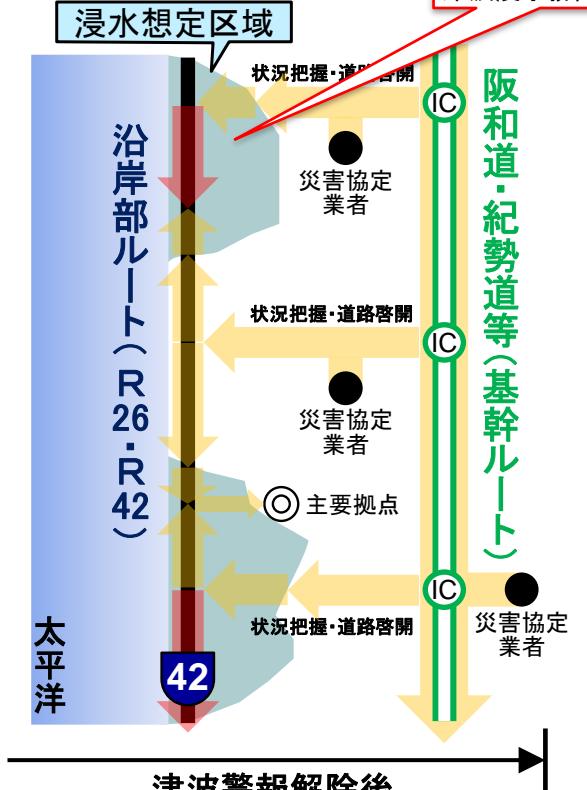
- 河川管理者(近畿地方整備局)は、南海トラフ地震によって発生する津波浸水に対して、**津波排水運用計画を策定済**。
- 津波排水運用計画には、**浸水範囲・浸水量、排水ポンプ車配備箇所および排水活動手順等が記載**。
- 津波排水運用計画と道路啓開計画の整合を図り、**実効的な計画への深化が必要**。



【STEP3⇒72時間以内完了目標※】

沿岸部への進出ルート、及び
沿岸部ルートを確保

浸水区域における
津波浸水排除が課題



基幹ルート: 広域支援ルート(京奈和道等)を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルート

沿岸部ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルート

主要拠点への進出ルート: 地域の主要拠点へ進出するためのルート

沿岸部への進出ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルート

※上記ルートの総称を「啓開ルート」と称する。

← : 啓開中

← : 啓開済

1.2 主要拠点の選定

- 和歌山県の防災拠点をベースに、道路啓開活動の拠点となる主要拠点(市役所等)を選定・見直し
- 約600施設を道路啓開活動の主要拠点として設定

○主要拠点(市役所等)位置図

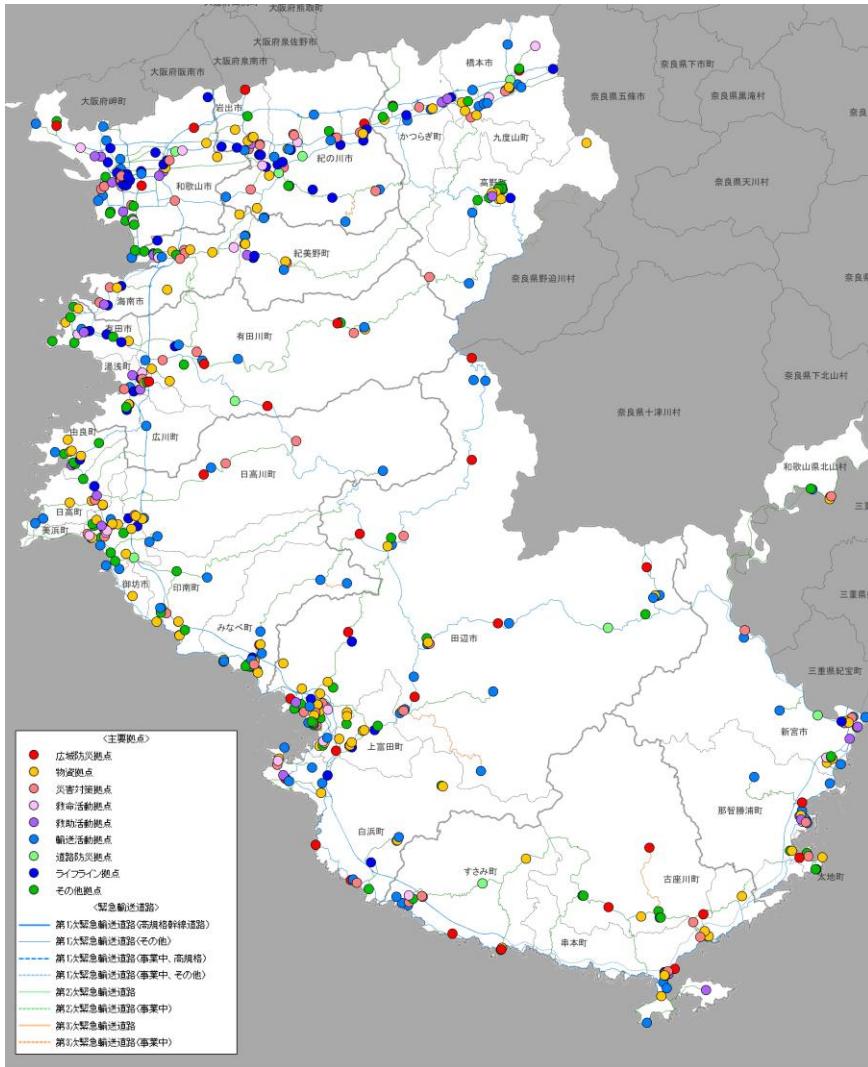


表 主要拠点の選定方法

種別	主な機能	分類	設定方法
①広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや被災地方面に移動する際の一次的な目標として活用可能な機能を有している拠点	広域防災拠点	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出
		SA・PA	
	災害時に県内の備蓄物資および県外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	道の駅	
		備蓄基地	
		物資集積拠点	
②物資拠点	災害時に県内の備蓄物資および県外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	国土交通省	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出 ・和歌山県広域受援計画より抽出
		和歌山県庁	
		県総合庁舎等	
		市役所	
③災害対策拠点	災害時に道路啓開における司令塔としての機能を有している拠点	災害医療拠点	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出 ・部会意見により拠点を抽出
		その他医療施設	
		消防	
		警察	
④救命活動拠点	災害時に傷病者の受け入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を有している拠点	自衛隊	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出 ・部会意見により拠点を抽出
		空港、港湾、漁港	
		ヘリポート	
		鉄道駅前広場	
⑤救助活動拠点	災害時に道路啓開の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	災害用機材置き場	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出 ・部会意見により拠点を抽出
		高速道路会社・公社	
		ライフライン関連施設	
		鉄道関連施設	
⑥輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機能を有している拠点	放送局	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出 ・部会意見により拠点を抽出
		浄水場	
		地域拠点	
		津波排水関連場所	
⑦道路防災拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	部会等で意見があった「地域の生活支援」に必要な拠点	・和歌山県広域受援計画より抽出 ・部会意見により拠点を抽出 ・津波排水運用計画により設置場所を抽出
⑧ライフライン拠点			・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出 ・部会意見により拠点を抽出
⑨その他拠点			・和歌山県広域受援計画より抽出 ・部会意見により拠点を抽出 ・津波排水運用計画により設置場所を抽出

1.3 啓開ルートの設定

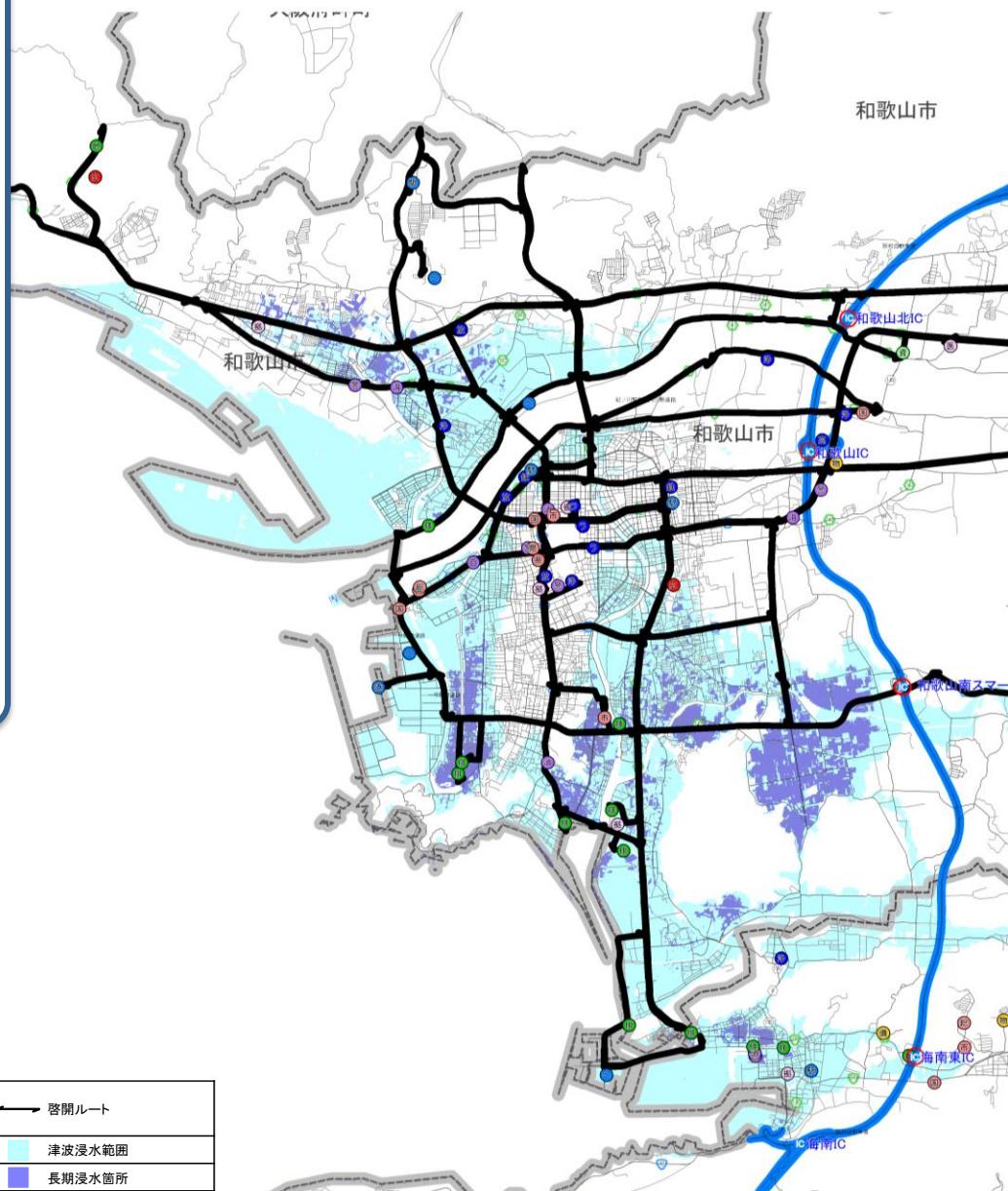
➤ 「和歌山県道路啓開計画」では、津波被害想定をもとに、緊急輸送道路ネットワーク等を考慮し、優先的に啓開すべき道路を『啓開ルート』として選定。

➤ 主要拠点の啓開作業を実施するため、拠点種別に応じた優先度ルートを設定。

【優先度の観点】

- 優先度(高) : 人命救助やオペレーションの中核となる拠点
- 優先度(中) : 中枢となる拠点をサポートする応急復旧のための拠点
- 優先度(低) : 優先度A・B以外の緊急輸送ネットワーク計画で定められている地域生活のための拠点、その他避難者の生活を支援する拠点

○啓開ルート イメージ



2. 情報収集・連絡、連携

2.1 道路啓開初動のながれ

● 南海トラフ地震(巨大地震)の発生

- ・安否確認
- ・参集（自動発進）※1
- ・道路啓開体制の構築
- ・指示連絡体制の確認、連絡手段の確保

※ 1：和歌山県災害対策本部の設置基準
①和歌山県に大津波警報が発表されたとき
②地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき
③知事が必要と認めたとき

1. 情報の収集（啓開作業に必要な情報の収集）

- ・啓開体制の把握：建設業協会会員企業の保有資機材、稼働人員の把握
- ・被災状況の把握：ヘリやCCTV等による広域的な情報、現地調査による詳細な被害状況の調査
- ・啓開作業状況の把握：啓開作業進捗状況の整理・把握（啓開作業開始後）

- 進出ルートの状況把握
- 作業内容の状況把握



● 道路啓開の実施

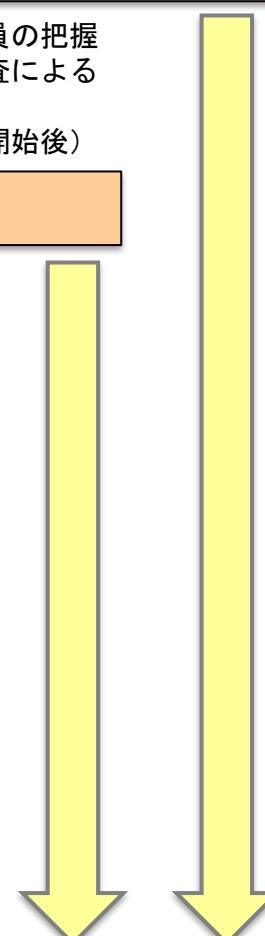
- ・24時間、48時間、72時間以内で、目標進出ルートの道路啓開を実施
- ・道路啓開状況の報告

2. 情報の共有（啓開作業に必要な情報の共有）

- ・発災情報の発信
- ・資機材・人員の情報共有
- ・被災状況の共有
- ・啓開作業状況の共有
- ・振興局、道路管理者間の情報共有
- ・現地確認による通行可能箇所の整理

3. 情報の提供（被災地区等への情報提供）

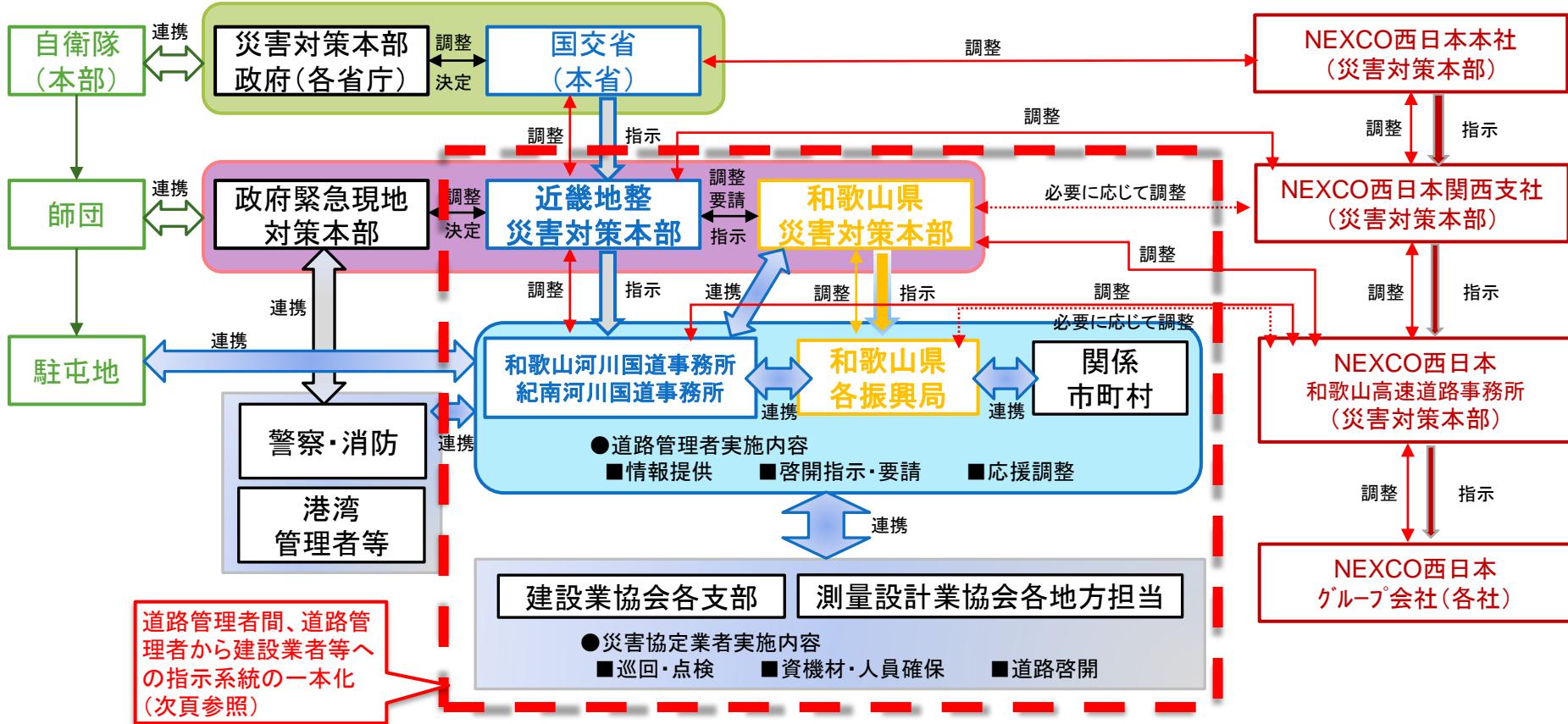
- ・広報資料（被災状況・道路啓開状況、通れるマップ等）作成
- ・各種媒体を用いて情報提供



2.2 抛点の検討及び指示連絡系統の一本化

(1) 関係機関の応援・協力体制

- 各道路管理者からの情報を近畿地整及び和歌山県災害対策本部で集約。
- 政府緊急現地対策本部、近畿地整及び県災害対策本部で調整・指示し、国道事務所・和歌山県・関係市町の連携により”啓開ルート”を決定。

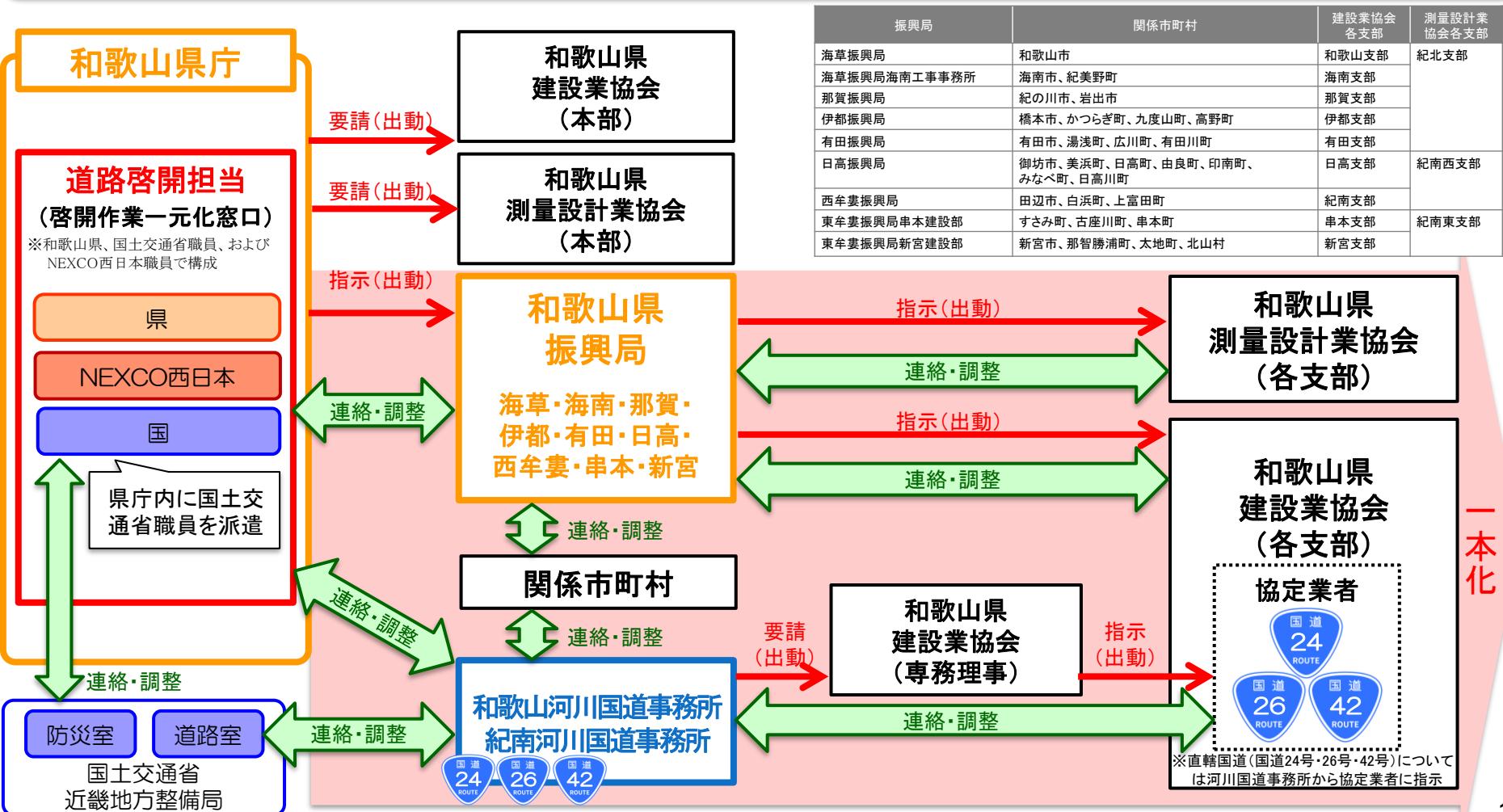


出典:南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開計画(H28.3)

2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化

(2) 指示連絡系統(基本形)

- 和歌山県庁内に県・国・NEXCOで構成した一元化窓口を設置するとともに、各地域の県振興局を地域拠点として連絡・調整を行うことにより、指示連絡系統を一本化。
- 道路啓開担当や県振興局窓口等の具体的な人員配置について、今後検討を進める。



2.3 道路啓開時に把握すべき情報について

(1) 道路啓開時に把握すべき情報

1. 啓開体制の把握（業者及び資機材の状況等）

- ・啓開作業に従事している人員体制
- ・啓開資機材の過不足

2. 被災状況の把握

(1) 広域情報の把握

- ・ヘリ・CCTVからの情報収集
- ・マスメディア、インターネット(SNS含む)、地域住民・道路利用者からの通報

(2) 現場からの詳細情報の把握：道路の通行の可否

- ・参集時における道路の通行状況
- ・進出時等における道路の通行状況
- ・道路啓開完了区間

(3) 現場からの詳細情報の把握：道路の被災の概要

- ・啓開ルートの概略の被害状況及び作業量
- ・迂回路の有無

3. 啓開作業状況の把握

- ・道路啓開の作業内容(がれき撤去、応急復旧等)
- ・道路啓開の進捗状況(啓開完了延長、今後の見通し等)

2.3 道路啓開時に把握すべき情報について

1.情報の収集に「資機材の稼働状況の把握」を追加

(2)道路啓開時に把握すべき情報と役割分担

2.情報の共有に「資機材の稼働状況の共有」を追加

道路管理者、建設業協会、測量設計業協会、その他関係機関の協力により、被災調査（道路啓開初動時の現地調査）、道路啓開状況調査を実施するとともに、収集した情報を共有・発信していく。

調査行動内容			行動時点							実施担当者							
行動内容		対象	1H	6H	24H	48H	72H	1週間	近畿地整	道路管理者		直轄国道			市町村	建設業協会	測量設計業協会
										道路啓開担当 (県庁内)	事務所	出張所	維持業者				
発災直後	安否確認	(全員)	○						●	●	●	●	●	●	●	●	●
	参集	(全員)	○						●	●	●	●	●	●	●	●	●
	災対本部等設置		○						●	●	●	●	●	●	●	●	
	自動発進	(全員)	○						●	●	●	●	●	●	●	●	●
1. 情報の収集	被災状況把握	県下全体	広域被害状況		○	○	○	○	○	(ペリ)							
			(各種情報媒体)		○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
		各地域の被害状況					○	○	○	(リエゾン)							
			(道路利用者・住民)		○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	被災調査 (道路緊急点検)	直轄国道			○	○				(CCTV)		(CCTV)	(CCTV)	(CCTV)			
		進出ルート	津波浸水区域外		○	○						●	●	●			
			津波浸水区域内		○	○						●	●	●			
		緊急輸送道路			○	○						●	●	●			
		その他道路(県管理・市町村道)			○	○	○	○	○			●	●	●			
												●	●	●			
2. 情報の共有	被災調査結果報告・整理	現地状況				○						●	●	●			
		整理結果				○						●	●	●			
	道路啓開状況報告・整理	現地状況			○	○	○	○	○			●	●	●			
		整理結果			○	○	○	○	○			●	●	●			
3. 情報の提供	広報資料作成	被災状況資料				○	○	○	○	●	●	●	●	●			
		通れるマップ				○	○	○	○	●	●	●	●	●			
		啓開状況資料				○	○	○	○	●	●	●	●	●			

2.4 情報の収集

(1) 情報収集の考え方(被災状況の把握)

各道路管理者・測量設計業協会(協定)・建設業協会(協定)は、被災状況や被災規模、被災箇所、道路通行の可否など道路啓開上の情報を把握。

被災状況の把握方法		収集内容
広域情報の把握	<ul style="list-style-type: none">①ヘリ・CCTVからの情報収集②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集	<ul style="list-style-type: none">➤ 道路の通行の可否➤ 道路の被災の概要<ul style="list-style-type: none">・被災状況・被災規模・被災箇所・迂回路の有無 等
被災状況の把握 (現地)	<ul style="list-style-type: none">①道路管理者による調査<ul style="list-style-type: none">・進出ルート・直轄国道②測量設計業協会(協定)による調査<ul style="list-style-type: none">・緊急輸送道路・津波浸水区域内の進出ルート③建設業協会(協定)による調査<ul style="list-style-type: none">・津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区間)	

2.4 情報の収集

(2) 広域情報の把握

①ヘリ・CCTV

大規模地震が発生し、大津波警報・津波警報等が発令された場合、パトロール車による沿岸部のパトロールができないため、ヘリコプターや沿岸部のCCTVカメラにより被災地の状況を把握。



2.4 情報の収集

(2) 広域情報の把握

②マスメディア・インターネット(SNS等)

災害時の対応において、広域的・局地的な情報を、広く即時に取得することは困難であるため、報道機関情報及びインターネット(SNS等)により、被災地の状況を把握。

■ マスメディアからの災害情報



出典:NHKデータ放送ホームページ



出典:東日本大震災報道:NHKの初動から72時間の災害報道を中心に、放送メディア研究No.11、2014

■ 対災害SNS情報分析システム(DISAANA)

twitterの投稿内容をリアルタイムに分析し、エリアを指定することにより、災害に関する問題・トラブルを自動的に抽出し、リスト形式又は地図形式で表示

<活用事例>

- 内閣府: 熊本地震(H28.4)の際に、指定避難所以外でのニーズ把握等に活用
- 大分県: 阿蘇山の爆発的噴火や日向灘を震源とする地震(H28.10)の際に、県内の被害情報の把握のため活用

エリア「熊本県南阿蘇村」を指定して
トラブル・問題を検索

質問「熊本県のどこが孤立していますか」
を入力して検索した場合

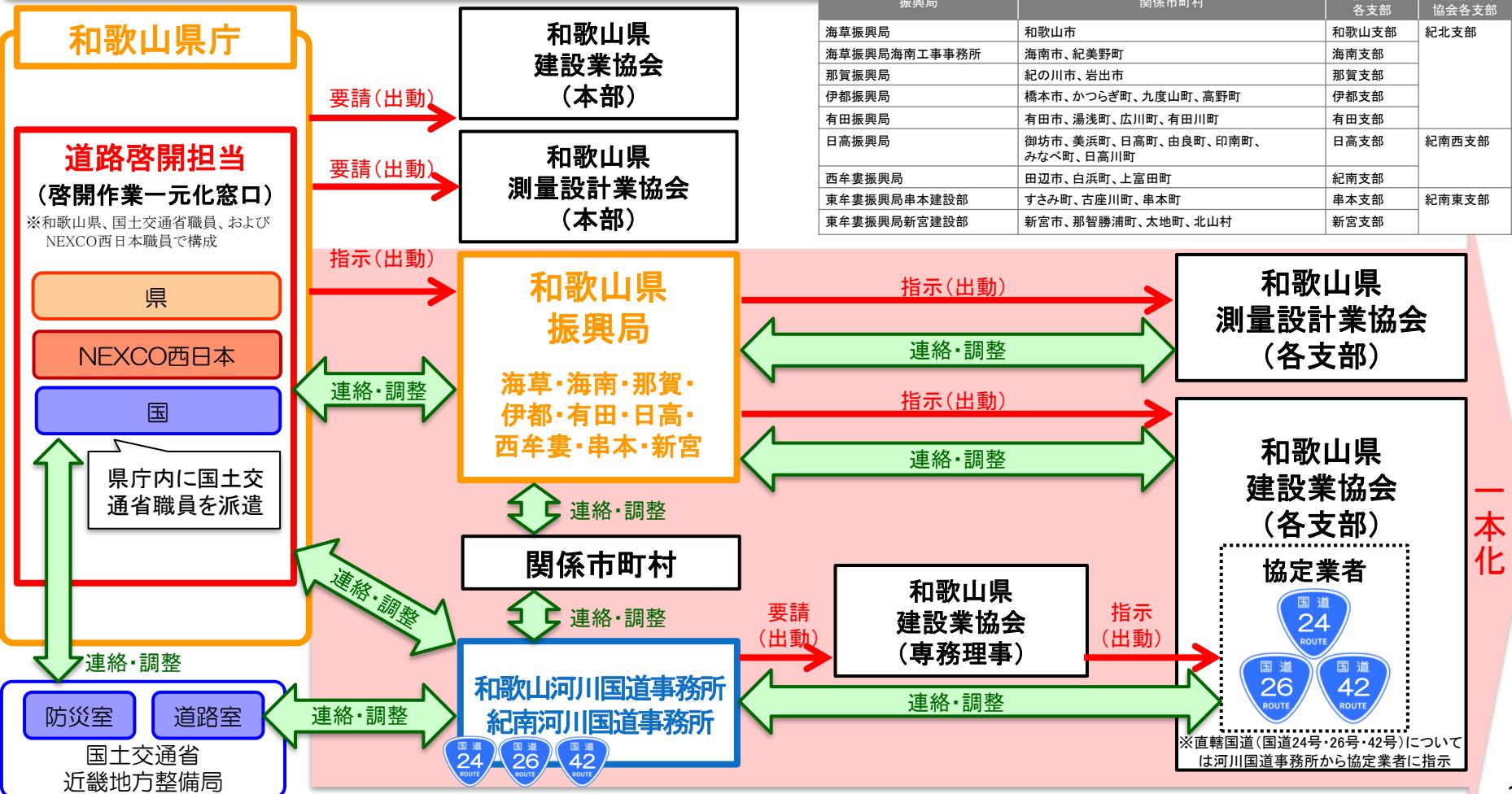
出典:DISAANAホームページ18

2.4 情報の収集

(3) 現地における情報の把握

① 情報収集の体制

- 現地においては、道路本体(段差・陥没)、建物等によるガレキ、路上車両、電柱倒壊等の被災状況と被災規模を把握。
- 指示連絡系統に基づいて、「道路管理者」・「測量設計業協会」・「建設業協会」からの被災調査情報を振興局ごとで集約。



2.4 情報の収集

(3) 現地における情報の把握

② 被害の内容と判別方法

被災状況、被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。

1) 被災調査の内容

発災直後の被災調査は、啓開ルート（津波浸水想定区域外）を主として、被災状況、被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。

ただし、津波浸水被害、海岸擁壁の崩壊等の津波浸水区域内の調査は、ドローンの活用（測量設計業協会による運用を想定）により実施。

施設ごとの被害状況	被害規模の判別方法
橋梁被害	流出、倒壊、段差等について報告
落石や自然斜面の崩壊	通行可否等の啓開に必要な情報を把握し、以下の3段階程度で報告
盛土法面の崩壊	<ul style="list-style-type: none">・A：通行可・B：啓開可・C：通行不能
沿道施設の崩壊（建物・電柱の倒壊）	
立ち往生車両と放置車両	
津波浸水被害	
海岸擁壁の崩壊	



2) 被災調査の役割分担

- ①道路管理者
 - ・進出ルート
 - ・直轄国道
- ②測量設計業協会（協定）
 - ・緊急輸送道路
 - ・津波浸水区域内の進出ルート ※目視（ドローン）による調査を含む
- ③建設業協会（協定）
 - ・津波浸水区域外の進出ルート（担当割付区間）

3) 施設被害の判別手順（案）

各道路管理者・測量設計業協会（協定）・建設業協会（協定）は、発災後直ちに、下記の要領で被災調査を実施し、発災から概ね6時間以内を目途に、調査結果を整理し、県振興局に報告する。

- ・被災調査時には、デジタルカメラ※等の調査機器と、無線機・携帯電話等の通信機器を携帯する。
※GPS機能付きが望ましい
- ・参集時においても、参集経路上の被災状況や被災規模、被災箇所等の情報を把握する。
- ・被災状況や被災規模、被災箇所等をメモし、手書き図面を作成する。
- ・和歌山県庁（道路啓開担当）や県振興局において、被災状況や被災箇所が把握できるよう、デジタルカメラや携帯電話（スマートフォン）により、状況写真を撮影する。なお、可能な限り座標データ付きとする。
- ・必要に応じて、現場から携帯（スマートフォン）等で、情報共有システムを通じて、県振興局に被災状況報告及び状況写真を送信する。
- ・報告は、情報共有システム、電話※、FAXを基本とするが、通信不能の場合には、道路啓開情報拠点の防災無線等を利用して報告する。又は県振興局へ直接対面伝達する。
※電話：固定電話、携帯電話、衛星携帯電話

※情報共有システムを使用した情報共有についてはP25参照

2.4 情報の収集

(3) 現地における情報の把握

③測量設計業協会(協定)による現地調査

緊急輸送道路及び津波浸水区域内の進出ルートについて被災状況や被災規模等を把握。

■測量設計業協会(協定)による現地調査

測量設計業協会は、以下の被災状況調査を実施。

- ・緊急輸送道路
- ・津波浸水区域内の進出ルート

道路啓開の初期段階における被災状況調査では、道路啓開作業に必要な情報を優先して収集。

- ①道路の通行の可否
- ②道路の被災の概要
 - ・被災状況や被災規模、被災箇所等
 - ・迂回路の有無

・ドローンの活用

津波浸水区域内の進出ルート等については、ドローンを活用した被災調査を実施。ドローンによる調査は、ヘリコプターよりも被災箇所に近づき、詳細な確認が可能。



ドローンを活用した総合防災訓練の事例

出典:宮崎県測量設計業協会ホームページ



災害時における道路被害の事例



熊本地震での活用例

出典:TEC-FORCEの活動記録(熊本地震)、国土交通省九州地方整備局

2.4 情報の収集

(3) 現地における情報の把握

④建設業協会(協定)による現地調査

参集時を含め、浸水想定区域外の進出ルート(担当割付区間)の道路啓開に必要な情報を把握。

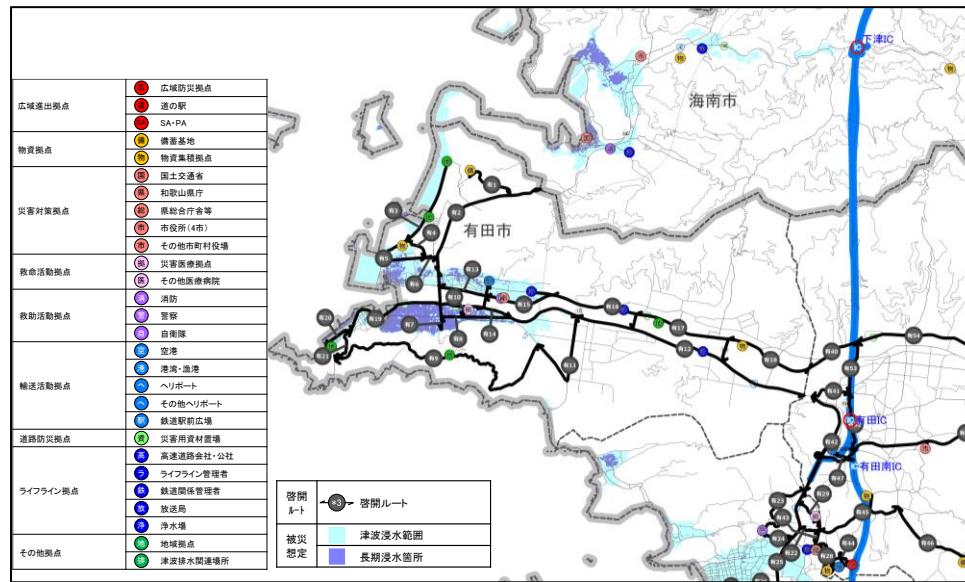
■建設業協会(協定)による現地調査

建設業協会では、参集時を含めた被災状況調査を実施。

- ・浸水想定区域外の進出ルート(担当割付区間)

道路啓開の初期段階における被災状況調査では、道路啓開作業に必要な情報を優先して収集。

- ①道路の通行の可否
- ②道路の被災の概要
- ・被災状況や被災規模、被災箇所等



担当割付区間のイメージ



災害時における道路被害の事例



災害時における道路被害の事例

2.4 情報の収集

(3) 現地における情報の把握

⑤ 道路管理者による現地調査

パトロール車やバイク等により、被災状況や被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。

■ 道路管理者による現地調査

道路管理者は、段階に応じて以下の現地調査を実施。

- ・進出ルート
- ・直轄国道

道路啓開初動時における被災調査では、以下の道路啓開に必要な情報を優先して収集。

- ① 道路の通行の可否
- ② 道路の被災の概要
 - ・被災状況や被災規模、被災箇所等
 - ・迂回路の有無

※TEC-FORCEは、初動調査以降投入

■ バイク調査員による情報収集

【バイク隊】

発災時の現地調査を行う目的でバイク隊を編成。
事務所・出張所に50ccバイク8台、250ccバイク2台、
電動マウンテンバイク3台を配備。(令和5年度時点)



能登半島地震におけるバイク調査事例



東日本大震災における調査事例



九州北部豪雨災害における調査事例



山口・島根豪雨災害における調査事例



長野県北部地震における調査事例



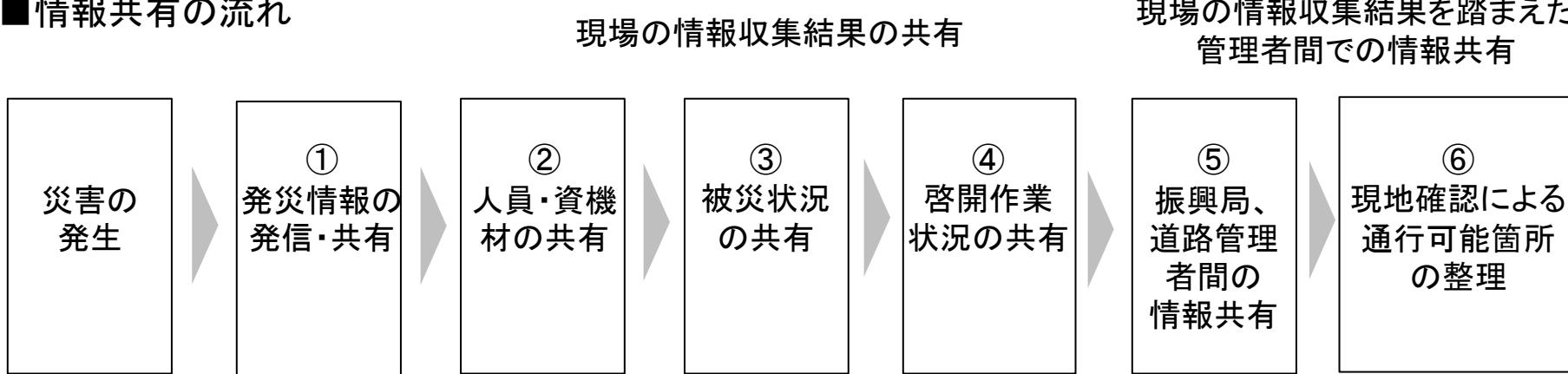
バイク調査員(和歌山河川国道)

2.5 情報の共有

(1)情報共有の流れ

- ▶ 情報共有の流れは、①発災情報の発信～⑥現地確認による通行可能箇所の整理までの6段階を想定。
- ▶ 情報共有手段として、通信規制が少ないCloudサービスによる情報共有システムを使用。

■情報共有の流れ



■情報共有システムのイメージ

発災情報の発信・共有
(通知・メッセージ機能)



被災状況の共有
(被災状況報告機能)



振興局、道路管理者間の情報共有
(WEB会議機能)



2.5 情報の共有

(2)情報共有の方法・内容

- ①発災情報の発信
- ②人員・資機材の共有

- 発災直後に、一元化窓口から、全道路啓開担当者へ発災情報を発信。
- 建設業協会会員企業は、資機材の保有状況、被災状況調査・啓開作業が実施可能な人員数を登録。振興局・一元化窓口はシステムにて登録情報を地点別・エリア別に確認。

①発災情報の発信

- 通知・メッセージの機能を使用し、発災直後に、一元化窓口から、全道路啓開担当者へ発災情報を発信。
- 発信された情報は、システム、メールで確認可能。

南海トラフ地震(巨大地震)の発生

和歌山県道路啓開協議会
現場モード | 切替
マップ
現場 | 被災状況
現場 | 啓開活動
リンク | CCTV等
連れるMAP
通知・MSG
LIVE映像
Web会議
クロノロ
集計 | 被災状況
集計 | 啓開活動
集計 | 資機材等
ファイル

2023年06月29日 18:41 | i E

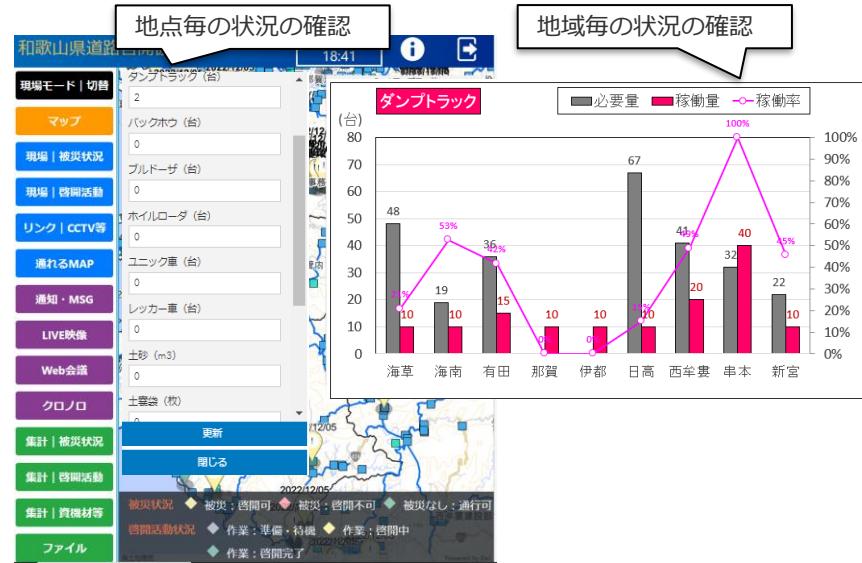
【事務局】事務局 (3)
【その他】事務所から全関係者へ
これは訓練です。和歌山県全域に震度7の地震が観測され、大津波警報が発表されました。
これより、情報共有システムを用いて情報共有を開始します。
各道路管理者・ライフライン事業者は、CCTV画像等から被災状況（速報）を共有してください。
関係者の皆様の通信状況を確認するため、この通知を確認したら、「対応可能」を押してください。

対応可 対応不可 了解

メールでも情報の確認が可能

②人員・資機材の共有

- 建設業協会会員企業は、資機材の保有状況、被災状況調査・啓開作業を実施できる人員数を登録。
- 振興局・一元化窓口はシステムにて、登録情報を地点別、地域別に適宜閲覧。



2.5 情報の共有

(2)情報共有の方法・内容

- ③被災状況の共有
- ④啓開作業状況の共有

- 被災状況調査後、建設業・測量設計業協会の会員企業は割付区間の写真・被災程度の判定を登録。
- 啓開作業開始後、作業進捗状況について、準備・待機、啓開中、啓開完了の中から選択して適宜報告。
- 振興局・一元化窓口はシステムにて、登録情報を地点別・地域別に閲覧。

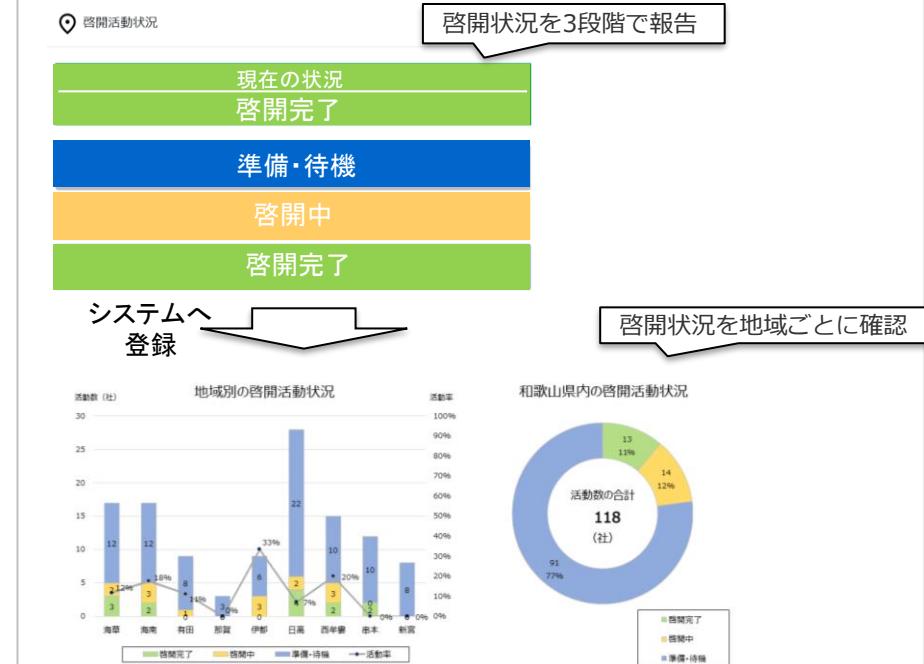
③被災状況の共有

- 現地での被災状況調査後、建設業協会の会員企業は自身の割付区間のGPSデータ付きの写真情報、被災程度を登録。
- 振興局・一元化窓口はシステムにて、登録情報を地点別、地域別に適宜閲覧。



④啓開作業状況の共有

- 啓開作業開始後、作業進捗状況について、準備・待機、啓開中、啓開完了の中から選択して適宜登録。
- 振興局・一元化窓口はシステムにて、登録情報を地点別、地域別に適宜閲覧。



2.5 情報の共有

(2)情報共有の方法・内容

- ⑤振興局、道路管理者間の情報共有
- ⑥バイク隊の現地確認による通れるマップの作成

- 現場からの情報について、振興局、道路管理者間で広域的に情報共有するため、WEB会議を実施。
- 啓開作業完了の報告を受けた箇所については、現地確認・確認結果の登録を実施し、通行可能な箇所について広域的に把握する。

⑤振興局、道路管理者間の情報共有

- 振興局、道路管理者間で広域的に情報共有するため、WEB会議を用いて、被災情報、啓開作業状況等の情報を集約。
- 地域間のギャップなどを考慮し、適宜応援などを検討。

JA-CIC クラウド
JA-CIC Cloud, the core of the JA-CIC Solutions

和歌山河川国道事務所 専門画面

WEB会議機能を使用して、
迅速に情報を共有

現場モード(切替)

マップ

現場 | 被災状況

現場 | 啓開活動

通知 - MSG

WEB会議

集計 | 被災状況

集計 | 資機材等

集計 | 啓開活動

ファイル

一元化窓口 海草 海南 那賀 新宮 車木 有田 伊都 日高 西牟婁

iPhone

⑥現地確認による通行可能箇所の整理

- 啓開作業完了の報告を受けた箇所については、現地確認・確認結果の登録を実施し、通行可能な箇所について広域的に把握した結果を整理する。

バイク隊の出動



移動体の通過軌跡の描画機能
による通行可能箇所の共有



通行可能箇所の整理(通れるマップの作成)



・通行可視な距離は、高速道路、国道、主要地方道
を対象に実施しています。
その他の路線 (149-298-289-339km以外)
は対象としていません。
- 地図上に上の路線が表示して通行不能な箇所は
「×」、規制している箇所は「○」で表示しています。
- なお、路線により事前通行止めをしている場合がある
ので注意してください。
- また、今後、未舗装や降雨により通行不能となる可能性が
あります。

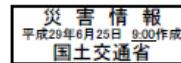
2.6 情報の提供

(1) 広報資料作成

被災状況・道路啓開状況、通れるマップ

被災情報及び道路啓開状況をもとに、被災状況・道路啓開状況資料や「通れるマップ」を作成。

■ 被災状況の広報資料



長野県南部を震源とする地震について(第2報)

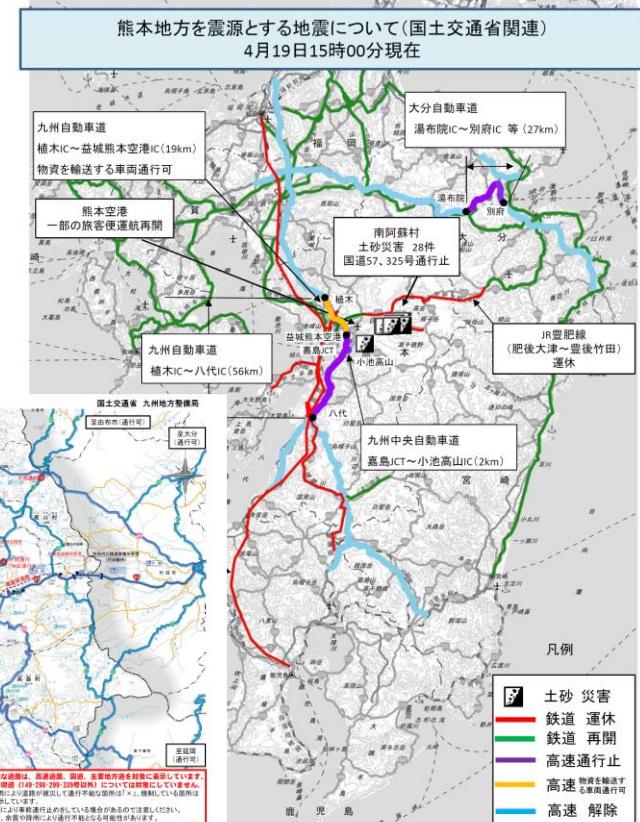
※これは速報であり、数値等は今後も変わることがあります

- | 1. 本省及び地方支分部局の体制について | | | | | | |
|----------------------|-------|------|------|---------|-------|------|
| 国土交通省本省 | 6月25日 | 7:02 | 警戒体制 | | | |
| 関東地方整備局 | 6月25日 | 7:02 | 警戒体制 | | | |
| 北陸地方整備局 | 6月25日 | 7:02 | 注意体制 | 北陸信越運輸局 | 6月25日 | 7:02 |
| 中部地方整備局 | 6月25日 | 7:02 | 警戒体制 | 中部運輸局 | 6月25日 | 7:02 |

2. 地震の概要
○発生日時 平成29年6月25日 7時2分頃
○震源地 長野県南部(北緯35.9度、東経137.6度)
○震度の震源の震度はごく低いが、地震の規模(マグニチュード)は5.7と推定されます
○各地の震度(震度は3以上)・印は気象庁による震度測定点についての情報です

震度5強	長野県	王滝村鉢ヶ沢*	王滝村役場*	木曽町三岳*
震度5弱	長野県	木曾郡開田高原西野*		
震度4	長野県	上松町駅前通り*	大桑村長野*	木曽町新聞*
		木曾町日義*	木曾町福島*	
	石川県	輪島市門前町走出*		
	岐阜県	高山市高根町*	下呂市下呂小学校*	
		中津川市加子母*	中津川市付知町*	
震度3	長野県	松本市奈川町*	松本市丸の内*	諏訪市湖岸通り
		諏訪市高島*	茅野市葛井公園*	
		塙尻市樅川保育園*	塙尻市木曾平沢*	
		朝日村小野沢*	飯田市高羽町	飯田市上郷黒田
		斯田市大久保町*	伊那市下新田*	飯野町中央
		箕輪町中箕輪*	南箕輪村役場*	中川村大草*
		長野高森町下市田*	阿智村鶴場*	阿智村渕内路*
		下條村越沢*	壳木村役場*	泰阜村役場*
	石川県	南木曽町諏訪小学校*	南木曽町役場*	
		七尾市田舎浜町*	穴水町大町*	
		中能登町能登部下*		
		高山市丹生川町坊方*	高山市一之宮町*	高山市国府町*
		高山市朝日町*	高山市見清町*	
		高山市上宝町本郷*	高山市久々野町*	
		飛騨市河合町元田*	飛騨市古川町*	下呂市森
		下呂市萩原町*	下呂市小坂町*	
		中津川市かやの木町	中津川市本町*	
		中津川市小栗山*	中津川市坂下*	中津川市攝羅*
		中津川市川上*	中津川市山口*	恵那市上矢作町
		岐阜市加納二之丸	岐阜市柳澤町*	岐南町八剣*
	富山县	瑞穂市別府*		
	福井県	射水市模様条*	射水市加茂中部*	
	静岡県	袋井市浅名*	浜松天竜区佐久間町*	
	愛知県	新城市作手高里松畠吕*	新城市作手高里郷上*	
		豊根村富山*	名古屋市北区秋葉町*	
		名古屋市西八筋町*	名古屋市中村区大宮町*	
		名古屋市瑞穂区塙入町*	名古屋市瑞穂区一茶*	

■ 道路啓開状況の広報資料



出典：国土交通省HP九州通れるマップ

出典：熊本県熊本地方を震源とする地震に係る国土交通省関連インフラの復旧状況（4月19日15時）
国土交通省HP

出典:長野県南部を震源とする地震について、国土交通省HP

2.6 情報の提供

(2)情報提供

①情報提供の方法

道路管理者は、道路利用者、地域住民及び報道機関に対して、道路の被災状況、通行可能区間、道路啓開状況について、各種媒体を用いて情報提供を実施。

○OHP・SNS

和歌山県道路情報

検索結果一覧

地図から検索

住所による検索

和歌山県管理道路 HP

NEXCO 西日本

道路交通情報

i Highway

工事規制・工事通行止め情報

和歌山河川国道 X



国土交通省 和歌山河川国道事務所

@MLIT_Wakayama
国土交通省和歌山河川国道事務所の公式アカウントです。当事務所が管理する紀の川及び和歌山県北部の国道24号・26号・42号・京奈和自動車道（和歌山県域）に関する事業の進捗や、災害・通行止め情報等をお伝えしています。
なお、発信専用アカウントのため、お問合せにつきましては事務所HPの「ご意見」ページからお問い合わせいたします。
④ 和歌山県 和歌山市 @kkt.mlit.go.jp/wakayama/
⑤ 2011年1月からTwitterを利用しています

○マスコミ(TV ラジオ 新聞)



報道機関への積極的な情報提供

○現場の立て看板



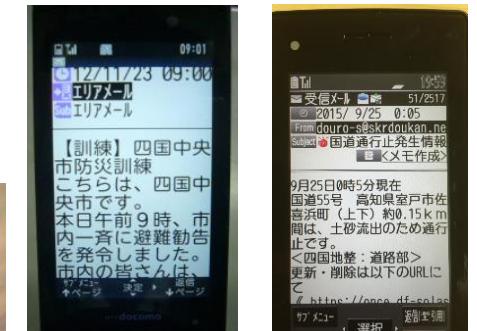
○道路情報板



○防災無線



○エリアメール・メールマガジン

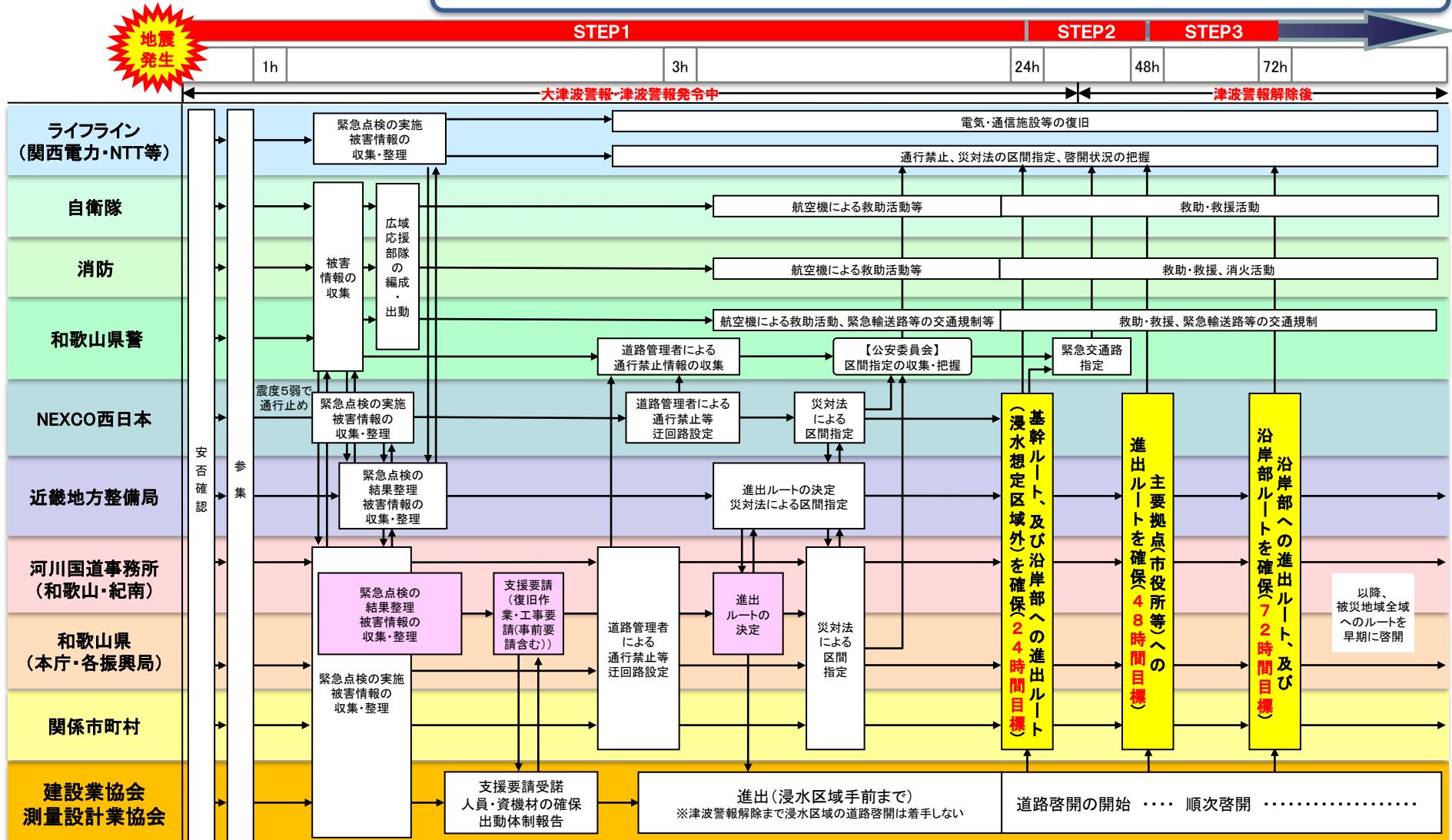


3. 啓開作業計画

3.1 発災時の行動計画

(1) タイムラインの作成

- 発災後、安否確認を行った後、ただちに参集し、緊急点検の実施・被害情報の収集に着手
- 24時間・48時間・72時間以内で、目標進出ルートの道路啓開を完了



上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。31

3.1 発災時の行動計画

(1) タイムラインの作成 【発災後6時間】

- 発災後、道路啓開担当(啓開作業一元化窓口)からの情報発信を合図として、ただちに参集し、被害情報の収集に着手。
- 今後の訓練を通じて、行動項目や連携方法等を適宜見直す。



STEP1

1h

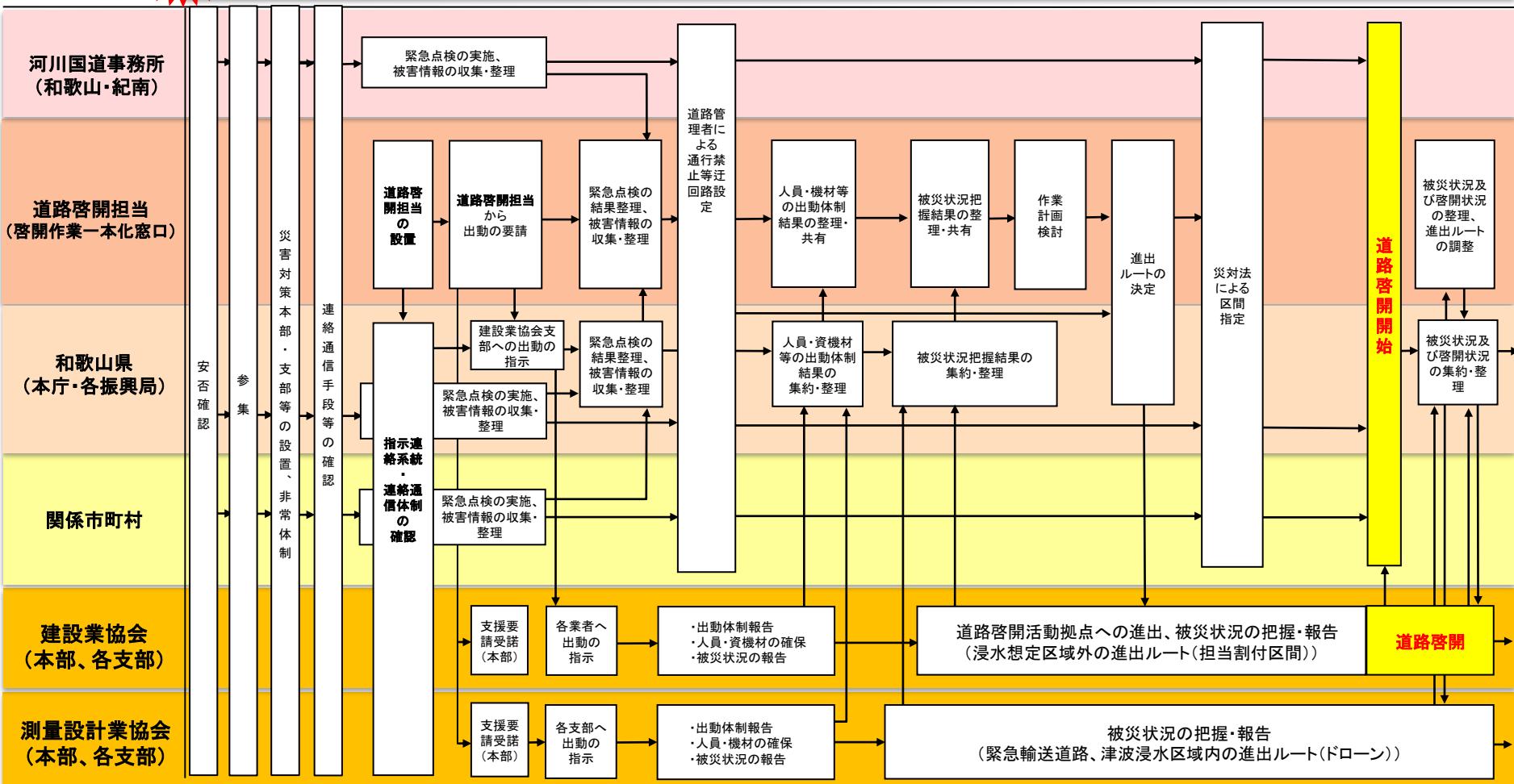
2h

3h

4h

5h

6h



上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

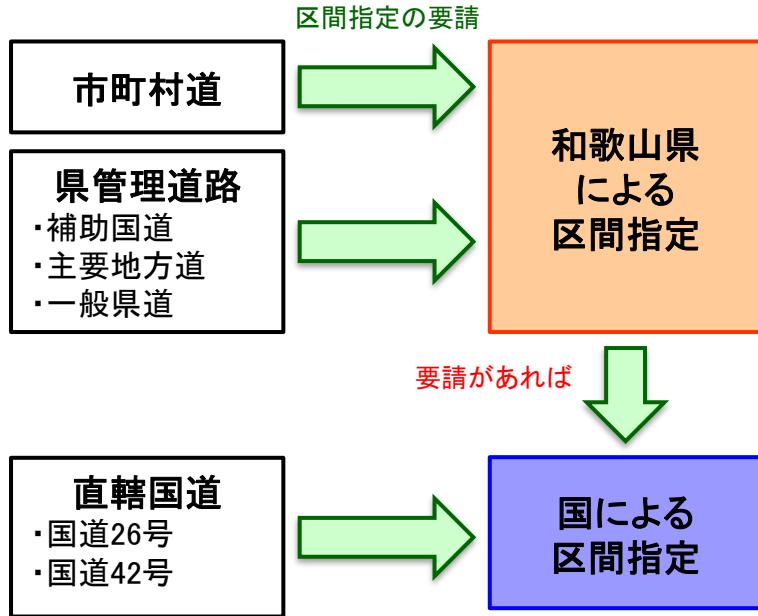
3.1 発災時の行動計画

(3) 災対法による区間指定手順

- 各道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき「区間の指定」を行う。

道路区間の指定(例)

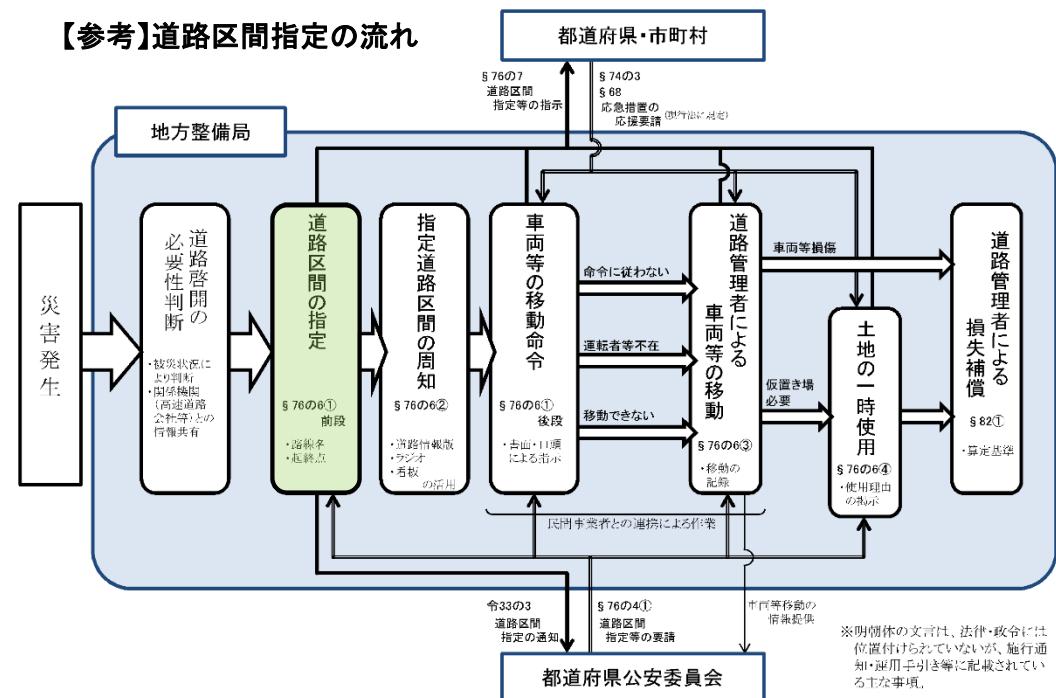
道路種別(管理者)



【参考】災害対策基本法

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

【参考】道路区間指定の流れ



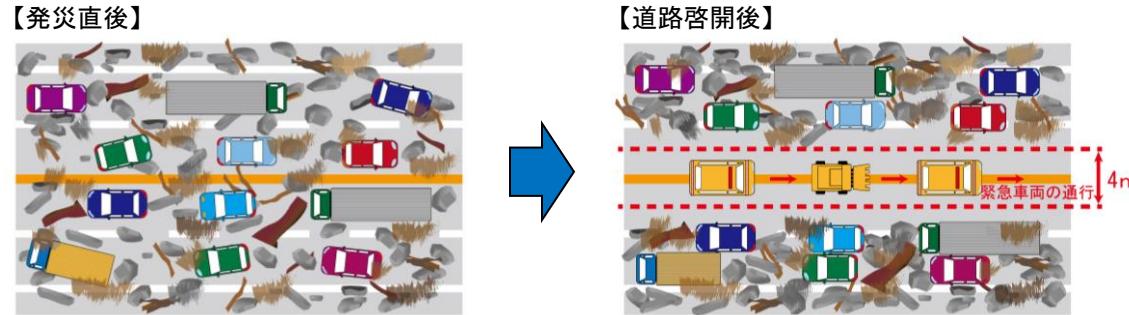
※災対法による区間指定はいつ、誰が、どの範囲を対象とするかのロジックを検討。

3.1 発災時の行動計画

(4) 道路啓開の作業内容

① 緊急車両の通行に必要な車線確保

- 道路啓開は、当面、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員(4.0m)を確保することを原則とする。



② ガレキ処理の方法

- あらかじめガレキの仮置き場が決まっている場合、ダンプトラックでガレキを搬出する。
- 仮置き場が決まっていない場合、道路脇へのガレキの山積により車線を確保する。
- 遺体・貴重品及び危険物等の処理について、関係機関と調整しながら作業を実施する。



ガレキの撤去作業



ダンプトラックによる搬出



道路脇への山積による車線確保

3.1 発災時の行動計画

(5) 道路啓開の手順

① 橋梁段差の解消

基本的な考え方

- 緊急車両が通行可能となるよう、橋梁段差箇所について土のうと敷鉄板で通行幅分の段差を解消する。

具体的な啓開手順等

(1) 手順

- 担当割付区間内のパトロールによる被災状況の確認
- 資機材基地等への集結
- 関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】
- 進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】
- 被災状況に応じた災害協定業者の班編制
- 橋梁段差発生箇所において通行幅分の段差を解消

(2) 啓開作業にあたっての留意点

- 橋全体の異常について可能な限り点検する。
- 道路管理者は、被災状況を確認した上で、橋梁の安全性について判定し、通行規制や緊急措置等の必要性を判断する。
- 緊急措置での対応が可能な場合、橋台背面の段差部に土のうを投入して段差を解消、必要に応じて敷鉄板で走行面を確保する。

(3) 必要資機材

- ダンプトラック、パトロール車等
- 土のう、敷鉄板、保安設備（分離用コーン、バリケード等）

(4) 対応イメージ



東日本大震災時の緊急復旧状況

出典：NEXCO東日本資料

3.1 発災時の行動計画

(6) 道路啓開の手順

② ガレキの除去

基本的な考え方

- 緊急車両の通行に必要な最低限の幅員（4.0m）を確保するため、道路内のガレキ等の障害物を除去する。

具体的な啓開手順等

(1) 手順

- 担当割付区間内のパトロールによる被災状況の確認
- 資機材基地等への集結
- 関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】
- 進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】
- 被災状況に応じた災害協定業者の班編制
- 進出ルート内における4.0m分のガレキを除去

(2) 啓開作業にあたっての留意点

- 遺体・貴重品及び危険物等を確認した場合については、関係機関と調整しながら作業を実施する。
- 倒壊電柱がある場合は、電力会社に連絡し、停電を確認後に電力会社と連携して除去作業を実施する。
- ガレキの仮置き場が決まっている場合、ダンプトラックでガレキを搬出する。なお、仮置き場が決まっていない場合、道路脇へのガレキの山積により車線を確保する。

(3) 必要資機材

- バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車等
- 保安設備（分離用コーン、バリケード等）

(4) 対応イメージ



道路啓開状況（岩手県宮古市田老地区）

出典：震災伝承館（東北地方整備局HP）

3.1 発災時の行動計画

(6) 道路啓開の手順

③ 路上車両の撤去

基本的な考え方

- 緊急車両の通行に必要な最低限の幅員（4.0m）を確保するため、道路内の立ち往生車両等の路上車両を撤去する。

具体的な啓開手順等

(1) 手順

- 担当割付区間内のパトロールによる被災状況の確認
- 資機材基地等への集結
- 関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】
- 進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】
- 被災状況に応じた災害協定業者の班編制
- 進出ルート内における路上車両（立ち往生車両、放置車両等）を撤去

(2) 啓開作業にあたっての留意点 ※災害対策基本法第76条に準拠して実施

- 道路管理者は、災害応急対策の実施に著しいおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められる場合は、その管理する道路の区間を指定し、立ち往生車両等の所有者に対し、当該車両を道路外へ移動することを命令することができる。
- 道路管理者は、指定した区間に在る者に対し、その旨を周知する措置（道路情報板、ラジオの活用等）をとらなければならない。
- 道路管理者は、現地状況を鑑みたうえで、立ち往生車両や放置車両に対して、自ら当該車両の移動を行うことができる。

(3) 必要資機材

- レッカー車、ホイールローダ、フォークリフト、ユニック車、パトロール車等
- 保安設備（分離用コーン、バリケード等）

(4) 対応イメージ



放置車両移動訓練状況

出典：近畿地方整備局資料

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(1)被害想定の整理

➤ 道路啓開に必要な資機材等を把握するため、下表に示す被害項目について整理

想定項目	想定内容	必要資料
①津波浸水被害 (泥土)	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、浸水被害の規模を想定し算定する。	・津波浸水深分布
②橋梁被害	・南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害(流出、倒壊、段差等)を想定し算定する。	・橋梁データベース ・震度分布 ・液状化分布
③落石や自然斜面 の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果(位置情報、被災ランク等)
④盛土法面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果(位置情報、被災ランク等)
⑤海岸擁壁の崩壊	・南海トラフ巨大地震による海岸擁壁の崩壊の被害を想定し算定する。	・既往検討成果(近畿地整)
⑥沿道施設の崩壊	・南海トラフ巨大地震による沿道施設の崩壊の被害(沿道の建物・電柱の倒壊等)を想定し算定する。	・DID人口集中地区、土地利用 ・無電柱化区間
⑦立ち往生車両と 放置車両	・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。	・交通センサスデータ
その他	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、長期浸水箇所を想定する。	・長期浸水箇所データ

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(2) 被害想定項目の算定方法

① 津波浸水被害(泥土)

基本的な考え方

- 県が公表している「南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域」をもとに、道路啓開の対象となる道路において、津波による浸水被害の規模を想定し算定する。

算定手法

- 県が公表している津波浸水想定区域と対象道路を平面図(GIS)に整理し、対象道路の浸水の有無を算定する。

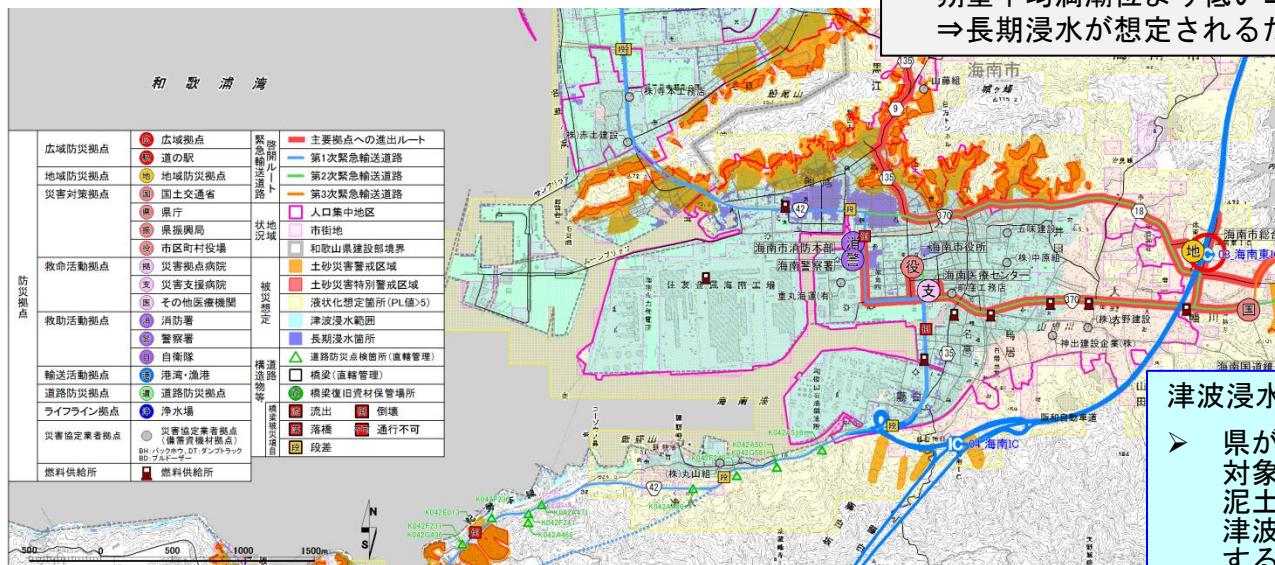


図 対象道路と津波浸水想定区域図の整理例

津波浸水被害(泥土)

- 県が公表している津波浸水想定区域内の対象道路を抽出し、早期啓開幅員4.0mに泥土が4cm堆積(東日本大震災における津波堆積物の堆積高2.5cm~4cmより*)すると想定し算定

*出典:津波堆積物処理指針(案) H23.7 一般社団法人 廃棄物資源循環学会

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

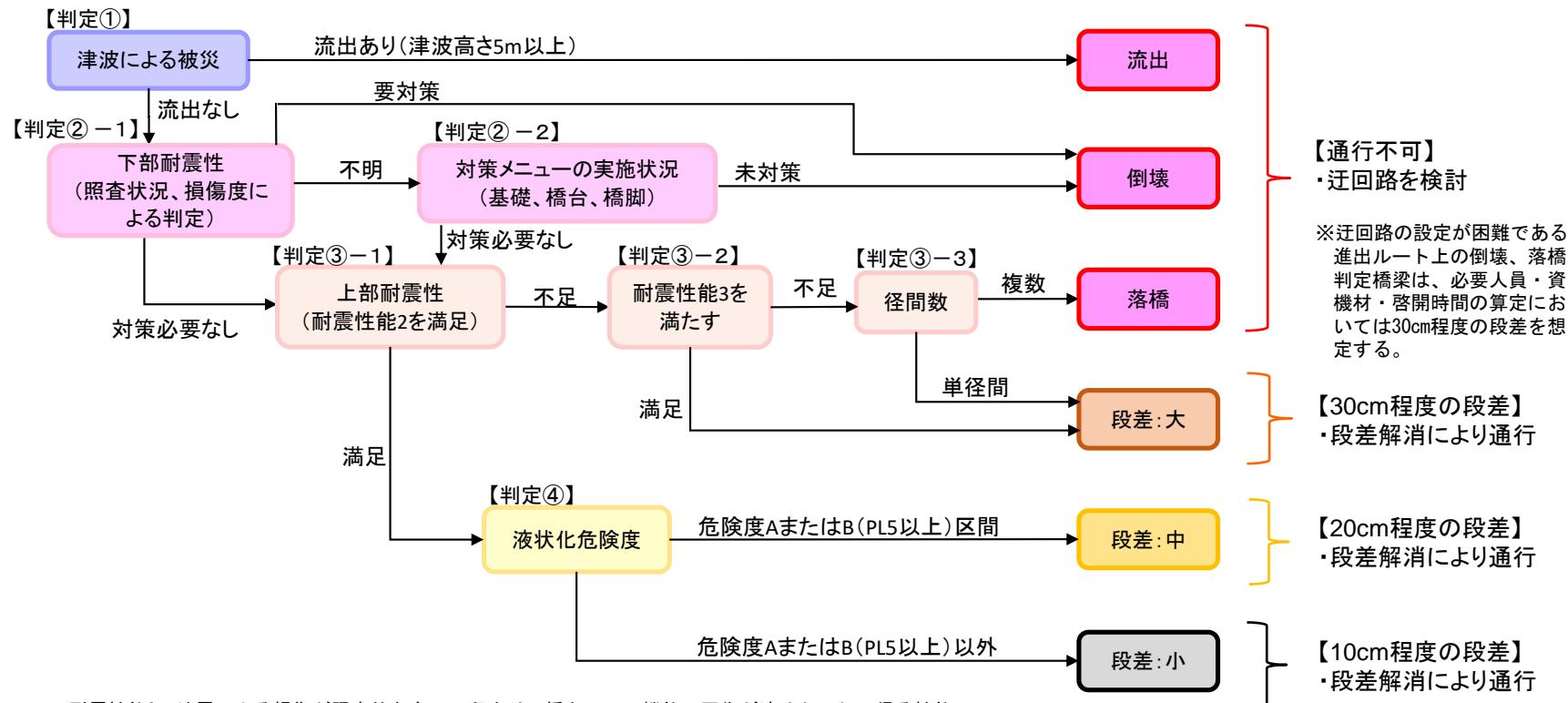
(2)被害想定項目の算定方法

②橋梁被害

基本的な考え方

- ▶ 南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害を想定し算定する。
- ▶ 橋梁の被害様相は「流出」「倒壊」「落橋」「段差」を想定する。

算定手法



3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(2) 被害想定項目の算定方法

③ 落石や自然斜面の崩壊

基本的な考え方

- 落石等について対策や監視が必要な点検箇所のうち、交通遮断の可能性がある被災ランク1及び2の箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定し算定する。

算定手法

1) 対象：対策や監視が必要な点検箇所のうち、被災ランク1及び2の落石・斜面箇所とする。

2) 被害規模：収集した点検調書における想定流出土砂量を適用する。

なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書における想定流出土砂量をもとに、1箇所あたりの平均想定流出土砂量を算定し、この原単位を適用する。（＝想定被災箇所 × 1箇所あたりの平均想定流出土砂量）

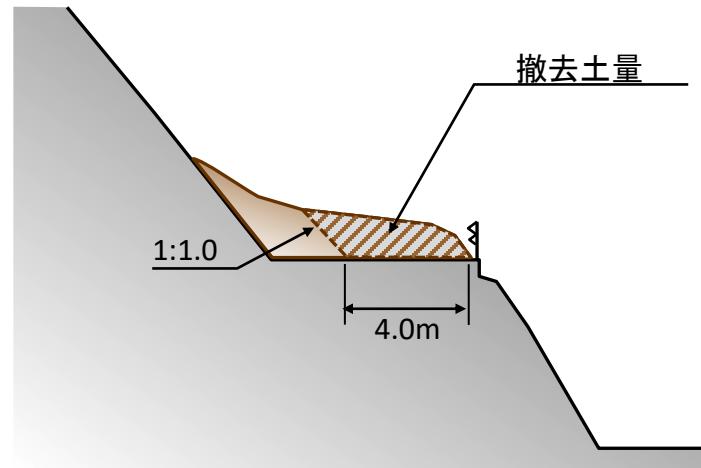


図 想定崩壊土量の発生および撤去イメージ

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(2)被害想定項目の算定方法

④盛土法面の崩壊

基本的な考え方

- 盛土法面について対策や監視が必要な点検箇所のうち、交通遮断の可能性がある被災ランク1及び2の箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定し算定する。

算定手法

1) 対象：対策や監視が必要な点検箇所のうち、被災ランク1及び2の盛土法面とする。

2) 被害規模：収集した点検調書における想定流出土砂量を適用する。

なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書における想定流出土砂量をもとに、1箇所あたりの平均想定流出土砂量を算定し、この原単位を適用する。（＝想定被災箇所 × 1箇所あたりの平均想定流出土砂量）



写真 盛土法面の崩壊状況
(東日本大震災での被災事例)

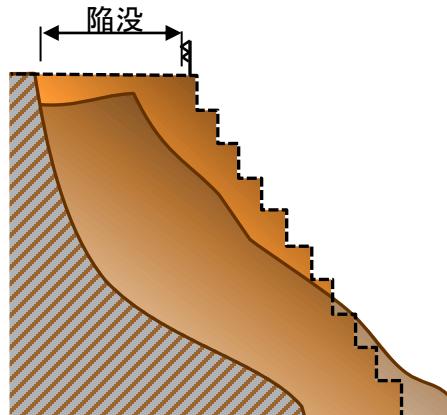


図 盛土法面の崩壊イメージ

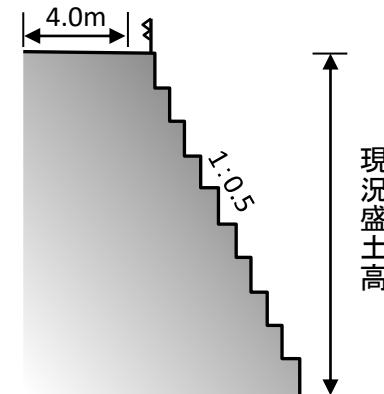


図 盛土法面の復旧イメージ

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(2)被害想定項目の算定方法

⑤海岸擁壁の崩壊

基本的な考え方

- 海岸擁壁箇所について津波浸水深5m以上で崩壊するものと想定し算定する。

算定手法

- 対象：津波浸水想定範囲内における海岸擁壁箇所とする。
- 被害規模：東日本大震災事例より5m以上の浸水箇所が被災するものと想定し、代表断面での検討に基づき、復旧規模を推定する。



写真 海岸擁壁の崩壊状況
(東日本大震災での被災事例)

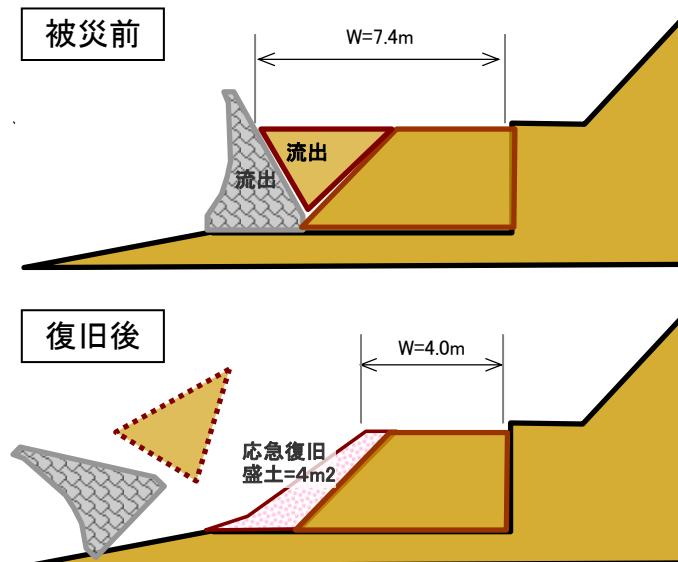


図 海岸擁壁の復旧イメージ

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(2)被害想定項目の算定方法

⑥沿道施設の崩壊

基本的な考え方

- 建物の全壊・焼失等による「災害廃棄物」と「電柱の倒壊」の発生量について想定し算定する。

算定手法

- 被害規模は、県が公表している被害想定結果を活用する。

①災害廃棄物

- 県が公表している市町村単位での災害廃棄物量を基に、対象道路上に堆積するガレキ量を算定
- 災害廃棄物は各市町村の市街地エリア内（DID地区を含む）で発生すると想定
- 市街地とDID地区のガレキ量の堆積比率はそれぞれのエリア内の建物密度比を考慮
- 対象道路の早期啓開幅員4.0m上に堆積するガレキ量を算定

②電柱の倒壊

- 無電柱化の整備が実施されていない、液状化危険度AまたはBの区間の電柱が倒壊すると想定
- 電柱の設置間隔については、以下原単位を想定
DID地区：35m、市街地：45m、非市街地：50m
- 阪神淡路大震災における被害実績を基にした以下の電柱倒壊率を適用※
震度7：6.7%、震度6強・6弱：0.5%、震度5強以下：0%

※出典：地震に強い電気設備のために（資源エネルギー庁編）

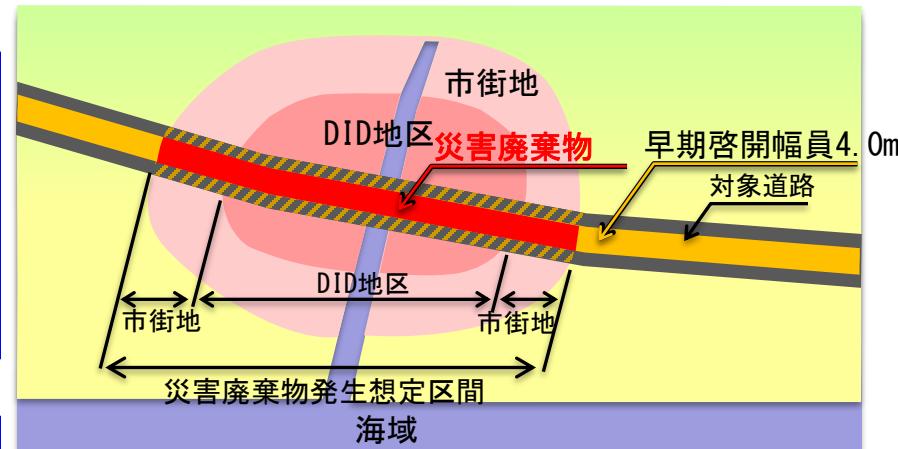


図 災害廃棄物の発生イメージ

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(2)被害想定項目の算定方法

⑦立ち往生車両と放置車両

基本的な考え方

- ▶ 南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。
- ▶ 発災時の路上車両数は、H22道路交通センサスデータのピーク時間交通量と混雑時平均旅行速度から交通密度を求め、区間延長を掛け合わせることにより算定する。

算定手法

- ・発災時の車両台数は、道路交通センサスデータを活用する。

$$\text{路上車両台数(台)} = \frac{\text{ピーク時間交通量(台/h)}}{\text{混雑時平均旅行速度(km/h)}} \times \text{区間延長(km)}$$

- ・津波浸水箇所及び落石や自然斜面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間で算定する。

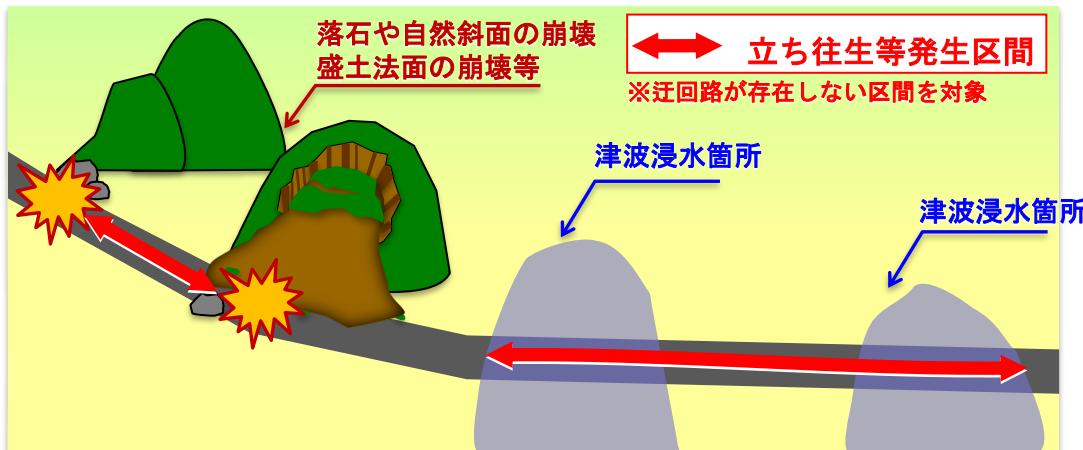


図 立ち往生車両等の発生区間イメージ

表 発災後の車両割合

対象	割合
立ち往生車両	6割
放置車両	3割
その他	1割

※関東地方整備局想定割合

※その他は被災して移動不能となった車両等



写真 立ち往生車両等イメージ

出典：首都直下地震道路啓開計画（初版）H27.2

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法

基本的な考え方

- 道路啓開を迅速かつ効率的に行うためには、被災状況に応じた啓開能力を確保することが必要となる。
- 想定した被災状況をもとに、啓開作業に必要となる人員や資機材量を考慮して進出ルート別に啓開時間を算定する。

対応項目(例)

項目	内容	被災想定の対応項目
①橋梁段差の解消	・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。	・ 橋梁被害
②ガレキ(土砂、災害廃棄物、津波堆積物等)の除去	・バックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。 ※法面・盛土の崩壊箇所については整正作業が必要	・ 津波浸水被害、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊、海岸擁壁の崩壊、沿道施設の崩壊
③路上車両の撤去等	・立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。	・ 立ち往生車両と放置車両
その他	・上記以外にも大規模被災の可能性はあるが、緊急を要する道路啓開作業では、多大な時間を要する対応を回避するため、想定の対象としない。(ただし、大規模被災が想定される箇所を把握しておくことは重要である。) ・また、実際の被災は本想定と異なる可能性があるため、実際の被災に応じて臨機応変に対応することが重要である。	・長期浸水箇所については、応急復旧期での対応を想定 ・橋梁の流出や倒壊、落橋箇所については、応急復旧期での対応を想定するが、迂回路の設定できない箇所については、コルゲート管を活用した復旧を想定する。

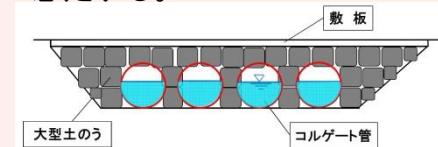


図 コルゲート管を活用した復旧イメージ

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法

① 橋梁段差の解消

基本的な考え方

- ▶ 橋梁段差については、土のうで車輪通行幅（1m）の段差を解消することにより啓開する。
- ▶ 類似計画成果※を参考に、橋梁の耐震状況や周辺の地盤状況等を鑑み、10～30cm程度の段差が発生すると想定して道路啓開速度、日数を算定する。

※「首都直下地震道路啓開計画」の場合、揺れと液状化による想定段差の平均より約30cmと想定している。

「四国広域道路啓開計画」の場合、段差10cm以上の橋梁段差発生箇所について、想定段差を約20cmと想定している。

算定方法

① 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの必要人員

- ・4人（段差解消作業員）+4人（車オペレータ）を想定

② 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの必要機材

- ・パトロール車、ダンプトラック各2台を想定

③ 被災橋梁あたりの必要資材

- ・10%で摺り付けるとして、20cmの段差では延長2.0m、幅1.0mで
1被災橋梁あたり 0.8m^3

・「国土交通省土木工事積算基準」から、土のう1袋あたり 0.02m^3

<30cmの段差>土砂： 1.8m^3 、土のう袋：約90袋、敷鉄板：4枚

<20cmの段差>土砂： 0.8m^3 、土のう袋：約40袋、敷鉄板：4枚

<10cmの段差>土砂： 0.2m^3 、土のう袋：約10袋、敷鉄板：4枚

- ・保安設備（分離用コーン5m間隔、バリケード2基など）

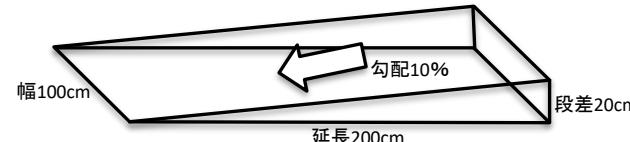


図 段差解消イメージ(段差20cmの場合)

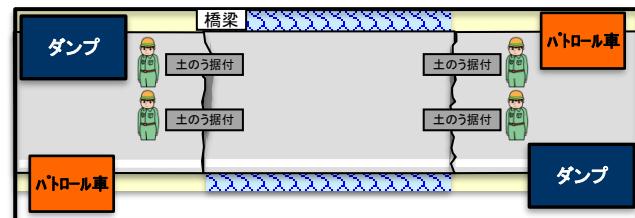


図 配備イメージ

④ 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの作業時間

- ・「国土交通省土木工事積算基準」から、土のう設置は100袋あたり8時間/人で算定

・1被災橋梁を4人で作業するものとして算定

<30cmの段差>1箇所あたり $92 \div 100 \times 8 \div 4 = 1.8$ 時間

<20cmの段差>1箇所あたり $40 \div 100 \times 8 \div 4 = 0.8$ 時間

<10cmの段差>1箇所あたり $12 \div 100 \times 8 \div 4 = 0.2$ 時間

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法

② ガレキの除去

基本的な考え方

- ガレキについては、バックホウ等で道路脇へ除去（必要に応じてダンプトラックにて運搬）することにより啓開する。また、ガレキ除去にあわせて倒壊した電柱を道路脇へ除去する。
- 土砂崩壊箇所については、ガレキ除去とあわせて、仮設道路を敷設しながら道路啓開を実施する。

算定方法

① 被災箇所あたりの必要人員

- 18人を想定（24時間体制（8時間交代制）：6人×3パーティ）

② 被災箇所あたりの必要機材

- パトロール車、ユニック車、バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラックを想定
- 土砂崩壊箇所では、上記に加えて道路工事用機械（タイヤローラー等）を想定
- 24時間対応が必要な場合は照明車の配備を想定

③ 被災箇所あたりの必要資材

- 保安設備（分離用コーン5m間隔、バリケードなど）

④ 被災箇所あたりの作業時間

【基準書※より24時間体制（8時間交代制）を想定した3倍の施工速度とする】

- ガレキの除去の施工速度は $1,500\text{m}^3/\text{日}$ （24h）
- 盛土の施工速度は $2,070\text{m}^3/\text{日}$ （24h）

※出典：土木工事標準積算基準書（共通編）平成28年度（4月版）

ガレキ除去：p. I-2-④-1 ①掘削/土砂/オープンカット/押土なし/障害無し/ $50,000\text{m}^3$ 以上

盛土：p. I-2-④-8 ④路体（築堤）盛土/幅員4.0m以上/敷均し+締固め/ $10,000\text{m}^3$ 未満

- 電柱の除去については30分/本を想定（停電を確認後に関係機関と連携して実施）

パトロール車：状況確認、現場調整等
ユニック車：災害対策用機械の運搬等
バックホウ、ブルドーザ：ガレキ除去等
ダンプトラック：ガレキ運搬等
照明車：現場の活動支援（照明）等

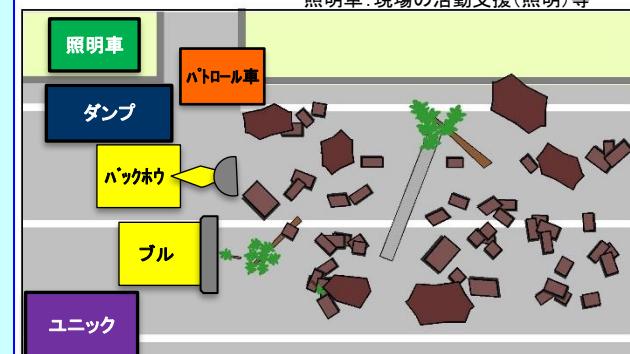


図 配備イメージ



写真 ガレキの除去イメージ

3.2 必要資機材の備蓄・調達計画

(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法

③ 路上車両の撤去等

基本的な考え方

- 立ち往生車両、放置車両等の路上車両は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。

算定方法

① 被災箇所あたりの必要人員

- 15人を想定 (24時間体制(8時間交代制) : 5人×3パーティ)

② 被災箇所あたりの必要機材

- パトロール車、ユニック車、大型レッカー車、ホイールローダを想定
- 24時間対応が必要な場合は照明車の配備を想定

③ 被災箇所あたりの必要資材

- 保安設備 (分離用コーン(5m間隔)、バリケードなど)

④ 被災箇所あたりの作業時間

- 「第2回道路啓開時における路上車両移動技術研究会資料(H26.8)」から以下想定

項目	種別	啓開速度	対応機械
①立ち往生車両	—	1分/台	パトロール車による誘導(運転者乗車・自走可)
②放置車両	大型	20分/台	大型レッカー車
	小型	3分/台	ホイールローダ、フォークリフト等
③その他	大型	30分/台	大型レッcker車
	小型	6分/台	ホイールローダ、フォークリフト等

パトロール車:状況確認、現場調整、誘導等
ユニック車:災害対策用機械の運搬等
大型レッcker車、ホイールローダ:車両移動等
照明車:現場の活動支援(照明)等

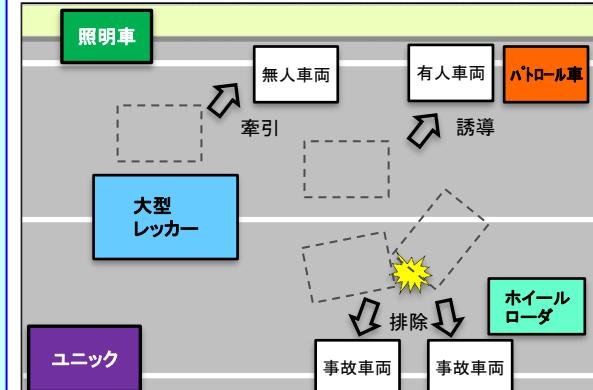


図 配備イメージ



図 路上車両の撤去イメージ

3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付

- 各地域の被害想定量算出結果、県内の建設業者等の保有人員・資機材等を考慮し、啓開ルートの担当(災害協定業者)を割り付け

広域進出拠点	広域防災拠点 道の駅 SA・PA
物資拠点	備蓄基地 物資集積拠点
災害対策拠点	国土交通省 和歌山県庁 県総合庁舎等 市役所(4市) その他市町村役場
救命活動拠点	災害医療拠点 その他医療病院
救助活動拠点	消防 警察 自衛隊
輸送活動拠点	空港 港湾・漁港 ヘリポート その他ヘリポート 鉄道駅前広場
道路防災拠点	災害用資材置場 高速道路会社・公社
ライフライン拠点	ライフライン管理者 鉄道関係管理者 放送局 浄水場
その他拠点	地域拠点 津波排水閑連場所

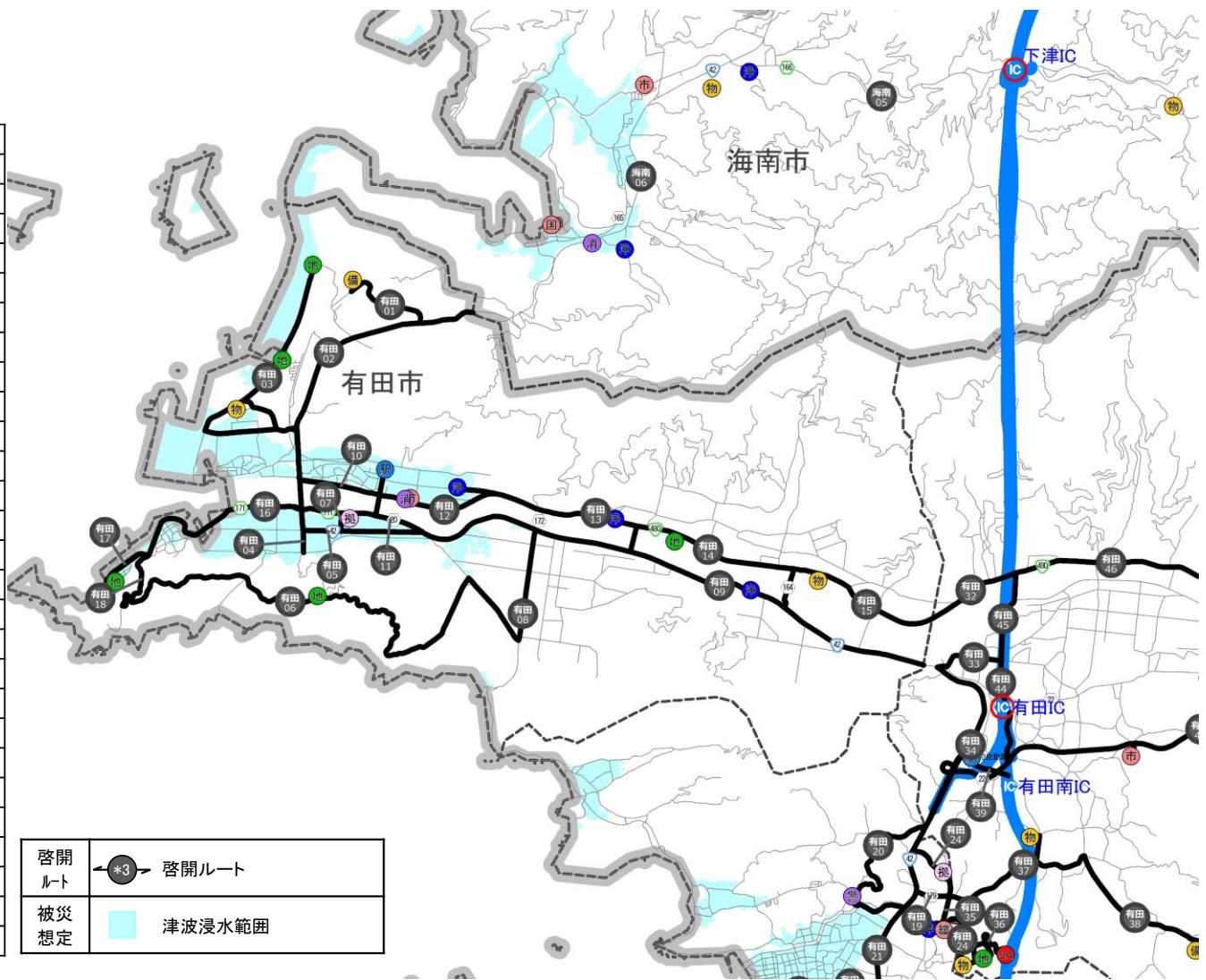


図 啓開ルートの災害協定業者の担当割付イメージ

3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量

➤ 振興局毎・啓開ルート別に、啓開作業時間、必要人員・資機材量を算定

①担当割付区間ごとの啓開延長や被害想定規模を踏まえ、必要人員・資機材量を算定

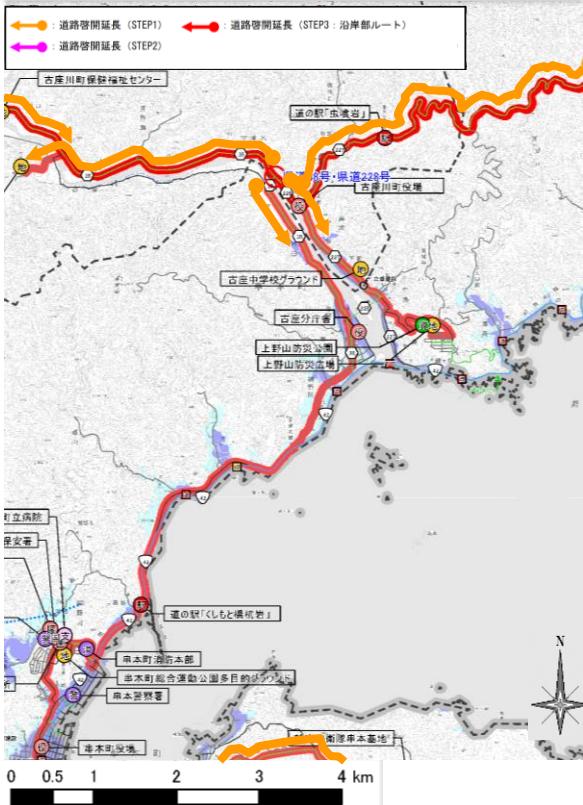
②担当割付区間ごとの啓閉作業内容や作業原単位を踏まえ、道路啓閉時間を算定

圖 啓闢完了時間 必要人員·資機材量

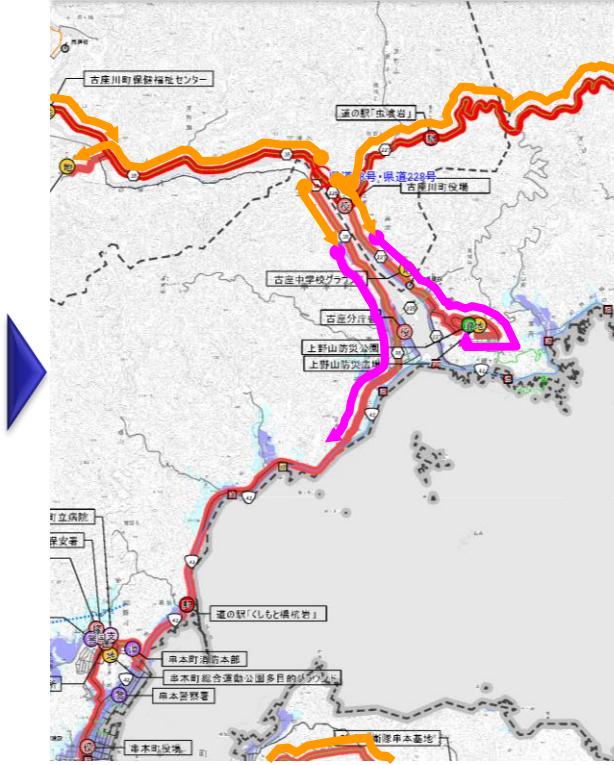
3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量

➤ 算定した啓開作業時間をもとに、道路啓開展開図を作成(24時間単位)

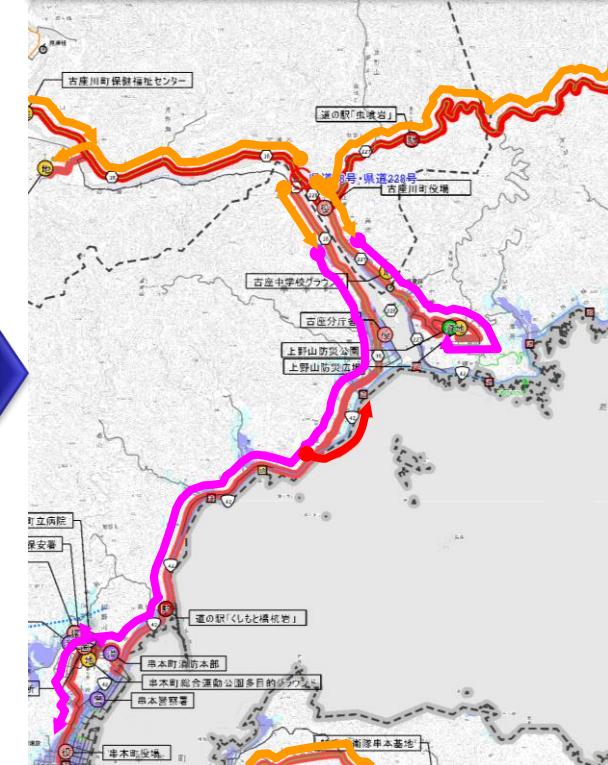
発災から24時間後(津波警報発令中)



発災から48時間後(津波警報解除後)



発災から72時間後(津波警報解除後)



▲道路啓開展開図イメージ

■部会での意見（串本部会の例）

- ・すさみ古座線は2車線から1車線になるところがあるので注意が必要である
- ・すさみIC付近は拠点になりうる
- ・大島、出雲地域およびR371は同時並行で啓開活動が可能である
- ・作業員の後方支援が必要である
- ・二次災害を防止する観点で、退避場所の確保やルールの設定が必要である

防災拠点

広域防災拠点	● 広域拠点
道の駅	● 道の駅
地域防災拠点	● 地域防災拠点
災害対策拠点	● 国土交通省 県庁 県振興局 市町村役場
救命活動拠点	● 災害拠点病院 ● 災害支援病院 ○ その他医療機関
救助活動拠点	● 消防署 ● 警察署 ○ 自衛隊
輸送活動拠点	● 港湾・漁港 ○ 道路防災拠点
道路防災拠点	● 道路防災拠点
ライフライン拠点	● 淨水場
災害協定業者拠点	● 災害協定業者拠点 (備蓄資材拠点)



▲部会の様子

大判図面を用いて部会員参加型の積極的な議論が展開

4. 受援計画

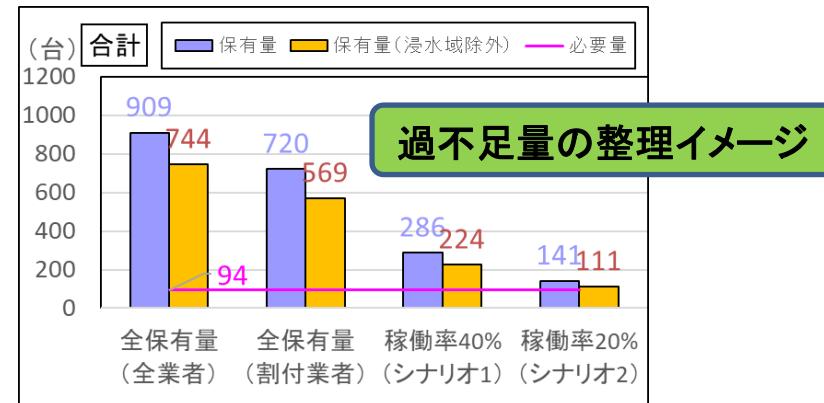
4.1 人員・資機材の備蓄・調達

(1) 道路啓開における人員・資機材の考え方

- 県内や管内ごとの人員・資機材の保有量および必要量を整理し、過不足量を算出する
- 県外・管内間の応援・受援体制と方策を事前に検討し、円滑な支援と確実な道路啓開の実施を図る

(2) 人員・資機材の保有量・必要量の算出

- 建設業者の作業可能人員及び保有資機材から、管内ごとの保有量を抽出する
 - 啓開ルートや被災想定結果等をもとに、管内ごとの必要量を計上する
⇒ 保有量・必要量から過不足量を算出する
- ◎ 資機材：バックホウ、ダンプトラック、土砂、土のう袋、敷鉄板



大規模災害時の人員・資機材の稼働率の推定

- 災害発生時の時間帯や気象条件を考慮し、2パターンのシナリオに対して稼働率を推定する

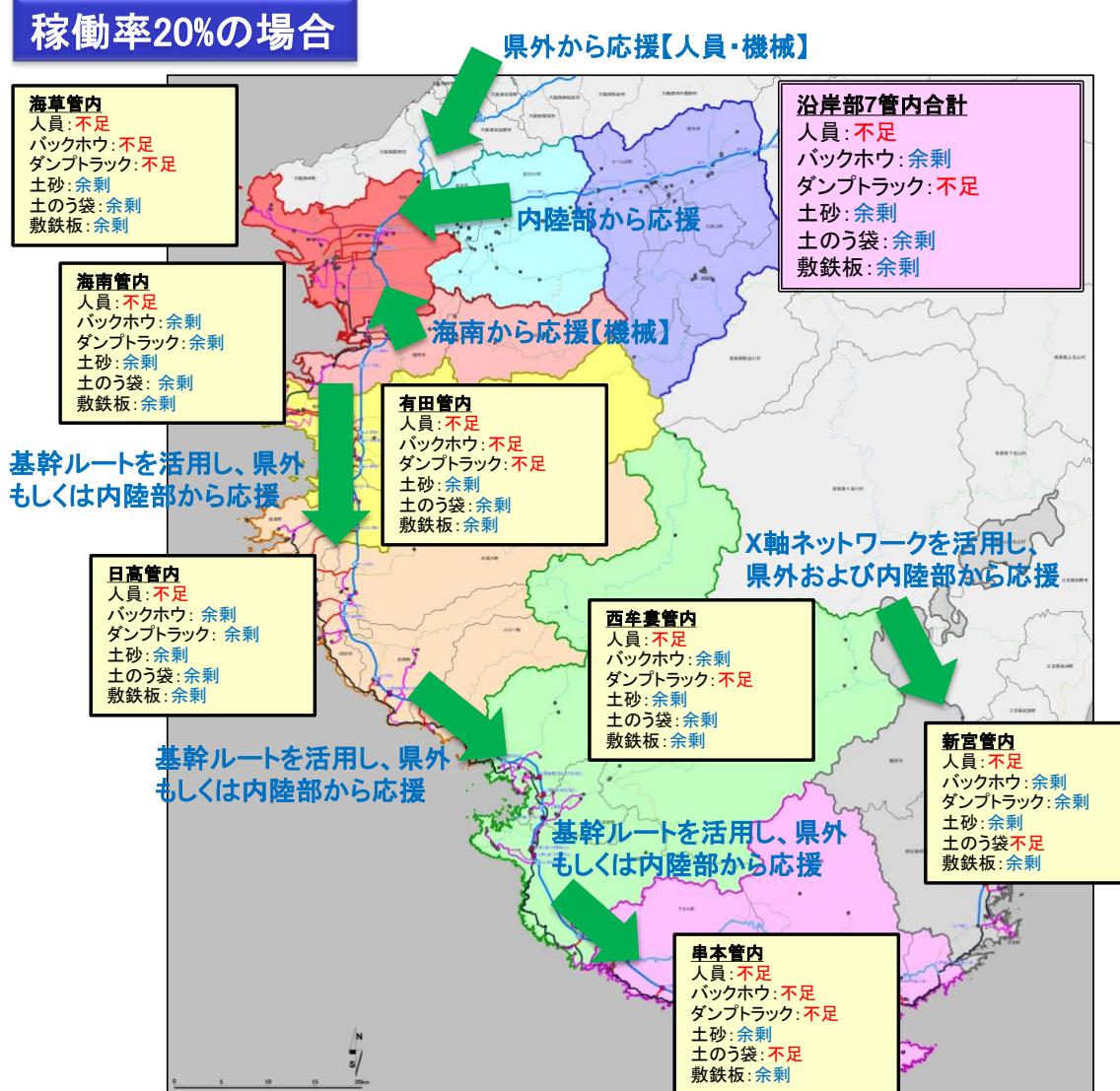
	出動・稼働率※	想定状況
シナリオ1	初動期は保有人員・機械の 40% が出動・稼働可能	大規模地震が 平日昼間 に発生し、計画していた連携やシステムが 一定程度機能 している状況を想定
シナリオ2	初動期は保有人員・機械の 20% が出動・稼働可能	大規模地震が 休日夜間や悪天候時 に発生し、計画していた連携やシステムが ほぼ機能せず 、混乱している状況を想定

※東日本大震災における稼働実績や部会における意見を踏まえ設定

4.1 人員・資機材の備蓄・調達

(3) 県外・管内間の応援・受援のイメージ

▶ 被災状況及び人員・資機材の稼働状況を踏まえ、具体的な応援・受援方策を調整し、支援を行う



4.2 燃料確保体制の構築

(1) 道路啓開における燃料の確保の考え方

- 災害時の深刻な燃料不足による道路啓開への支障を防ぐため、県内の燃料関連施設を整理するとともに、燃料の備蓄確保量および必要量から過不足量を算出する
- 燃料関連施設を最大限に活用し、燃料確保体制を構築することで必要量を確保する

(2) おもな燃料関連施設の概要

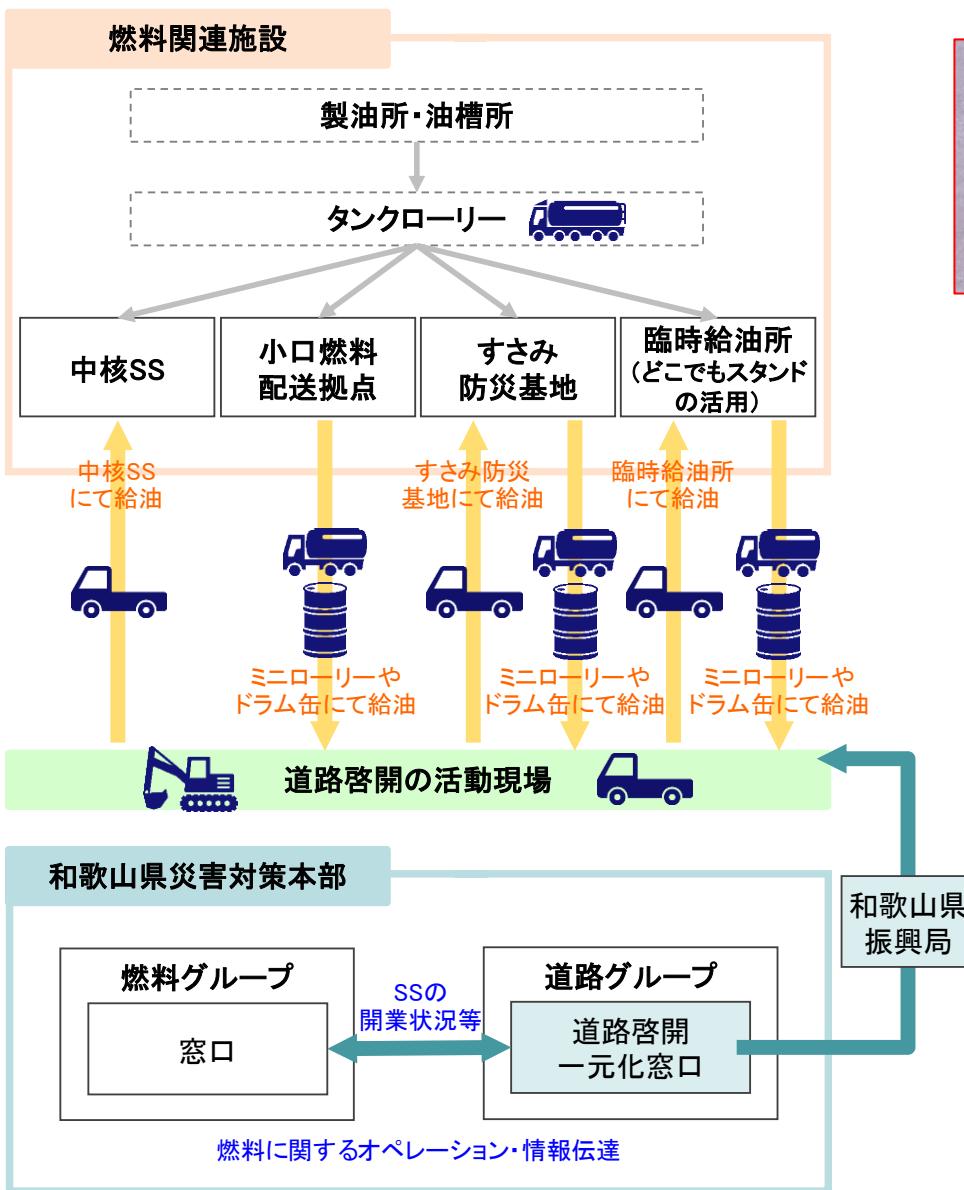
施設	概要
すさみ防災基地	災害時の会議室や緊急車両の車庫等に加え、 <u>燃料の備蓄スペースが設置</u> されている防災拠点
中核SS	東日本大震災の教訓を受け指定された、自家発電設備等を備え、災害時に <u>緊急車両への優先給油を行うサービスステーション</u>
小口燃料配送拠点	東日本大震災の教訓を受け指定された、自家発電設備等を備え、災害時に <u>医療施設や避難施設等にタンクローリーを介して給油を行うサービスステーション</u>
臨時給油所	<u>どこでもスタンド</u> (可搬型燃料計量機)等を活用し、燃料を輸送するタンクローリーと連結することで <u>一時的に設置される給油所</u>

(3) 燃料の保有量・必要量の算出

- 各燃料関連施設の燃料備蓄量から、管内ごとの保有量を算出する
- 啓開作業に必要となる資機材(建設機械)の燃料消費量から、管内ごとの必要量を算出する

4.2 燃料確保体制の構築

(4) 燃料確保体制の構築イメージ



すさみ防災基地



どこでもスタンド(可搬型燃料計量機)



タンクローリーとどこでもスタンドを用いた給油

出典:令和2年度記者発表資料(和歌山県)

4.3 道路啓開活動拠点の選定・活用

(1) 道路啓開活動拠点の概要

- 啓開担当業者や応援部隊が、被災地に向かう際の中継地点として利用する
- 道路啓開活動の実施に向けた一時的な滞在、調整および作業が可能な施設・スペースを確保する

(2) 道路啓開活動拠点に必要な機能

ベースキャンプ機能	道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整
活動支援機能	資機材の備蓄(仮設を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援
通信機能	防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信機能を確保
ライフライン機能	対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保

◆建設機械等の集結



◆資機材の保管



◆通信機能の確保



◆休息環境の確保



出典:「道の駅」の防災機能強化について(国土交通省)

4.3 道路啓開活動拠点の選定・活用

(3) 道路啓開活動拠点の選定フロー

① 拠点候補地の抽出

- 利便性や安全性等を考慮し、行政施設及び民間施設から候補地を抽出

② 活用調整の優先度の設定

- 被災リスクやアクセス性、保有設備等の三段階の評価を踏まえ、調整の優先度を設定

③ 施設管理者との調整

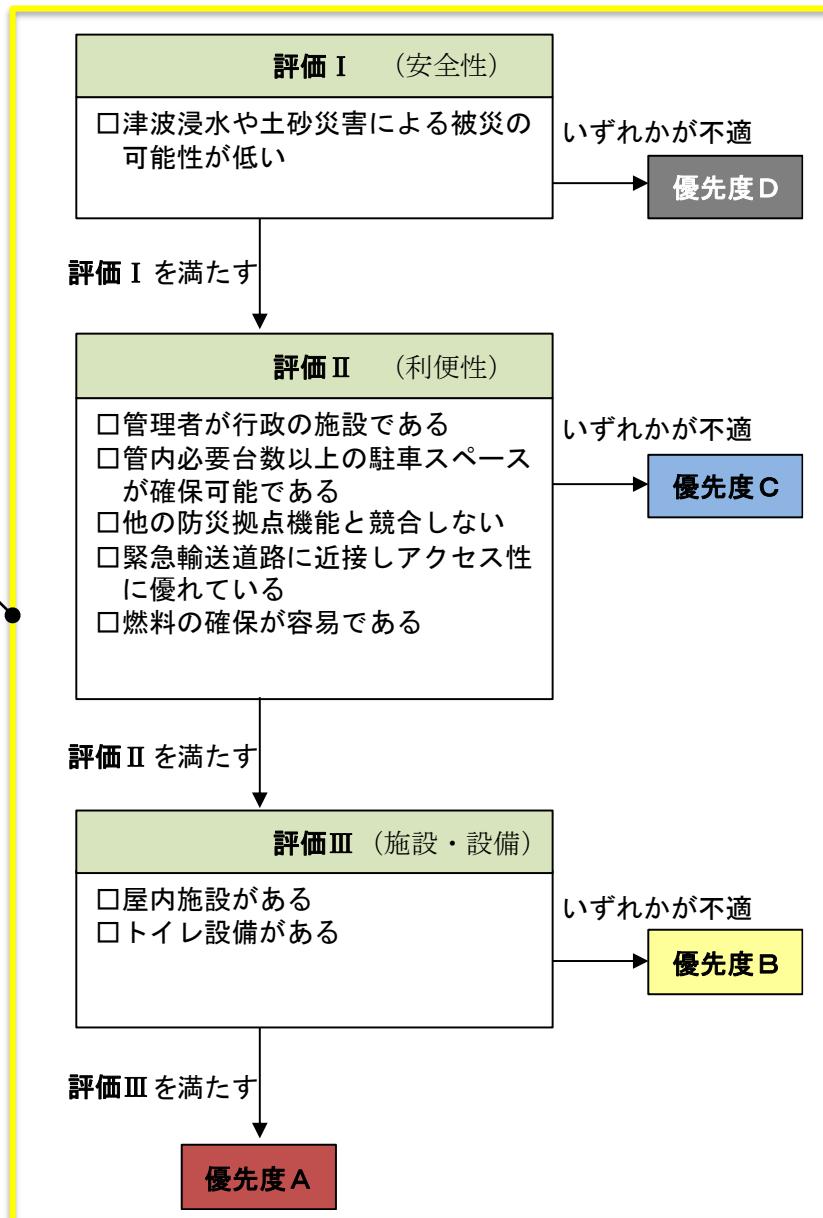
- 拠点としての活用に向けて、活用可否や活用における条件・留意点について調整を実施

④ 現地調査の実施

- 活用可能な候補地の周辺状況や駐車可能スペースの確認のために現地調査を実施

⑤ カルテの作成

- 拠点の位置図や駐車可能スペースの平面図、アクセス性等を整理したカルテを作成

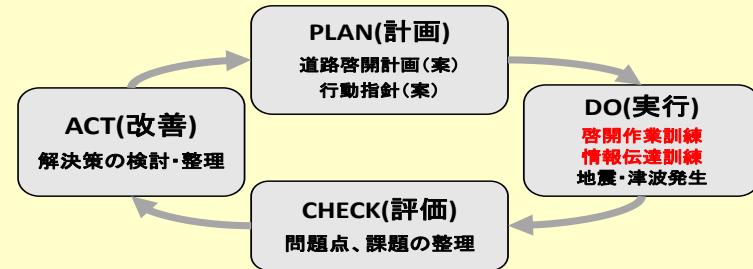


5. 継続的な取組

5. 継続的な取組

(1)PDCAサイクル

■PDCAサイクルの一環として、訓練(啓開作業・情報伝達訓練)を実施し、道路啓開計画(案)等に随時反映



実施項目

災害時の道路啓開活動の実効性向上に向け、①訓練実施・計画の見直し、②周知・広報実施、③技術力向上の3つを実施。

①訓練実施・計画の見直し

災害時において的確な情報共有や啓開活動を実施するため、「知識習得(個人)」、「個別訓練(個人・組織内)」、「連携訓練(多機関)」の3項目を実施。訓練で得られた課題や道路啓開に関する計画・ガイドラインを踏まえて、計画を適宜見直し。

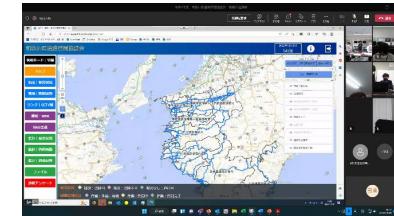
②周知・広報実施

道路啓開の関係機関内の研修・教育、担当者異動による情報の引継ぎ等を実施するとともに、報道機関等と連携して、地域住民に向けた道路啓開に関する周知・広報を実施。

③技術力向上

情報収集・情報共有の円滑性向上に向けて、訓練で得られた課題に対応したシステムの改良、および最新技術(段差処理技術・車両撤去技術等)の活用や習熟を継続的に実施。

○訓練の様子(R4年度)



○周知・広報用動画



○システム改良の例
(移動体の軌跡描画機能)



5. 繼続的な取組

(2) 訓練の実施項目

■災害時において的確な情報収集・共有を実施するため、知識習得、個別訓練、連携訓練の3項目を実施していく。

各訓練項目の概要

①知識習得

・各自で資料・映像等で学習し、理解度チェックを実施することによって、道路啓開活動の知識や理解を深める。

②個別訓練(個人・組織内)

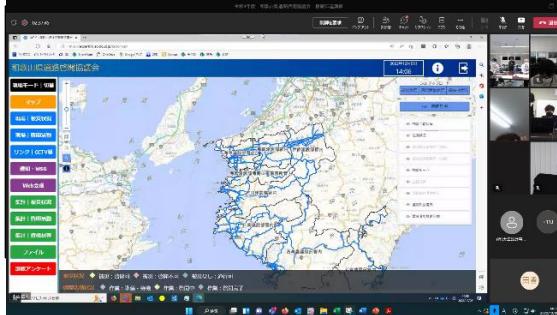
・個人や各機関がテーマに絞った訓練を実施することによって、手順の確認、習熟度の向上(スキルアップ)を図る。

③連携訓練(多機関)

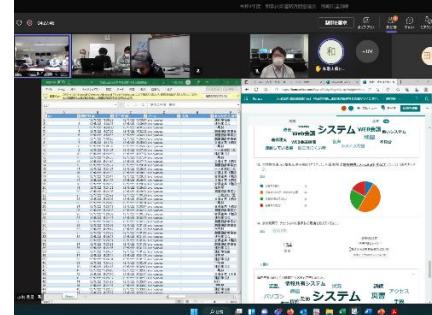
・関係機関が連携した訓練を実施することによって、計画内容の検証や関係者全体の実効力の向上を図る。

訓練の様子(R4年度)

被災状況の把握



訓練後の振り返りの実施



バイク隊を用いた情報共有



参考 道路啓開に関する協定

➤ 災害時、燃料確保や車両移動など関連業者・協会との連携が必要となるため、協定を締結している

協定の名称	締結日	締結者
災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H20.9.2	社団法人奈良県建設業協会五條支部支部長
災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H20.11.26	(社)和歌山県測量設計業協会会长
災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H22.12.8	(社)奈良県測量設計業協会会长
災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する細目協定書	H27.2.16	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 ・和歌山県建設業協会会长 ・伊都建設業協会会长 ・那賀建設業協会会长 ・和歌山市建設業協会会长 ・海南地方建設業協会会长 ・日高建設業協同組合理事長 ・有田建設業協会会长
災害時における災害応急対策業務に関する協定書	H27.2.27	全日本高速道路レッカ一事業協同組合理事長
災害時における災害応急対策業務に関する協定	H27.2.16	株式会社小森組代表取締役
災害時における災害応急対策業務に関する協定書	H27.2.27	全日本高速道路レッカ一事業協同組合理事長
災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H30.9.11	一般社団法人和歌山県建設業協会紀南支部 紀南建設業協同組合理事長
災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H30.12.25	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会日高支部 日高建設業協同組合理事長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会串本支部 串本地区土木協同組合理事長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会新宮支部 新宮地方建設業協同組合理事長

参考 道路啓開に関する協定

協定の名称	締結日	締結者	
大規模災害等発生時における支援等に関する協定書	H21.2.16	和歌山県知事	和歌山県石油商業組合
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H29.4.1		一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会会長
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H29.4.1		一般社団法人和歌山県清掃連合会会長
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H18.7.26		社団法人和歌山県産業廃棄物協会会長
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	H24.3.19		社団法人和歌山県建設業協会会長
「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づく確認書	H24.3.19	和歌山県国土整備部県土整備部技術調査課課長	社団法人和歌山県建設業協会専務理事
大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書	H17.4.25	和歌山県知事	社団法人和歌山県測量設計業協会会長
「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」に基づく確認書	H17.5.9	和歌山県国土整備部県土整備部技術調査課課長	社団法人和歌山県測量設計業協会事務局長
大規模災害時における応急対策調査業務に関する協定書	H27.3.19	和歌山県知事	一般社団法人関西地質調査業協会理事長
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	H29.2.20	国土交通省 近畿地方整備局長	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県知事 ・滋賀県知事 ・京都府知事 ・大阪府知事 ・兵庫県知事 ・奈良県知事 ・和歌山県知事 ・京都市長 ・大阪市長 ・堺市長 ・神戸市長 <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長 ・中日本高速道路株式会社 名古屋支社長 ・中日本高速道路株式会社 金沢支社長 ・西日本高速道路株式会社 関西支社長 ・阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 ・本州四国連絡高速道路株式会社 代表取締役社長 ・一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長
災害発生時における車両等の排除に関する覚書	H17.6.30	和歌山県警察本部長	社団法人日本自動車連盟関西本部和歌山支部長

和歌山県道路啓開計画
道路啓開に係る行動指針（案）

新　　旧　　対　　照　　表

令和5年11月15日時点

和歌山県道路啓開計画 道路啓開に係る行動指針（案） 目次

表紙・目次	1
はじめに	3
1. 啓開ルート計画	5
2. 情報収集・連絡、連携	11
3. 啓開作業計画	31
4. 受援計画	58
5. 繼続的な取組み	65
参考 道路啓開に関する協定	68



具体的な改訂箇所

表紙・目次

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 改訂年を修正。(②) 現行計画では対象災害を南海トラフ地震としていたが、風水害、直下型地震およびその他の災害においても準用していくため、行動指針のタイトルを「和歌山県道路啓開計画 道路啓開に係る行動指針（案）」に修正。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<p style="text-align: center;">南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する 和歌山県道路啓開計画</p> <p style="text-align: center;">道路啓開に係る行動指針（案）</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月 和歌山県道路啓開協議会</p>		<p style="text-align: center;">和歌山県道路啓開計画</p> <p style="text-align: center;">道路啓開に係る行動指針（案）</p> <p style="text-align: center;">令和5年〇月 和歌山県道路啓開協議会</p> <p>風水害等にも準用するためタイトルを更新</p> <p>改訂年を更新</p>

改訂の観点		改訂の内容																																															
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の「1. 啓開ルート計画」「2. 情報収集・連絡、連携」「3. 啓開作業計画」に、近年の検討内容を踏まえ、4 本柱の「4. 受援計画」を追加。さらに、「5 継続的な取組み」を追加し、PDCA サイクルや訓練の実施項目を明文化。(②) 建設業協会および測量設計業協会等との災害対応（道路啓開）に関する協定を参考として追加。(②) 																																															
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○ F																																																
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—																																																
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—																																																
現行（令和2年2月）		改訂案																																															
<h3>目次</h3> <table border="1"> <tr> <td>1. 啓開ルート計画</td><td>p2</td> <td>3. 啓開作業計画</td><td>p30</td> </tr> <tr> <td> 1.1 道路啓開の基本的な考え方</td><td>p3</td> <td> 3.1 発災時の行動計画</td><td>p31</td> </tr> <tr> <td> 1.2 主要拠点の選定</td><td>p6</td> <td> 3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</td><td>p38</td> </tr> <tr> <td> 1.3 基幹ルートからの国道26号・国道42号進出ルート（骨格ルート）</td><td>p7</td> <td> 3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付</td><td>p50</td> </tr> <tr> <td> 1.4 主要拠点への進出ルート</td><td>p8</td> <td> 3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量</td><td>p51</td> </tr> <tr> <td>2. 情報収集・連絡、連携</td><td>p9</td> <td> 3.5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討</td><td>p53</td> </tr> <tr> <td> 2.1 道路啓開初動の流れ</td><td>p10</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td> 2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の再考・一本化</td><td>p11</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td> 2.3 道路啓開時に把握すべき情報について</td><td>p13</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td> 2.4 情報の収集</td><td>p15</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td> 2.5 情報の共有</td><td>p23</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td> 2.6 情報の提供</td><td>p28</td> <td></td><td></td> </tr> </table>		1. 啓開ルート計画	p2	3. 啓開作業計画	p30	1.1 道路啓開の基本的な考え方	p3	3.1 発災時の行動計画	p31	1.2 主要拠点の選定	p6	3.2 必要資機材の備蓄・調達計画	p38	1.3 基幹ルートからの国道26号・国道42号進出ルート（骨格ルート）	p7	3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付	p50	1.4 主要拠点への進出ルート	p8	3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量	p51	2. 情報収集・連絡、連携	p9	3.5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討	p53	2.1 道路啓開初動の流れ	p10			2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の再考・一本化	p11			2.3 道路啓開時に把握すべき情報について	p13			2.4 情報の収集	p15			2.5 情報の共有	p23			2.6 情報の提供	p28		
1. 啓開ルート計画	p2	3. 啓開作業計画	p30																																														
1.1 道路啓開の基本的な考え方	p3	3.1 発災時の行動計画	p31																																														
1.2 主要拠点の選定	p6	3.2 必要資機材の備蓄・調達計画	p38																																														
1.3 基幹ルートからの国道26号・国道42号進出ルート（骨格ルート）	p7	3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付	p50																																														
1.4 主要拠点への進出ルート	p8	3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量	p51																																														
2. 情報収集・連絡、連携	p9	3.5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討	p53																																														
2.1 道路啓開初動の流れ	p10																																																
2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の再考・一本化	p11																																																
2.3 道路啓開時に把握すべき情報について	p13																																																
2.4 情報の収集	p15																																																
2.5 情報の共有	p23																																																
2.6 情報の提供	p28																																																
<h3>目次</h3> <table border="1"> <tr> <td>はじめに</td><td>p2</td> <td>3. 啓開作業計画</td><td>p30</td> </tr> <tr> <td>1. 啓開ルート計画</td><td>p4</td> <td> 3.1 発災時の行動計画</td><td>p31</td> </tr> <tr> <td> 1.1 道路啓開の基本的な考え方</td><td>p5</td> <td> 3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</td><td>p38</td> </tr> <tr> <td> 1.2 主要拠点の選定</td><td>p8</td> <td> 3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付</td><td>p50</td> </tr> <tr> <td> 1.3 啓開ルートの設定</td><td>p9</td> <td> 3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量</td><td>p51</td> </tr> <tr> <td>2. 情報収集・連絡、連携</td><td>p10</td> <td>4. 受援計画</td><td>p53</td> </tr> <tr> <td> 2.1 道路啓開初動の流れ</td><td>p11</td> <td> 4.1 人員・資機材の備蓄・調達</td><td>p54</td> </tr> <tr> <td> 2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化</td><td>p12</td> <td> 4.2 燃料確保体制の構築</td><td>p56</td> </tr> <tr> <td> 2.3 道路啓開時に把握すべき情報について</td><td>p14</td> <td> 4.3 道路啓開活動拠点の選定・活用</td><td>p58</td> </tr> <tr> <td> 2.4 情報の収集</td><td>p16</td> <td>5. 継続的な取組み</td><td>p60</td> </tr> <tr> <td> 2.5 情報の共有</td><td>p24</td> <td>参考 道路啓開に関する協定</td><td>p63</td> </tr> <tr> <td> 2.6 情報の提供</td><td>p28</td> <td></td><td></td> </tr> </table>		はじめに	p2	3. 啓開作業計画	p30	1. 啓開ルート計画	p4	3.1 発災時の行動計画	p31	1.1 道路啓開の基本的な考え方	p5	3.2 必要資機材の備蓄・調達計画	p38	1.2 主要拠点の選定	p8	3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付	p50	1.3 啓開ルートの設定	p9	3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量	p51	2. 情報収集・連絡、連携	p10	4. 受援計画	p53	2.1 道路啓開初動の流れ	p11	4.1 人員・資機材の備蓄・調達	p54	2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化	p12	4.2 燃料確保体制の構築	p56	2.3 道路啓開時に把握すべき情報について	p14	4.3 道路啓開活動拠点の選定・活用	p58	2.4 情報の収集	p16	5. 継続的な取組み	p60	2.5 情報の共有	p24	参考 道路啓開に関する協定	p63	2.6 情報の提供	p28		
はじめに	p2	3. 啓開作業計画	p30																																														
1. 啓開ルート計画	p4	3.1 発災時の行動計画	p31																																														
1.1 道路啓開の基本的な考え方	p5	3.2 必要資機材の備蓄・調達計画	p38																																														
1.2 主要拠点の選定	p8	3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付	p50																																														
1.3 啓開ルートの設定	p9	3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量	p51																																														
2. 情報収集・連絡、連携	p10	4. 受援計画	p53																																														
2.1 道路啓開初動の流れ	p11	4.1 人員・資機材の備蓄・調達	p54																																														
2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化	p12	4.2 燃料確保体制の構築	p56																																														
2.3 道路啓開時に把握すべき情報について	p14	4.3 道路啓開活動拠点の選定・活用	p58																																														
2.4 情報の収集	p16	5. 継続的な取組み	p60																																														
2.5 情報の共有	p24	参考 道路啓開に関する協定	p63																																														
2.6 情報の提供	p28																																																
<p style="text-align: right;">1</p>		4 本柱の「受援計画」、実効性向上に向けた取組みを追加																																															

はじめに

用語の定義

改訂の観点		改訂の内容																						
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・全国事例（中部版くしの歯作戦等）を踏まえ、和歌山県道路啓開計画に関連する用語の定義を追加。（④）																						
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—																							
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—																							
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	○																							
現行（令和2年2月）		改訂案																						
新規		<p>はじめに 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路啓開</td><td>◆ 災害時における救援・救護の要として、がれき等で塞がれた道を切り開き、緊急車両の通行を確保することである。</td></tr> <tr> <td>主要拠点</td><td>◆ 人命救助及び、緊急物資輸送のためにアクセスすべき拠点である。人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後から必要な施設、県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している。</td></tr> <tr> <td>災害協定業者</td><td>◆ 災害時に、近畿地方整備局、県・政令市等の各事務所を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業者のことである。</td></tr> <tr> <td>災害対策本部</td><td>◆ 災害時に、近畿地方整備局、県、市町村にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織である。</td></tr> <tr> <td>資材置場</td><td>◆ 道路啓開作業に必要となる資材（土のう袋など）を事前に備蓄しておく場所である。</td></tr> <tr> <td>津波警報</td><td>◆ 大津波警報…予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に気象庁より発表。 ◆ 津波警報…予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に気象庁より発表。 ※ 気象庁より発表される大津波警報、津波警報の状況により、道路啓開作業の中止や再開を判断する。</td></tr> <tr> <td>基幹ルート</td><td>◆ 広域支援ルート（京奈和道等）を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルートのことである。</td></tr> <tr> <td>沿岸部ルート</td><td>◆ 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルートのことである。</td></tr> <tr> <td>主要拠点への進出ルート</td><td>◆ 地域の主要拠点へ進出するためのルートのことである。</td></tr> <tr> <td>沿岸部への進出ルート</td><td>◆ 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルートのことである。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">道路啓開に関する用語を追加</p>	用語	定義	道路啓開	◆ 災害時における救援・救護の要として、がれき等で塞がれた道を切り開き、緊急車両の通行を確保することである。	主要拠点	◆ 人命救助及び、緊急物資輸送のためにアクセスすべき拠点である。人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後から必要な施設、県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している。	災害協定業者	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県・政令市等の各事務所を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業者のことである。	災害対策本部	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県、市町村にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織である。	資材置場	◆ 道路啓開作業に必要となる資材（土のう袋など）を事前に備蓄しておく場所である。	津波警報	◆ 大津波警報…予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に気象庁より発表。 ◆ 津波警報…予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に気象庁より発表。 ※ 気象庁より発表される大津波警報、津波警報の状況により、道路啓開作業の中止や再開を判断する。	基幹ルート	◆ 広域支援ルート（京奈和道等）を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルートのことである。	沿岸部ルート	◆ 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルートのことである。	主要拠点への進出ルート	◆ 地域の主要拠点へ進出するためのルートのことである。	沿岸部への進出ルート	◆ 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルートのことである。
用語	定義																							
道路啓開	◆ 災害時における救援・救護の要として、がれき等で塞がれた道を切り開き、緊急車両の通行を確保することである。																							
主要拠点	◆ 人命救助及び、緊急物資輸送のためにアクセスすべき拠点である。人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後から必要な施設、県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している。																							
災害協定業者	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県・政令市等の各事務所を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業者のことである。																							
災害対策本部	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県、市町村にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織である。																							
資材置場	◆ 道路啓開作業に必要となる資材（土のう袋など）を事前に備蓄しておく場所である。																							
津波警報	◆ 大津波警報…予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に気象庁より発表。 ◆ 津波警報…予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に気象庁より発表。 ※ 気象庁より発表される大津波警報、津波警報の状況により、道路啓開作業の中止や再開を判断する。																							
基幹ルート	◆ 広域支援ルート（京奈和道等）を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルートのことである。																							
沿岸部ルート	◆ 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルートのことである。																							
主要拠点への進出ルート	◆ 地域の主要拠点へ進出するためのルートのことである。																							
沿岸部への進出ルート	◆ 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルートのことである。																							

関連計画との位置づけ

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・風水害、直下型地震およびその他の災害への準用に伴い、会議および計画の位置づけを追加。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）	新規	<p>はじめに 関連計画との位置付け</p> <p>和歌山県道路啓開協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●沿岸部に加え、風水害等による大規模な道路災害に対応するため、県内の道路に対して道路啓開計画を検討 ●道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議 <p>【対象災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震に伴う津波 <p>【対象災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨 ・内陸直下型地震 ・その他の災害 <p>沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開協議会【幹事会】</p> <p>県管理道路を対象にした道路啓開協議会【幹事会】</p> <p>沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開協議会【部会】</p> <p>・被害想定の把握 ・主要拠点と進出ルートの設定 ・業者担当割付の設定 ・指示連絡系統の確立 等</p> <p>県管理道路を対象にした道路啓開協議会【部会】</p> <p>・啓開ルートの設定 ・業者担当割付の設定 ・指示連絡系統の確立 等</p> <p>南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する 和歌山県道路啓開計画</p> <p>和歌山県道路啓開計画 道路啓開に係る行動指針(案)</p> <p>国旣往計画 内閣府：南海トラフ地震における具体的な 応急活動に関する計画 南海トラフの巨大地震モデル検討会 (第二次報告) 等</p> <p>県内旣往計画 和歌山県：地域防災計画、広域支援計画 等</p> <p>今回改訂について道路啓開計画の位置づけを追加</p>

1. 啓開ルート計画

1. 1 道路啓開の基本的な考え方

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	• STEPごとの啓開状況がイメージできるように着色した図に差し替え。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h3>1.1 道路啓開の基本的な考え方</h3> <p>人命救助を目指した救助・救援ルートを確保するため『道路啓開』の段階目標(STEP1~3)を設定</p>		<h3>1.1 道路啓開の基本的な考え方</h3> <p>人命救助を目指した救助・救援ルートを確保するため『道路啓開』の段階目標(STEP1~3)を設定</p> <p>【STEP1⇒24時間以内完了目標】 基幹ルート、及び沿岸部への進出ルート等(浸水想定区域外)を確保</p> <p>【STEP2⇒48時間以内完了目標】 主要拠点(市役所等)への進出ルートを確保</p> <p>【STEP3⇒72時間以内完了目標】 沿岸部への進出ルート、及び沿岸部ルートを確保</p> <p>【STEP1⇒24時間以内完了目標】 基幹ルート、及び沿岸部への進出ルート等(浸水想定区域外)を確保</p> <p>【STEP2⇒48時間以内完了目標】 主要拠点(市役所等)への進出ルートを確保</p> <p>【STEP3⇒72時間以内完了目標】 沿岸部への進出ルート、及び沿岸部ルートを確保</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	• STEPごとの啓開状況がイメージできるように着色した図に差し替え。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>1.1 道路啓開の基本的な考え方</p> <p>(1) STEP1の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後、災害協定業者は、安否確認を行った後、ただちに参集し、迅速な道路啓開作業の準備を開始。 事前割付に従い、災害協定業者は、進出ルート(浸水想定区域外)の安全な場所まで自動的に出発し、緊急点検の実施、被害情報の収集に着手。 災害協定業者は、浸水想定区域手前に到達後、和歌山県内の道路啓開担当と密接に連絡を取り、次のSTEP2開始まで待機。 <p>※日本大震災では津波警報解除後から約30時間後</p> <p>(2) STEP2の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報解除後、主要拠点までの進出ルート(浸水区域内)については、道路啓開担当と密接に連絡を取り、事前に割付けた災害協定業者が道路啓開に着手。 沿岸部ルート(浸水区域内)については、道路啓開担当の指示を受けた災害協定業者が、道路啓開に着手。 道路啓開の着手は、原則、警察・自衛隊の到着後。 <p>基幹ルート: 広域支援ルート(京奈和道等)を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルート 沿岸部ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルート 主要拠点への進出ルート: 地域の主要拠点へ進出するためのルート 沿岸部への進出ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルート ※上記ルートの総称を「啓開ルート」、また道路啓開の目的を表現して「救助・救援ルート」等と称する。</p>	<p>1.1 道路啓開の基本的な考え方</p> <p>(1) STEP1の詳細</p> <p>【STEP1⇒24時間以内完了目標】 基幹ルート、及び沿岸部への進出ルート等(浸水想定区域外)を確保</p> <p>【STEP2⇒48時間以内完了目標】 主要拠点(市役所等)への進出ルートを確保</p> <p>【STEP1⇒24時間以内完了目標】 基幹ルート、及び沿岸部への進出ルート等(浸水想定区域外)を確保</p> <p>【STEP2⇒48時間以内完了目標】 主要拠点(市役所等)への進出ルートを確保</p> <p>(2) STEP2の詳細</p> <p>津波警報解除後、主要拠点までの進出ルート(浸水区域内)については、道路啓開担当と密接に連絡を取り、事前に割付けた災害協定業者が道路啓開に着手。</p> <p>沿岸部ルート(浸水区域内)については、道路啓開担当の指示を受けた災害協定業者が、道路啓開に着手。</p> <p>道路啓開の着手は、原則、警察・自衛隊の到着後。</p> <p>基幹ルート: 広域支援ルート(京奈和道等)を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルート 沿岸部ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルート 主要拠点への進出ルート: 地域の主要拠点へ進出するためのルート 沿岸部への進出ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルート ※上記ルートの総称を「啓開ルート」と称する。</p> <p>STEPごとの啓開イメージ(図)を更新</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	• STEPごとの啓開状況がイメージできるように着色した図に差し替え。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h3>1.1 道路啓開の基本的な考え方</h3> <p>(3) STEP3の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害協定業者及び応援部隊は、道路啓開担当の指示に基づき、順次、沿岸部ルートの浸水区域の道路啓開を実施。 <p>津波排水運用計画との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者（近畿地方整備局）は、南海トラフ地震によって発生する津波浸水に対して、津波排水運用計画を策定済。 津波排水運用計画には、浸水範囲・浸水量、排水ポンプ車配備箇所および排水活動手順等が記載。 津波排水運用計画と道路啓開計画の整合を図り、実効的な計画への深化が必要。 <p>津波排水運用計画【田辺エリア】</p> <p>津波排水運用計画【田辺エリア】</p> <p>■津波排水運用計画 ・想定浸水状況や地域特性を踏まえ、止水・排水箇所（排水ポンプ車の配備箇所等）を設定</p> <p>■貴送迎計画 ・止水・排水箇所までの密接ルートを設定し、道路啓閉に必要となる人員・資機材量・時間等を算定</p> <p>津波警報解除後 ・紀勢道の未整備区間では72時間以内の道路啓閉完了が困難</p> <p>基幹ルート：広域支援ルート（京奈和道等）を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルート 沿岸部ルート：津波被害が甚大と予測される沿岸部のルート 主要拠点への進出ルート：地域の主要拠点へ進出するためのルート 沿岸部への進出ルート：津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルート ※上記ルートの総称を「啓開ルート」、また道路啓開の目的を表現して「救助・救援ルート」等と称する。 5</p>	<h3>1.1 道路啓開の基本的な考え方</h3> <p>(3) STEP3の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害協定業者及び応援部隊は、道路啓開担当の指示に基づき、順次、沿岸部ルートの浸水区域の道路啓開を実施。 <p>津波排水運用計画との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者（近畿地方整備局）は、南海トラフ地震によって発生する津波浸水に対して、津波排水運用計画を策定済。 津波排水運用計画には、浸水範囲・浸水量、排水ポンプ車配備箇所および排水活動手順等が記載。 津波排水運用計画と道路啓開計画の整合を図り、実効的な計画への深化が必要。 <p>津波排水運用計画【田辺エリア】</p> <p>津波排水運用計画【田辺エリア】</p> <p>■津波排水運用計画 ・想定浸水状況や地域特性を踏まえ、止水・排水箇所（排水ポンプ車の配備箇所等）を設定</p> <p>■道路啓開計画 ・止水・排水箇所までの啓開ルートを設定し、道路啓閉に必要となる人員・資機材量・時間等を算定</p> <p>■道路啓開計画 ・止水・排水箇所までの啓開ルートを設定し、道路啓閉に必要となる人員・資機材量・時間等を算定</p> <p>津波警報解除後 ・紀勢道の未整備区間では72時間以内の道路啓閉完了が困難</p> <p>基幹ルート：広域支援ルート（京奈和道等）を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルート 沿岸部ルート：津波被害が甚大と予測される沿岸部のルート 主要拠点への進出ルート：地域の主要拠点へ進出するためのルート 沿岸部への進出ルート：津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルート ※上記ルートの総称を「啓開ルート」と称する。 7</p> <p>STEPごとの啓開イメージ（図）を更新</p>

1. 2 主要拠点の選定

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	○	・和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、沿岸部地域および内陸部地域の主要拠点および啓開ルートの設定（①）。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	

現行（令和2年2月）

改訂案

1.2 主要拠点の選定

- 和歌山県の防災拠点をベースに、道路啓開活動の拠点となる主要拠点（市役所等）を選定・見直し
- 約223施設を道路啓開活動の主要拠点として設定

○主要拠点（市役所等）位置図

表 主要拠点の選定方法

種別	主な機能	分類	設定方法
①広域防災拠点	災害時に広域救援のベースキャンプや物資の収容配給拠点等に活用可能な機能を有する拠点	広域防災拠点	-和歌山県指定拠点 -和歌山県指定拠点
②地域防災拠点	災害時に市町村等の地域防災拠点や中核的の防災拠点として必要な機能を有する拠点	地域防災拠点	-和歌山県指定拠点 -その他の機能を有する拠点
③自衛隊拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している拠点	自衛隊	-陸上自衛隊 -航空自衛隊 -海上自衛隊
④消防拠点	災害時に傷病者の受け入れや医療搬送チームの派遣を行なふ、あるいはそれらの機能を有する拠点	災害拠点	-和歌山県指定拠点 -その他の機能を有する拠点
⑤救助活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点、あるいは救助活動の介在者としての機能を有している拠点	救助	-和歌山県指定拠点 -災害対応拠点ネットワーク認定拠点 -和歌山県消防防災ヘリコプター認定拠点 -和歌山県警察防災ヘリコプター認定拠点 -和歌山県警備隊
⑥生駒活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機具の輸送機能を有している拠点	生駒	-和歌山県指定拠点 -和歌山県警備隊
⑦消防防災拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	消防防災拠点	-和歌山県警備隊 -和歌山県消防防災ヘリコプター認定拠点 -和歌山県警備隊

6

1.2 主要拠点の選定

- 和歌山県の防災拠点をベースに、道路啓開活動の拠点となる主要拠点（市役所等）を選定・見直し
- 約600施設を道路啓開活動の主要拠点として設定

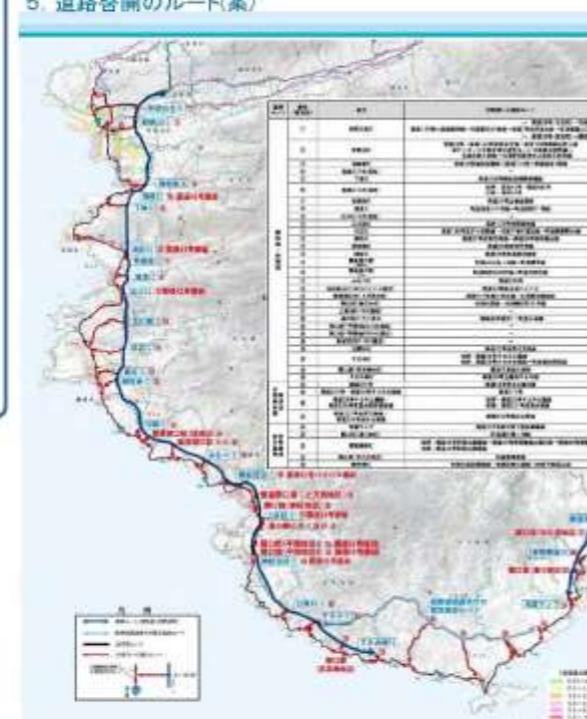
○主要拠点（市役所等）位置図

表 主要拠点の選定方法

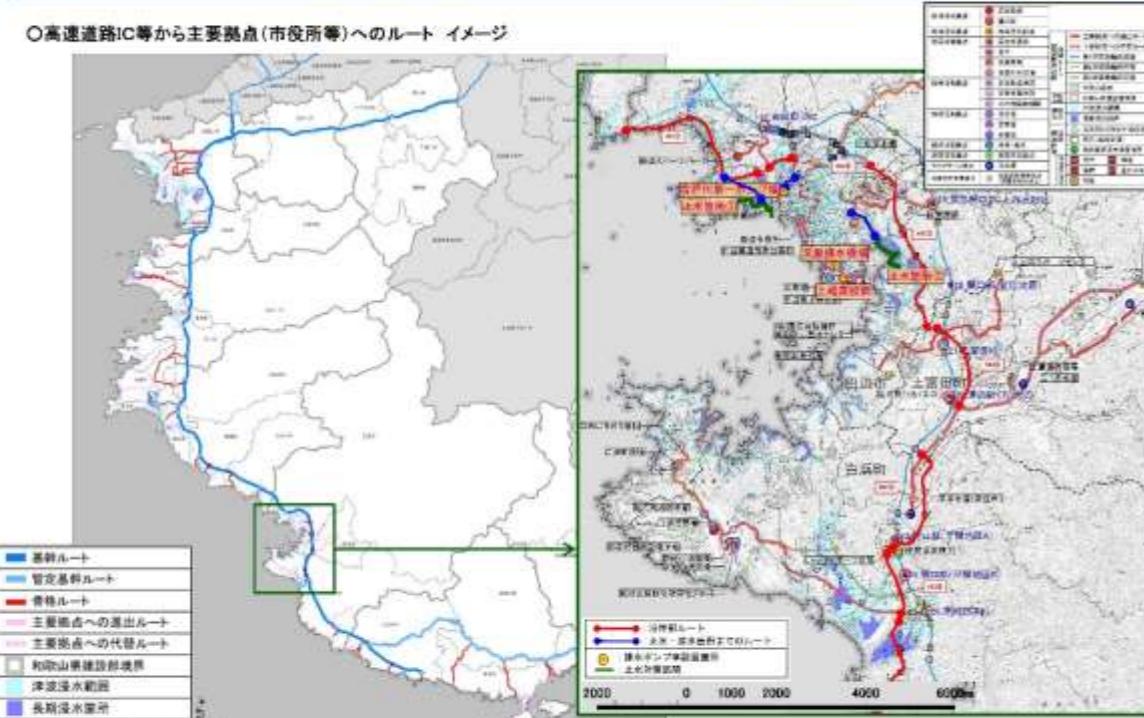
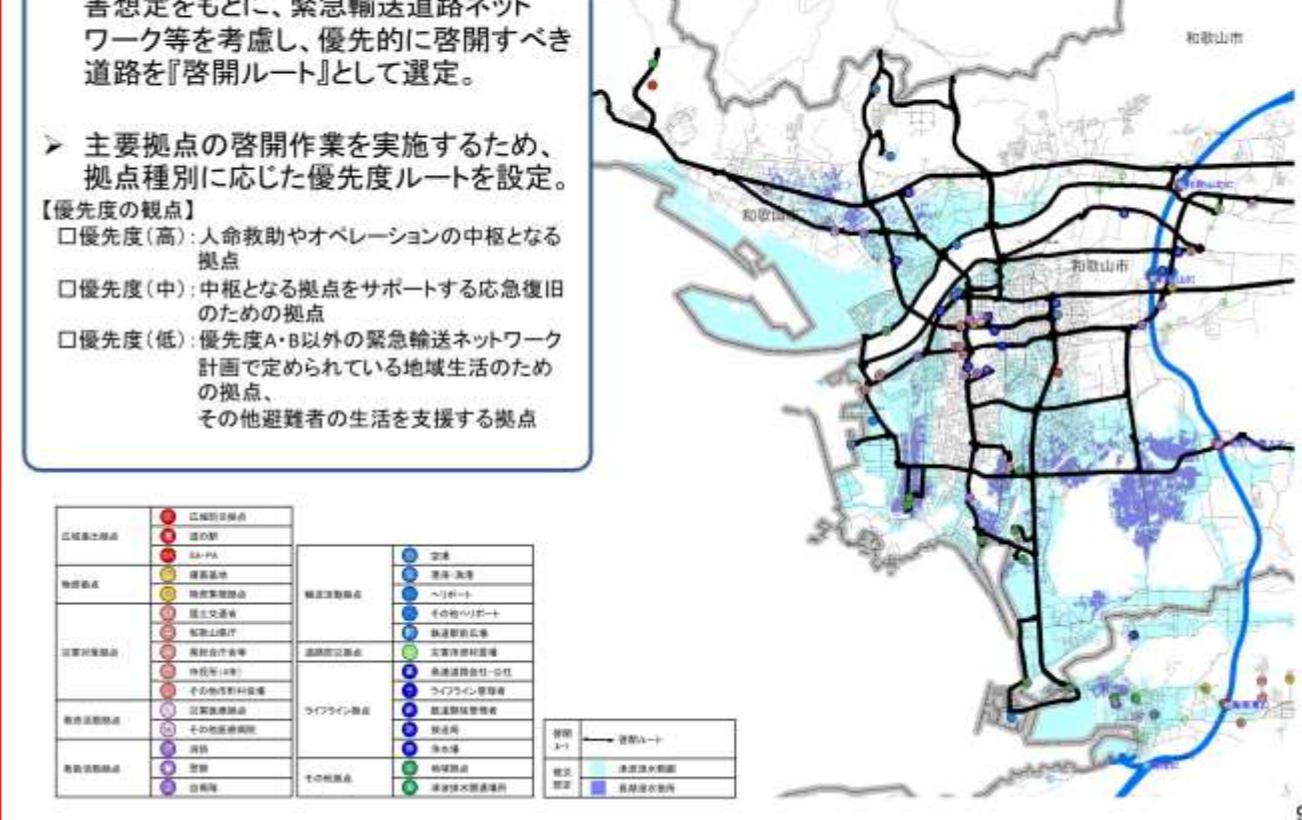
種別	主な機能	分類	設定方法
①広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや被災地方面に移動する際の一時的な目標として活用可能な機能を有している拠点	広域防災拠点	-緊急輸送道路ネットワーク認定拠点
②物流拠点	災害時に県内の調蓄物貯あわび県外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	物流拠点	-緊急輸送道路ネットワーク認定拠点 -和歌山県広域受援計画より抽出
③災害対策拠点	災害時に道路網における司令塔としての機能を有している拠点	災害対策拠点	-緊急輸送道路ネットワーク認定拠点 -和歌山県庁 -県防災会議会場
④救助活動拠点	災害時に傷病者の受け入れや医療救援チームの派遣を行なう拠点、あるいはそれらの機能を有している拠点	救助活動拠点	-緊急輸送道路ネットワーク認定拠点 -和歌山県立病院 -和歌山県立病院
⑤消防活動拠点	災害時に道路網の実行機能を保有している拠点、あるいは救助活動の介在者としての機能を有している拠点	消防活動拠点	-消防署 -和歌山県消防防災ヘリコプター認定拠点 -和歌山県警備隊
⑥生駒活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機具の輸送機能を有している拠点	生駒	-和歌山県警備隊 -ヘリポート -鉄道駅前広場
⑦道路防災拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	道路防災拠点	-緊急輸送道路ネットワーク認定拠点 -和歌山県警備隊
⑧ライフライン拠点	災害時に生活支援に必要な拠点	ライフライン拠点	-緊急輸送道路ネットワーク認定拠点 -和歌山県警備隊
⑨その他拠点	特会等で意見があつた地域の生活支援に必要な拠点	その他拠点	-和歌山県広域受援計画より抽出 -和歌山県庁により拠点を抽出 -和歌山県水害用計画より災害場所を抽出

主要拠点の種別および主要拠点の更新

1. 3 基幹ルートからの国道26号・国道42号進出ルート（骨格ルート）

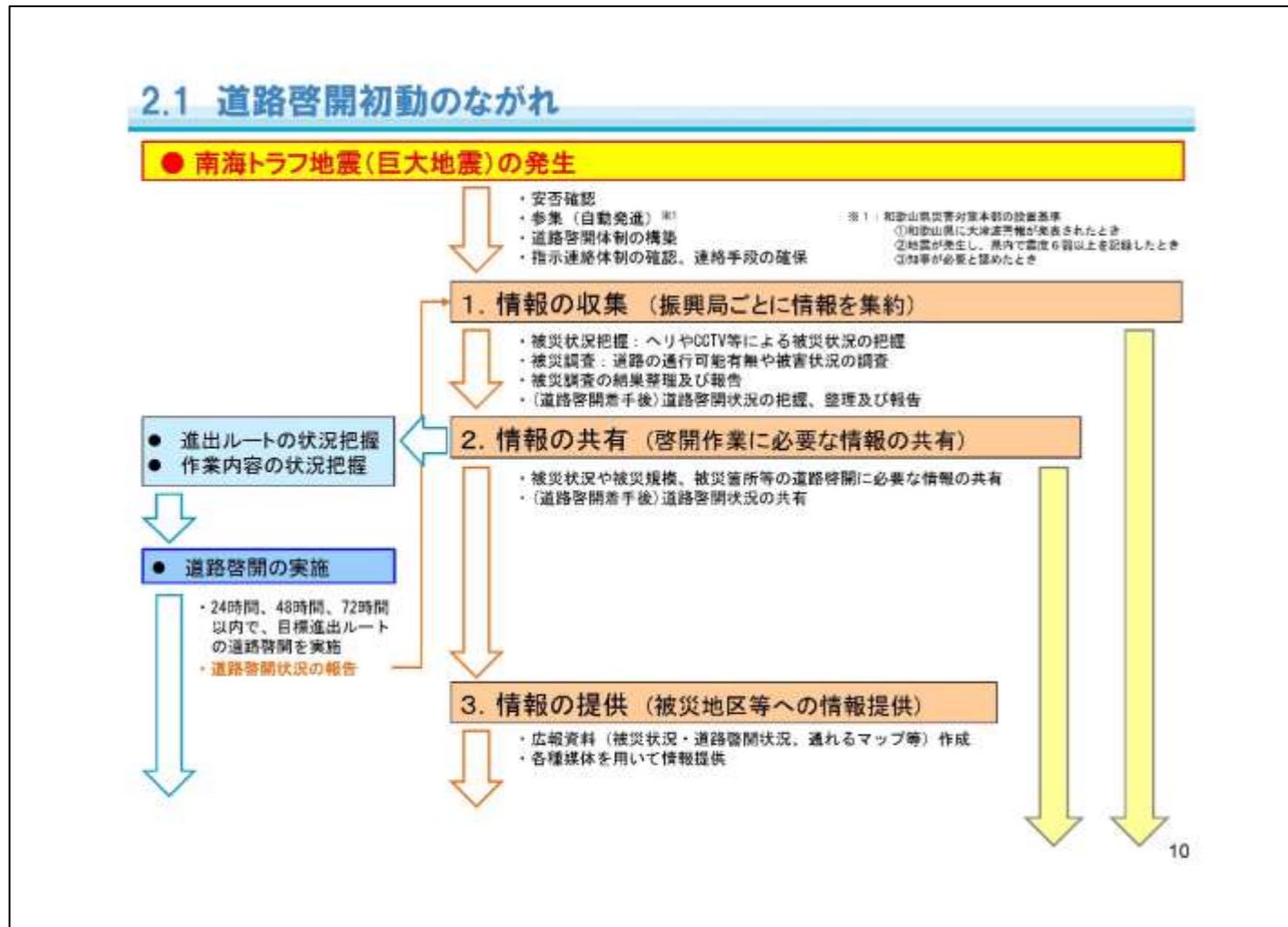
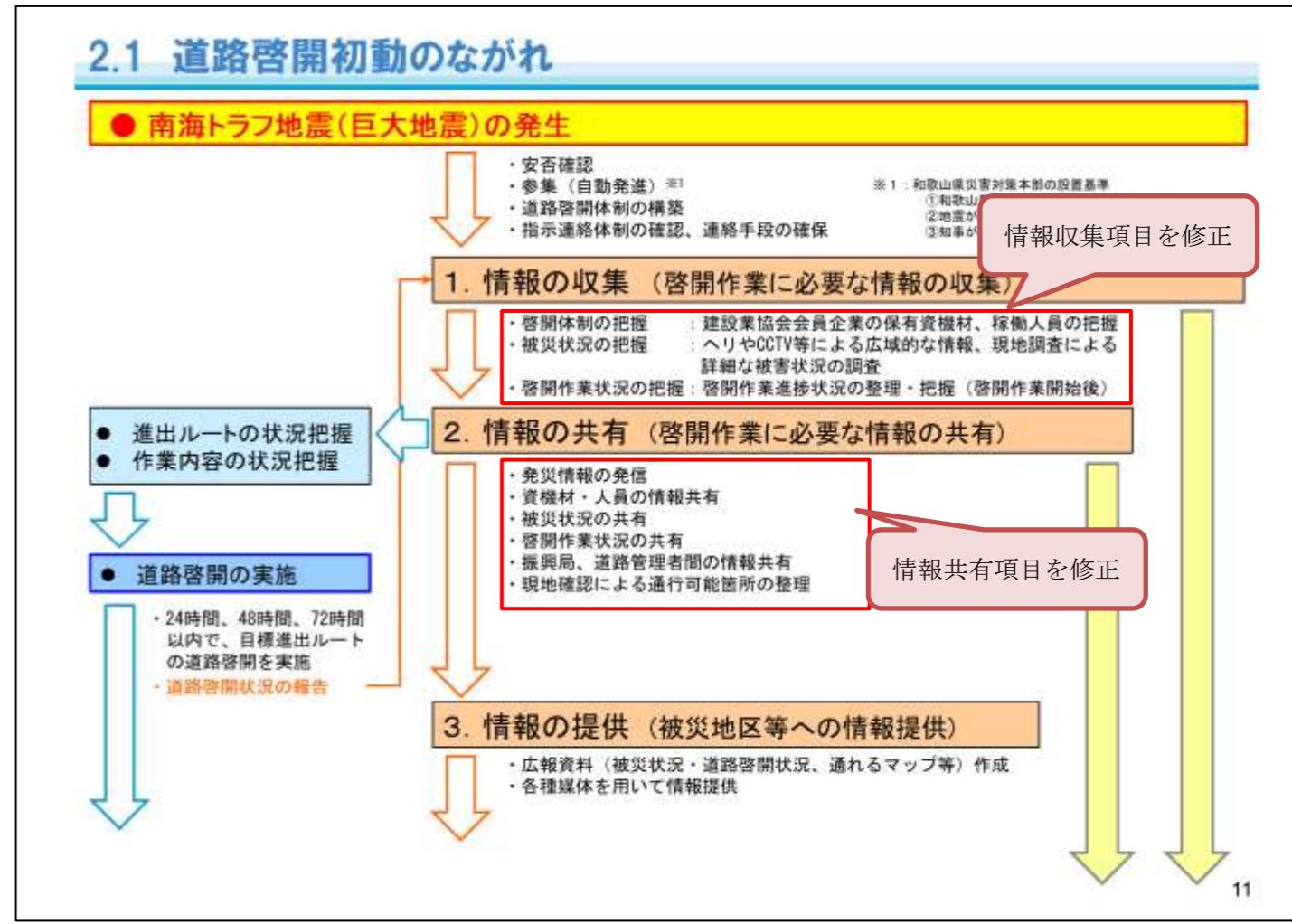
改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・次頁の「主要拠点への進出ルート」と記載内容をまとめるため削除。（②）
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>1.3 基幹ルートからの国道26号・国道42号進出ルート（骨格ルート）</p> <p>「和歌山県道路啓開計画」では、津波被害想定をもとに、緊急輸送道路ネットワーク等を考慮し、優先的に啓開すべき道路を『啓開ルート』として選定。</p> <p>【選定の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地震・津波被害を受けにくく、より早く国道26号・国道42号へ到達できるルート（幅員が広い／浸水区域が少ない／住居等の連鎖・密集区間が少ない） □ 防災拠点や主要拠点（市役所等）を連結 □ 工事用道路を含む通行可能なルートを活用 <p>防災拠点その他の選定・見直し状況に合わせて、隨時、骨格ルートの見直しを行う。</p>  <p>5. 道路啓開のルート(案)</p> <p>出典：南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開計画(H28.3) 11 7</p>	削除

1. 4 主要拠点への進出ルート

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、沿岸部地域と内陸部地域の啓開ルートを設定。(②) 主要拠点ごとの優先度設定（A～D）の基準の記載を追加。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h3>1.4 主要拠点への進出ルート</h3> <p>▶ 高速道路IC等から主要拠点（市役所等）へのルートを選定。</p> <p>○高速道路IC等から主要拠点（市役所等）へのルート イメージ</p> 		<h3>1.3 啓開ルートの設定</h3> <p>▶ 「和歌山県道路啓開計画」では、津波被害想定をもとに、緊急輸送道路ネットワーク等を考慮し、優先的に啓開すべき道路を『啓開ルート』として選定。</p> <p>▶ 主要拠点の啓開作業を実施するため、拠点種別に応じた優先度ルートを設定。 【優先度の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> □優先度（高）：人命救助やオペレーションの中核となる拠点 □優先度（中）：中枢となる拠点をサポートする応急復旧のための拠点 □優先度（低）：優先度A・B以外の緊急輸送ネットワーク計画で定められている地域生活のための拠点、その他避難者の生活を支援する拠点 <p>○啓開ルート イメージ</p> 
		<p>啓開ルート設定の考え方、主要拠点の優先度の観点</p>

2. 情報収集・連絡、連携

2. 1 道路啓開初動のながれ

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の項目が現行では「被災状況調査」のみとなっていたが、「啓開体制の把握」「啓開作業状況の把握」を追加。(②) 情報共有の項目について、「被災状況」以外の項目についても追記。(②) <p>※最新の計画では、被災状況以外の情報共有の内容についても具体化されてきたことによる更新。</p>
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
 <p>2.1 道路啓開初動のながれ</p> <p>● 南海トラフ地震(巨大地震)の発生</p> <p>1. 情報の収集 (振興局ごとに情報を集約)</p> <p>2. 情報の共有 (啓開作業に必要な情報の共有)</p> <p>3. 情報の提供 (被災地区等への情報提供)</p> <p>● 進出ルートの状況把握 ● 作業内容の状況把握</p> <p>● 道路啓開の実施</p> <p>● 24時間、48時間、72時間以内で、目標進出ルートの道路啓開を実施 ● 道路啓開状況の報告</p> <p>● 安否確認 ● 収集（自動発進）※1 ● 道路啓開体制の構築 ● 指示連絡体制の確認、連絡手段の確保</p> <p>※1：和歌山県災害対策本部の設置基準 ①和歌山 ②地震が ③知事が</p> <p>10</p>		
 <p>2.1 道路啓開初動のながれ</p> <p>● 南海トラフ地震(巨大地震)の発生</p> <p>1. 情報の収集 (啓開作業に必要な情報の収集)</p> <p>2. 情報の共有 (啓開作業に必要な情報の共有)</p> <p>3. 情報の提供 (被災地区等への情報提供)</p> <p>● 進出ルートの状況把握 ● 作業内容の状況把握</p> <p>● 道路啓開の実施</p> <p>● 24時間、48時間、72時間以内で、目標進出ルートの道路啓開を実施 ● 道路啓開状況の報告</p> <p>● 安否確認 ● 収集（自動発進）※1 ● 道路啓開体制の構築 ● 指示連絡体制の確認、連絡手段の確保</p> <p>※1：和歌山県災害対策本部の設置基準 ①和歌山 ②地震が ③知事が</p> <p>● 建設業協会会員企業の保有資機材、稼働人員の把握 ● 被災状況の把握 ● 啓開作業状況の把握：啓開作業進捗状況の整理・把握（啓開作業開始後）</p> <p>● ヘリやCCTV等による広域的な情報、現地調査による詳細な被害状況の調査</p> <p>● 発災情報の発信 ● 資機材・人員の情報共有 ● 被災状況の共有 ● 啓開作業状況の共有 ● 振興局、道路管理者間の情報共有 ● 現地確認による通行可能箇所の整理</p> <p>● 広報資料（被災状況・道路啓開状況、通れるマップ等）作成 ● 各種媒体を用いて情報提供</p> <p>情報収集項目を修正</p> <p>情報共有項目を修正</p> <p>11</p>		

2. 2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化</p> <p>(1) 関係機関の応援・協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各道路管理者からの情報を近畿地整及び和歌山県災害対策本部で集約。 ➢ 政府緊急現地対策本部、近畿地整及び県災害対策本部で調整・指示し、国道事務所・和歌山県・関係市町の連携により“啓開ルート”を決定。 <p>出典: 南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開計画(H28.3)</p> <p>11</p>	<p>2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化</p> <p>(1) 関係機関の応援・協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各道路管理者からの情報を近畿地整及び和歌山県災害対策本部で集約。 ➢ 政府緊急現地対策本部、近畿地整及び県災害対策本部で調整・指示し、国道事務所・和歌山県・関係市町の連携により“啓開ルート”を決定。 <p>出典: 南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開計画(H28.3)</p> <p>12</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・指示連絡系統の一本化をわかりやすくするため、系統図を修正。(②) ・一元化窓口について、近畿地方整備局の防災室および道路室への情報共有について連絡系統を追加。(③)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h2>2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化</h2> <p>(2) 指示連絡系統(基本形)</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県庁内に県と国で構成した一本化窓口を設置するとともに、各地域の県振興局を地域拠点として連絡・調整を行うことにより、指示連絡系統を一本化。 道路啓開担当や県振興局窓口等の具体的な人員配置について、今後検討を進める。 <p>※各協議会は、河川国道事務所から協定業者に指定 ※河川国道事務所は、河川国道事務所から協定業者に指定</p>	<h2>2.2 拠点の検討及び指示連絡系統の一本化</h2> <p>(2) 指示連絡系統(基本形)</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県庁内に県・国・NEXCOで構成した一元化窓口を設置するとともに、各地域の県振興局を地域拠点として連絡・調整を行うことにより、指示連絡系統を一本化。 道路啓開担当や県振興局窓口等の具体的な人員配置について、今後検討を進める。 <p>※各協議会は、河川国道事務所から協定業者に指定 ※河川国道事務所は、河川国道事務所から協定業者に指定</p> <p>近畿地整災対本部道路室への連絡系統を追加</p> <p>情報連絡系統（情報収集の体制）を更新</p>

2. 3 道路啓開時に把握すべき情報について

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・道路啓開時に把握すべき情報について、内容を分かりやすくするため、項目分類を「啓開体制の把握」「被災状況の把握」「啓開作業状況の把握」に整理。（②）
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>2.3 道路啓開時に把握すべき情報について</p> <p>(1) 道路啓開時に把握すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 道路の通行の可否 <ul style="list-style-type: none"> ・参集時における道路の通行状況 ・進出時等における道路の通行状況 ・道路啓開完了区間 2. 道路の被災の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・啓開ルートの概略の被害状況及び作業量 ・迂回路の有無 3. 道路啓開の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開の作業内容（がれき撤去、応急復旧等） ・道路啓開の進捗状況（啓開完了延長、今後の見通し等） 4. 啓開体制の確認（業者及び資機材の状況等） <ul style="list-style-type: none"> ・啓開作業に従事している人員体制 ・啓開資機材の過不足 5. 道路管理者以外からの情報についても収集 <ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア、インターネット（SNS含む）、地域住民・道路利用者からの通報 	<p>2.3 道路啓開時に把握すべき情報について</p> <p>(1) 道路啓開時に把握すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 啓開体制の把握（業者及び資機材の状況等） <ul style="list-style-type: none"> ・啓開作業に従事している人員体制 ・啓開資機材の過不足 2. 被災状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広域情報の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリ・CCTVからの情報収集 ・マスメディア、インターネット（SNS含む）、地域住民・道路利用者からの通報 (2) 現場からの詳細情報の把握：道路の通行の可否 <ul style="list-style-type: none"> ・参集時における道路の通行状況 ・進出時等における道路の通行状況 ・道路啓開完了区間 (3) 現場からの詳細情報の把握：道路の被災の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・啓開ルートの概略の被害状況及び作業量 ・迂回路の有無 3. 啓開作業状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開の作業内容（がれき撤去、応急復旧等） ・道路啓開の進捗状況（啓開完了延長、今後の見通し等） <p style="text-align: center;">内容が分かりやすいうように項目を整理</p>

改訂の観点		改訂の内容													
①啓閉ルート・拠点等の時点修正		・変更なし。													
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正															
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正															
④全国における道路啓閉に関する動向を踏まえた内容の充実															
現行（令和2年2月）															
		改訂案													
2.3 道路啓閉時に把握すべき情報について															
(2) 道路啓閉時に把握すべき情報と役割分担															
道路管理者、建設業協会、測量設計業協会、その他関係機関の協力により、被災調査(道路啓閉初動時の現地調査)、道路啓閉状況調査を実施するとともに、収集した情報を共有・発信していく。															

2. 4 情報の収集

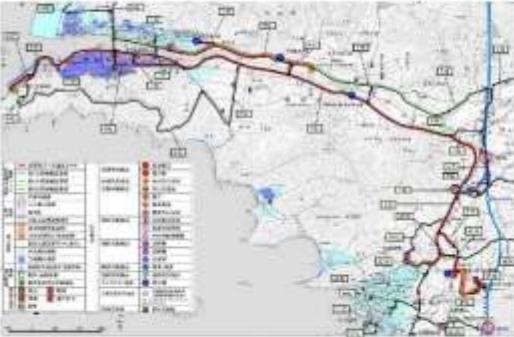
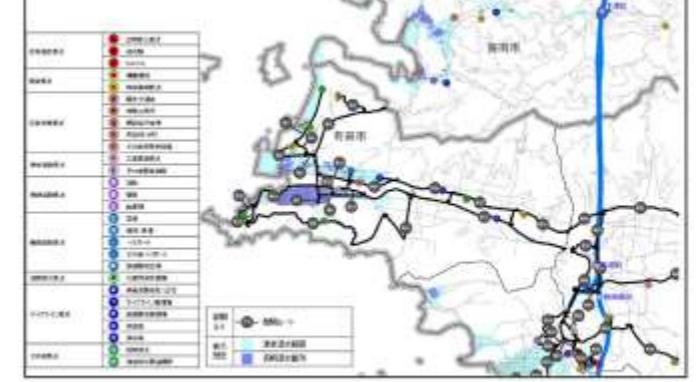
改訂の観点		改訂の内容											
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<p>・内容を分かりやすくするため、タイトルを一部修正。(②) (情報収集項目は「啓開作業状況の把握」「被災状況の把握」「啓開作業状況の把握」があるが、本ページでは「被災状況の把握」について記載していることを示した)</p>											
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○												
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—												
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—												
現行（令和2年2月）		改訂案											
2.4 情報の収集 (1)情報収集の考え方 <p>各道路管理者・測量設計業協会(協定)・建設業協会(協定)は、被災状況や被災規模、被災箇所、道路通行の可否など道路啓開上の情報を把握。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災状況の把握方法</th> <th>収集内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域情報の把握</td> <td>①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集</td> </tr> <tr> <td>被災状況の把握（現地）</td> <td> ①道路管理者による調査 -進出ルート -直轄国道 ②測量設計業協会(協定)による調査 -緊急輸送道路 -津波浸水区域内の進出ルート ③建設業協会(協定)による調査 -津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区間) </td> </tr> </tbody> </table>	被災状況の把握方法	収集内容	広域情報の把握	①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集	被災状況の把握（現地）	①道路管理者による調査 -進出ルート -直轄国道 ②測量設計業協会(協定)による調査 -緊急輸送道路 -津波浸水区域内の進出ルート ③建設業協会(協定)による調査 -津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区間)	<p>2.4 情報の収集</p> <p>(1)情報収集の考え方(被災状況の把握)</p> <p>各道路管理者・測量設計業協会(協定)・建設業協会(協定)は、被災状況や被災規模、被災箇所、道路通行の可否など道路啓開上の情報を把握。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災状況の把握方法</th> <th>収集内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域情報の把握</td> <td>①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集</td> </tr> <tr> <td>被災状況の把握（現地）</td> <td> ①道路管理者による調査 -進出ルート -直轄国道 ②測量設計業協会(協定)による調査 -緊急輸送道路 -津波浸水区域内の進出ルート ③建設業協会(協定)による調査 -津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区間) </td> </tr> </tbody> </table>	被災状況の把握方法	収集内容	広域情報の把握	①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集	被災状況の把握（現地）	①道路管理者による調査 -進出ルート -直轄国道 ②測量設計業協会(協定)による調査 -緊急輸送道路 -津波浸水区域内の進出ルート ③建設業協会(協定)による調査 -津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区間)
被災状況の把握方法	収集内容												
広域情報の把握	①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集												
被災状況の把握（現地）	①道路管理者による調査 -進出ルート -直轄国道 ②測量設計業協会(協定)による調査 -緊急輸送道路 -津波浸水区域内の進出ルート ③建設業協会(協定)による調査 -津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区間)												
被災状況の把握方法	収集内容												
広域情報の把握	①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集												
被災状況の把握（現地）	①道路管理者による調査 -進出ルート -直轄国道 ②測量設計業協会(協定)による調査 -緊急輸送道路 -津波浸水区域内の進出ルート ③建設業協会(協定)による調査 -津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区間)												

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h2>2.4 情報の収集</h2> <p>(2) 広域情報の把握 ①ヘリ・CCTV</p> <p>大規模地震が発生し、大津波警報・津波警報等が発令された場合、パトロール車による沿岸部のパトロールができないため、ヘリコプターや沿岸部のCCTVカメラにより被災地の状況を把握。</p> <p>出典: 国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画「近畿地方地域対策計画(案)」第1版(概要版) 平成26年4月 16</p>	<h2>2.4 情報の収集</h2> <p>(2) 広域情報の把握 ①ヘリ・CCTV</p> <p>大規模地震が発生し、大津波警報・津波警報等が発令された場合、パトロール車による沿岸部のパトロールができないため、ヘリコプターや沿岸部のCCTVカメラにより被災地の状況を把握。</p> <p>出典: 国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画「近畿地方地域対策計画(案)」第1版(概要版) 平成26年4月 17</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h2>2.4 情報の収集</h2> <p>(2) 広域情報の把握 (2) マスメディア・インターネット(SNS等)</p> <p>災害時の対応において、広域的・局地的な情報を、広く同時に取得することは困難であるため、報道機関情報及びインターネット(SNS等)により、被災地の状況を把握。</p> <p>■ マスメディアからの災害情報</p>  <p>出典: NHKデータ放送ホームページ</p> <p>■ 対災害SNS情報分析システム(DISAANA)</p> <p>twitterの投稿内容をリアルタイムに分析し、エリアを指定することにより、災害に関する問題・トラブルを自動的に抽出し、リスト形式又は地図形式で表示</p> <p><活用事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府: 熊本地震(H28.4)の際に、指定避難所以外でのニーズ把握等に活用 ・大分県: 阿蘇山の爆発的噴火や日向灘を震源とする地震(H28.10)の際に、県内の被害情報の把握のため活用  <p>出典: DISAANAホームページ17</p> <p>出典: 東日本大震災報道: NHKの初動から72時間の災害報道を中心とした放送メディア研究No.11, 2014</p>	<h2>2.4 情報の収集</h2> <p>(2) 広域情報の把握 (2) マスメディア・インターネット(SNS等)</p> <p>災害時の対応において、広域的・局地的な情報を、広く同時に取得することは困難であるため、報道機関情報及びインターネット(SNS等)により、被災地の状況を把握。</p> <p>■ マスメディアからの災害情報</p>  <p>出典: NHKデータ放送ホームページ</p> <p>■ 対災害SNS情報分析システム(DISAANA)</p> <p>twitterの投稿内容をリアルタイムに分析し、エリアを指定することにより、災害に関する問題・トラブルを自動的に抽出し、リスト形式又は地図形式で表示</p> <p><活用事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府: 熊本地震(H28.4)の際に、指定避難所以外でのニーズ把握等に活用 ・大分県: 阿蘇山の爆発的噴火や日向灘を震源とする地震(H28.10)の際に、県内の被害情報の把握のため活用  <p>出典: 東日本大震災報道: NHKの初動から72時間の災害報道を中心とした放送メディア研究No.11, 2014</p> <p>出典: DISAANAホームページ18</p>

改訂の観点	改訂の内容																																
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・内容を分かりやすくするため、タイトルを一部修正。(②) ・basepage の文言を「情報共有システム」に変更。(②) ・被害状況の報告手段として、電話・FAX のほかに、「情報共有システム」を追加。(②)																																
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正																																	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正																																	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実																																	
現行（令和2年2月）	改訂案																																
<p>2.4 情報の収集</p> <p>(3)被災状況の把握(現地) (2)被害の内容と判別方法</p> <p>被災状況、被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。</p> <p>1) 被災調査の内容 発災直後の被災調査は、啓開ルート(津波浸水想定区域外)を主として、被災状況、被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。ただし、津波浸水被害、海岸擁壁の崩壊等の津波浸水区域内の調査は、ドローンの活用(測量設計業協会による運用を想定)により実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設ごとの被害状況</th> <th>被害規模の判別方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁被害</td> <td>流出、倒壊、段差等について報告</td> </tr> <tr> <td>落石や自然斜面の崩壊</td> <td>通行可否等の啓開に必要な情報を把握し、以下の3段階程度で報告 ・A：通行可 ・B：啓開可 ・C：通行不能 </td> </tr> <tr> <td>盛土法面の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沿道施設の崩壊（建物・電柱の倒壊）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立ち往生車両と放置車両</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波浸水被害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸擁壁の崩壊</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 被災調査の役割分担 ①道路管理者 ・進出ルート ・直轄国道 ②測量設計業協会(協定) ・緊急輸送道路 ・津波浸水区域内の進出ルート ※目視(ドローン)による調査を含む ③建設業協会(協定) ・津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区间)</p> <p>*電話・固定電話、携帯電話 ※basepageについてはP23参照</p> </p>	施設ごとの被害状況	被害規模の判別方法	橋梁被害	流出、倒壊、段差等について報告	落石や自然斜面の崩壊	通行可否等の啓開に必要な情報を把握し、以下の3段階程度で報告 ・A：通行可 ・B：啓開可 ・C：通行不能  	盛土法面の崩壊		沿道施設の崩壊（建物・電柱の倒壊）		立ち往生車両と放置車両		津波浸水被害		海岸擁壁の崩壊		<p>2.4 情報の収集</p> <p>タイトルを一部修正</p> <p>(3)現地における情報の把握 (2)被害の内容と判別方法</p> <p>被災状況、被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。</p> <p>1) 被災調査の内容 発災直後の被災調査は、啓開ルート(津波浸水想定区域外)を主として、被災状況、被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。ただし、津波浸水被害、海岸擁壁の崩壊等の津波浸水区域内の調査は、ドローンの活用(測量設計業協会による運用を想定)により実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設ごとの被害状況</th> <th>被害規模の判別方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁被害</td> <td>流出、倒壊、段差等について報告</td> </tr> <tr> <td>落石や自然斜面の崩壊</td> <td>通行可否等の啓開に必要な情報を把握し、以下の3段階程度で報告 ・A：通行可 ・B：啓開可 ・C：通行不能 </td> </tr> <tr> <td>盛土法面の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沿道施設の崩壊（建物・電柱の倒壊）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立ち往生車両と放置車両</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波浸水被害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸擁壁の崩壊</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 被災調査の役割分担 ①道路管理者 ・進出ルート ・直轄国道 ②測量設計業協会(協定) ・緊急輸送道路 ・津波浸水区域内の進出ルート ※目視(ドローン)による調査を含む ③建設業協会(協定) ・津波浸水区域外の進出ルート(担当割付区间)</p> <p>*情報共有システムを使用した情報共有についてはP25参照</p> <p>3) 施設被害の判別手順(案) 各道路管理者・測量設計業協会(協定)・建設業協会(協定)は、発災後直ちに、下記の要領で被災調査を実施し、発災から概ね6時間以内を目途に、調査結果を整理し、県振興局に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> 被災調査時には、デジタルカメラ等の調査機器と、無線機・携帯電話等の通信機器を携帯する。※GPS機能付きが望ましい 参集時においても、参集経路上の被災状況や被災規模、被災箇所等の情報を把握する。 被災状況や被災規模、被災箇所等をメモし、手書き図面を作成する。 和歌山県庁(道路啓開担当)や県振興局において、被災状況や被災箇所が把握できるよう、デジタルカメラや携帯電話(スマートフォン)により、状況写真を撮影する。なお、可能な限り座標データ付きとする。 必要に応じて、現場から携帯(スマートフォン)等で、basepageを通じて、県振興局に被災状況報告及び状況写真を送信する。 報告は、電話・FAXを基本とするが、通信不能の場合には、道路啓開情報拠点の防災無線等を利用して報告する。又は県振興局へ直接対面伝達する。 ※電話・固定電話、携帯電話、衛星携帯電話 </p></p>	施設ごとの被害状況	被害規模の判別方法	橋梁被害	流出、倒壊、段差等について報告	落石や自然斜面の崩壊	通行可否等の啓開に必要な情報を把握し、以下の3段階程度で報告 ・A：通行可 ・B：啓開可 ・C：通行不能  	盛土法面の崩壊		沿道施設の崩壊（建物・電柱の倒壊）		立ち往生車両と放置車両		津波浸水被害		海岸擁壁の崩壊	
施設ごとの被害状況	被害規模の判別方法																																
橋梁被害	流出、倒壊、段差等について報告																																
落石や自然斜面の崩壊	通行可否等の啓開に必要な情報を把握し、以下の3段階程度で報告 ・A：通行可 ・B：啓開可 ・C：通行不能  																																
盛土法面の崩壊																																	
沿道施設の崩壊（建物・電柱の倒壊）																																	
立ち往生車両と放置車両																																	
津波浸水被害																																	
海岸擁壁の崩壊																																	
施設ごとの被害状況	被害規模の判別方法																																
橋梁被害	流出、倒壊、段差等について報告																																
落石や自然斜面の崩壊	通行可否等の啓開に必要な情報を把握し、以下の3段階程度で報告 ・A：通行可 ・B：啓開可 ・C：通行不能  																																
盛土法面の崩壊																																	
沿道施設の崩壊（建物・電柱の倒壊）																																	
立ち往生車両と放置車両																																	
津波浸水被害																																	
海岸擁壁の崩壊																																	

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・内容を分かりやすくするため、タイトルを一部修正。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>2.4 情報の収集</p> <p>(3)被災状況の把握(現地) (3)測量設計業協会(協定)による現地調査</p> <p>緊急輸送道路及び津波浸水区域内の進出ルートについて被災状況や被災規模等を把握。</p> <p>■測量設計業協会(協定)による現地調査 測量設計業協会は、以下の被災状況調査を実施。 ・緊急輸送道路 ・津波浸水区域内の進出ルート 道路啓開の初期段階における被災状況調査では、道路啓開作業に必要な情報を優先して収集。 ①道路の通行の可否 ②道路の被災の概要 ・被災状況や被災規模、被災箇所等 ・迂回路の有無 ・ドローンの活用 津波浸水区域内の進出ルート等については、ドローンを活用した被災調査を実施。ドローンによる調査は、ヘリコプターよりも被災箇所に近づき、詳細な確認が可能。</p>  <p>災害時における道路被害の事例</p>  <p>ドローンを活用した総合防災訓練の事例</p> <p>出典:宮崎県測量設計業協会ホームページ</p>	<p>2.4 情報の収集</p> <p>タイトルを一部修正</p> <p>(3)現地における情報の把握 (3)測量設計業協会(協定)による現地調査</p> <p>緊急輸送道路及び津波浸水区域内の進出ルートについて被災状況や被災規模等を把握。</p> <p>■測量設計業協会(協定)による現地調査 測量設計業協会は、以下の被災状況調査を実施。 ・緊急輸送道路 ・津波浸水区域内の進出ルート 道路啓開の初期段階における被災状況調査では、道路啓開作業に必要な情報を優先して収集。 ①道路の通行の可否 ②道路の被災の概要 ・被災状況や被災規模、被災箇所等 ・迂回路の有無 ・ドローンの活用 津波浸水区域内の進出ルート等については、ドローンを活用した被災調査を実施。ドローンによる調査は、ヘリコプターよりも被災箇所に近づき、詳細な確認が可能。</p>  <p>災害時における道路被害の事例</p>  <p>ドローンを活用した総合防災訓練の事例</p> <p>出典:宮崎県測量設計業協会ホームページ</p> <p>20</p> <p>熊本地震での活用例</p> <p>出典:TEC-FORCEの活動記録(熊本地震)、国土交通省九州地方整備局</p> <p>21</p> <p>熊本地震での活用例</p> <p>出典:TEC-FORCEの活動記録(熊本地震)、国土交通省九州地方整備局</p>

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・内容を分かりやすくするため、タイトルを一部修正。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h2>2.4 情報の収集</h2> <p>(3)被災状況の把握(現地) (4)建設業協会(協定)による現地調査</p> <p>参集時を含め、浸水想定区域外の進出ルート(担当割付区間)の道路啓開に必要な情報を把握。</p> <p>■建設業協会(協定)による現地調査 建設業協会では、参集時を含めた被災状況調査を実施。 ・浸水想定区域外の進出ルート(担当割付区間) 道路啓開の初期段階における被災状況調査では、道路啓開作業に必要な情報を優先して収集。 ①道路の通行の可否 ②道路の被災の概要 ・被災状況や被災規模、被災箇所等</p>  <p>担当割付区間のイメージ</p>  <p>災害時における道路被害の事例</p>  <p>災害時における道路被害の事例</p> <p>出典:熊本地震による被災及び復旧状況、国土交通省 21</p>		<h2>2.4 情報の収集</h2> <p>タイトルを一部修正</p> <p>(3)現地における情報の把握 (4)建設業協会(協定)による現地調査</p> <p>参集時を含め、浸水想定区域外の進出ルート(担当割付区間)の道路啓開に必要な情報を把握。</p> <p>■建設業協会(協定)による現地調査 建設業協会では、参集時を含めた被災状況調査を実施。 ・浸水想定区域外の進出ルート(担当割付区間) 道路啓開の初期段階における被災状況調査では、道路啓開作業に必要な情報を優先して収集。 ①道路の通行の可否 ②道路の被災の概要 ・被災状況や被災規模、被災箇所等</p>  <p>担当割付区間のイメージ</p>  <p>災害時における道路被害の事例</p>  <p>災害時における道路被害の事例</p> <p>出典:熊本地震による被災及び復旧状況、国土交通省 22</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・内容について分かりやすくするため、タイトルを一部修正。(②) ・バイク隊（電動マウンテンバイクを含む）の配備状況を更新。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>2.4 情報の収集</p> <p>(3)被災状況の把握(現地) (5)道路管理者による現地調査</p> <p>パトロール車やバイク等により、被災状況や被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。</p> <p>■道路管理者による現地調査 道路管理者は、段階に応じて以下の現地調査を実施。 ・進出ルート ・直轄国道</p> <p>道路啓開初動時における被災調査では、以下の道路啓開に必要な情報を優先して収集。 ①道路の通行の可否 ②道路の被災の概要 ・被災状況や被災規模、被災箇所等 ・迂回路の有無</p> <p>※TEC-FORCEは、初動調査以降投入</p> <p>■バイク調査員による情報収集 【バイク隊】 発災時の現地調査を行う目的でバイク隊を編成。事務所、出張所に50cc、250ccのバイクを配備。 H28年度時点ではバイクは12台を配備するとともに隊員29名が登録済み。</p>      	<p>2.4 情報の収集</p> <p>タイトルを一部修正</p> <p>(3)現地における情報の把握 (5)道路管理者による現地調査</p> <p>パトロール車やバイク等により、被災状況や被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。</p> <p>■道路管理者による現地調査 道路管理者は、段階に応じて以下の現地調査を実施。 ・進出ルート ・直轄国道</p> <p>道路啓開初動時における被災調査では、以下の道路啓開に必要な情報を優先して収集。 ①道路の通行の可否 ②道路の被災の概要 ・被災状況や被災規模、被災箇所等 ・迂回路の有無</p> <p>※TEC-FORCEは、初動調査以降投入</p> <p>■バイク調査員による情報収集 【バイク隊】 発災時の現地調査を行う目的でバイク隊を編成。 事務所、出張所に50ccバイク8台、250ccバイク2台、電動マウンテンバイク3台を配備。(令和5年度時点)</p>        

2. 5 情報の共有

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・通信可能な場合は情報共有システムでの報告を基本とするためページを削除。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h2>2.5 情報の共有</h2> <p>(2) 現地確認した被災情報の伝達(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 測量設計業協会(協定)・建設業協会(協定)・道路管理者は、被災状況の情報を県振興局に報告。 ➢ デジタルカメラ・スマートフォンによるGPS座標付き写真データを送信。(可能な限り) <p>○メールでの被災状況等の報告内容</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【タイトル】 被災状況 【本文】 ①報告者：〇〇建設〇〇です。一点検査名 ②場所：国道〇号、住所や最寄り施設など ③被災規模：「通行可」、「啓開可」、「通行不能」 ④被災状況：橋梁(流失)、落石、法面崩落、沿道施設(建物)の崩壊、放置車両、電柱の倒壊 【状況写真を添付】 可能な限りGPS座標データ付き写真データ ※事前に設定必要 ※訓練時は被災していないため、「通行可」と報告する。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div> <p>被災状況「がれきの堆積」の写真 被災状況「電柱の倒壊」の写真 被災状況「落石」の写真 被災状況「落石・岩盤崩壊」の写真 出典：震災伝承館、国土交通省東北地方整備局</p>		削除

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・情報共有の方法・内容について網羅的に示すため、「①発災情報の発信」「②人員・資機材の共有」についての説明を新規作成。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）	新規	<p>改訂案</p> <p>「①発災情報の発信」「②人員・資機材の共有」について新規で説明を作成。</p> <p>2.5 情報の共有</p> <p>(2)情報共有の方法・内容</p> <p>①発災情報の発信</p> <p>○通知・メッセージの機能を使用し、発災直後に、一元化窓口から、全道路啓開担当者へ発災情報を発信。 ○発信された情報は、システム、メールで確認可能。</p> <p>南海トラフ地震(巨大地震)の発生</p> <p>情報共有システム 上の情報発信</p> <p>メールでも情報の確認が可能</p> <p>②人員・資機材の共有</p> <p>○建設業協会会員企業は、資機材の保有状況、被災状況調査・啓開作業を実施可能な人員数を登録。 ○振興局・一元化窓口はシステムにて登録情報を地点別、エリア別に確認。</p> <p>地点毎の状況の確認</p> <p>地域毎の状況の確認</p> <p>ダブルクリック</p>

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有システムの変更に合わせて内容を修正。(②) 情報共有の方法・内容について網羅的に示すため、「啓開作業状況の共有」についての説明を新規作成。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<p>2.5 情報の共有</p> <p>(2) 現地確認した被災情報の伝達(例)</p> <p>スマートフォン・タブレットによる報告が可能な場合は、「basepage」により被災状況の報告を行う。</p> <p>○「basepage(点検報告機能)」での被災状況等の報告内容</p> <p>①調査日時：報告時点の日時を記入 ②報告者：※点検者名 ③機関名：※所属している企業名 ④路線名：国道〇号、住所や最寄り施設など ⑤被災規模：「通行可」、「啓開可」、「通行不能」 ⑥被災状況：橋梁(流失)、落石、法面崩落、沿道施設(建物)の崩壊、放置車両、電柱の倒壊 ⑦状況写真：可能な限りGPS座標データ付き写真データ ※事前に設定必要</p>  <p>26</p>		
<p>2.5 情報の共有</p> <p>(2) 情報共有の方法・内容</p> <p>③被災状況の共有 ④啓開作業状況の共有</p> <p>被災状況調査後、建設業・測量設計業協会の会員企業は割付区間の写真・被災程度の判定を登録。 啓開作業開始後、作業進捗状況について、準備・待機、啓開中、啓開完了の中から選択して適宜報告。 振興局・一元化窓口はシステムにて、登録情報を地点別・地域別に閲覧。</p> <p>③被災状況の共有</p> <p>現地での被災状況調査後、建設業協会の会員企業は自身の割付区間のGPSデータ付きの写真情報を、被災程度を登録。 振興局・一元化窓口はシステムにて、登録情報を地点別、地域別に適宜閲覧。</p>  <p>情報共有システムの変更に合わせて内容を修正。</p> <p>④啓開作業状況の共有</p> <p>啓開作業開始後、作業進捗状況について、準備・待機、啓開中、啓開完了の中から選択して適宜登録。 振興局・一元化窓口はシステムにて、登録情報を地点別、地域別に適宜閲覧。</p>  <p>「④啓開作業状況の共有」についての説明を新規で作成。</p>		

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	一	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有の方法・内容について網羅的に示すため、「振興局・道路管理者間の情報共有」についての説明を新規作成。(②) 「現地確認による通行可能箇所の整理」(通れるマップの作成に関する内容)について、最新の訓練、システムの内容を追記。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	一	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	一	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h2>2.5 情報の共有</h2> <p>(3)情報の共有方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 収集した情報は、振興局等で整理。 地図(通れるマップ)等に反映し、関係機関で共有。 <p>○被災状況及び道路啓開状況の整理様式(例)</p> <p>○通れるマップ</p>		
<h2>2.5 情報の共有</h2> <p>(2)情報共有の方法・内容</p> <p>⑤振興局、道路管理者間の情報共有</p> <p>○振興局、道路管理者間で広域的に情報共有するため、WEB会議を用いて、被災情報、啓開作業状況等の情報を集約。</p> <p>○地域間のギャップなどを考慮し、適宜応援などを検討。</p> <p>⑥現地確認による通行可能箇所の整理</p> <p>○啓開作業完了の報告を受けた箇所については、現地確認・確認結果の登録を実施し、通行可能な箇所について広域的に把握する。</p> <p>「⑤振興局・道路管理者間の情報共有」についての説明を新規で作成。</p> <p>最新の訓練、システムの内容を追記</p>		

2. 6 情報の提供

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>2.6 情報の提供</p> <p>(1) 広報資料作成 被災状況・道路啓開状況、通れるマップ</p> <p>被災情報及び道路啓開状況をもとに、被災状況・道路啓開状況資料や「通れるマップ」を作成。</p> <p>■ 被災状況の広報資料</p> <p>長野県南部を震源とする地震について(第2回) 4月19日15時00分現在</p> <p>■ 道路啓開状況の広報資料</p> <p>新本地方を震源とする地震について(国土交通省関連) 4月19日15時00分現在</p> <p>出典: 国土交通省HP九州通れるマップ 出典: 地震情報</p>	<p>2.6 情報の提供</p> <p>(1) 広報資料作成 被災状況・道路啓開状況、通れるマップ</p> <p>被災情報及び道路啓開状況をもとに、被災状況・道路啓開状況資料や「通れるマップ」を作成。</p> <p>■ 被災状況の広報資料</p> <p>災害情報 平成29年4月19日15時00分現在 国土交通省</p> <p>長野県南部を震源とする地震について(第2回) 4月19日15時00分現在</p> <p>■ 道路啓開状況の広報資料</p> <p>災害情報 平成29年4月19日15時00分現在 国土交通省</p> <p>新本地方を震源とする地震について(国土交通省関連) 4月19日15時00分現在</p> <p>出典: 地震情報 出典: 国土交通省HP九州通れるマップ 出典: 長野県南部を震源とする地震について、国土交通省HP</p>

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・SNSによる情報発信について追記。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<p>2.6 情報の提供</p> <p>(2) 情報提供 (1) 情報提供の方法</p> <p>道路管理者は、道路利用者、地域住民及び報道機関に対して、道路の被災状況、通行可能区間、道路啓開状況について、各種媒体を用いて情報提供を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネット <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県道路情報 和歌山県管理道路 NEXCO西日本 ○マスコミ(TV ラジオ 新聞) <ul style="list-style-type: none"> 報道機関への積極的な情報提供 現場の立て看板 ○道路情報板 ○防災無線 ○エリアメール・メールマガジン 	<p>2.6 情報の提供</p> <p>(2) 情報提供 (1) 情報提供の方法</p> <p>道路管理者は、道路利用者、地域住民及び報道機関に対して、道路の被災状況、通行可能区間、道路啓開状況について、各種媒体を用いて情報提供を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○HP・SNS <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県道路情報 和歌山県管理道路 HP NEXCO西日本 HP 和歌山河川国道 X ○マスコミ(TV ラジオ 新聞) <ul style="list-style-type: none"> 報道機関への積極的な情報提供 現場の立て看板 ○道路情報板 SNSによる情報発信について追記 ○エリアメール・メールマガジン 	

3. 啓開作業計画

3. 1 発災時の行動計画

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(1) タイムラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発災後、安否確認を行った後、ただちに参集し、緊急点検の実施・被害情報の収集に着手 ➢ 24時間・48時間・72時間以内で、目標進出ルートの道路啓開を完了 <p>上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により措置があることに留意が必要。31</p>	<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(1) タイムラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発災後、安否確認を行った後、ただちに参集し、緊急点検の実施・被害情報の収集に着手 ➢ 24時間・48時間・72時間以内で、目標進出ルートの道路啓開を完了 <p>上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により措置があることに留意が必要。31</p>	

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(1) タイムラインの作成 【発災後6時間】</p> <p>STEP1</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災発生 河川国道事務所(和歌山・紀南) 道路啓開担当(啓開作業一元化窓口) 和歌山県(本庁・各振興局) 関係市町村 建設業協会(本部、各支部) 測量設計業協会(本部、各支部) <p>主要な活動包括:</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川国道事務所: 緊急連絡体制の構築、被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 道路啓開担当: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 和歌山県: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 関係市町村: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 建設業協会: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 測量設計業協会: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 <p>上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。32</p>	<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(1) タイムラインの作成 【発災後6時間】</p> <p>STEP1</p> <p>発災発生</p> <p>河川国道事務所(和歌山・紀南)</p> <p>道路啓開担当(啓開作業一元化窓口)</p> <p>和歌山県(本庁・各振興局)</p> <p>関係市町村</p> <p>建設業協会(本部、各支部)</p> <p>測量設計業協会(本部、各支部)</p> <p>主要な活動包括:</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川国道事務所: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 道路啓開担当: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 和歌山県: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 関係市町村: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 建設業協会: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 測量設計業協会: 被災情報の収集・整理、避難ルートの決定。 <p>上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。32</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>3.1 発災時の行動計画</p> <p>(2) 災対法による区間指定手順</p> <p>▶ 各道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき「区間の指定」を行う。</p> <p>→ 道路区間の指定(例)</p> <p>【参考】災害対策基本法 第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めたときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>【参考】道路区間指定の流れ</p> <p>出典：国土交通省道路局「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」H26.11 33</p>	<p>3.1 発災時の行動計画</p> <p>(3) 災対法による区間指定手順</p> <p>▶ 各道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき「区間の指定」を行う。</p> <p>→ 道路区間の指定(例)</p> <p>【参考】災害対策基本法 第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めたときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>【参考】道路区間指定の流れ</p> <p>出典：国土交通省道路局「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」H26.11 33</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>3.1 発災時の行動計画</p> <p>(3) 道路啓開の作業内容</p> <p>①緊急車両の通行に必要な車線確保</p> <p>▶ 道路啓開は、当面、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員(4.0m)を確保することを原則とする。</p>  <p>②ガレキ処理の方法</p> <p>▶ あらかじめガレキの仮置き場が決まっている場合、ダンプトラックでガレキを搬出する。 ▶ 仮置き場が決まっていない場合、道路脇へのガレキの山積により車線を確保する。 ▶ 遺体・貴重品及び危険物等の処理について、関係機関と調整しながら作業を実施する。</p> 	<p>3.1 発災時の行動計画</p> <p>(4) 道路啓開の作業内容</p> <p>①緊急車両の通行に必要な車線確保</p> <p>▶ 道路啓開は、当面、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員(4.0m)を確保することを原則とする。</p>  <p>②ガレキ処理の方法</p> <p>▶ あらかじめガレキの仮置き場が決まっている場合、ダンプトラックでガレキを搬出する。 ▶ 仮置き場が決まっていない場合、道路脇へのガレキの山積により車線を確保する。 ▶ 遺体・貴重品及び危険物等の処理について、関係機関と調整しながら作業を実施する。</p> 

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(4) 道路啓開の手順 ①橋梁段差の解消</p> <p>基本的な考え方</p> <p>➢ 緊急車両が通行可能となるよう、橋梁段差箇所について土のうと敷鉄板で通行幅分の段差を解消する。</p> <p>具体的な啓開手順等</p> <p>(1) 手順 ①担当割付区間内のパトロールによる被災状況の確認 ②資機材基地等への集結 ③橋係機器等との情報共有【被災規模、応援要請等】 ④進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】 ⑤被災状況に応じた灾害協定業者の班編制 ⑥橋梁段差発生箇所において通行幅分の段差を解消</p> <p>(2) 啓開作業にあたっての留意点 ➢ 橋全体の異常について可能な限り点検する。 ➢ 道路管理者は、被災状況を確認した上で、橋梁の安全性について判定し、通行規制や緊急措置等の必要性を判断する。 ➢ 緊急措置での対応が可能な場合、橋台背面の段差部に土のうを投入して段差を解消、必要に応じて敷鉄板で走行面を確保する。</p> <p>(3) 必要資機材 ➢ ダンプトラック、パトロール車等 ➢ 土のう、敷鉄板、保安設備（分離用コーン、バリケード等）</p> <p>(4) 対応イメージ 東日本大震災時の緊急復旧状況 出典：NEXCO東日本資料</p>	<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(5) 道路啓開の手順 ①橋梁段差の解消</p> <p>基本的な考え方</p> <p>➢ 緊急車両が通行可能となるよう、橋梁段差箇所について土のうと敷鉄板で通行幅分の段差を解消する。</p> <p>具体的な啓開手順等</p> <p>(1) 手順 ①担当割付区間内のパトロールによる被災状況の確認 ②資機材基地等への集結 ③関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】 ④進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】 ⑤被災状況に応じた灾害協定業者の班編制 ⑥橋梁段差発生箇所において通行幅分の段差を解消</p> <p>(2) 啓開作業にあたっての留意点 ➢ 橋全体の異常について可能な限り点検する。 ➢ 道路管理者は、被災状況を確認した上で、橋梁の安全性について判定し、通行規制や緊急措置等の必要性を判断する。 ➢ 緊急措置での対応が可能な場合、橋台背面の段差部に土のうを投入して段差を解消、必要に応じて敷鉄板で走行面を確保する。</p> <p>(3) 必要資機材 ➢ ダンプトラック、パトロール車等 ➢ 土のう、敷鉄板、保安設備（分離用コーン、バリケード等）</p> <p>(4) 対応イメージ 東日本大震災時の緊急復旧状況 出典：NEXCO東日本資料</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(4) 道路啓開の手順 (2) ガレキの除去</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急車両の通行に必要な最低限の幅員（4.0m）を確保するため、道路内のガレキ等の障害物を除去する。 <p>具体的な啓開手順等</p> <p>(1) 手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 担当割付区内のパトロールによる被災状況の確認 資機材基地等への集結 関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】 進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】 被災状況に応じた災害協定業者の班編制 進出ルート内における4.0m分のガレキを除去 <p>(2) 啓開作業にあたっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺体・貴重品及び危険物等を確認した場合については、関係機関と調整しながら作業を実施する。 倒壊電柱がある場合は、電力会社に連絡し、停電を確認後に電力会社と連携して除去作業を実施する。 ガレキの仮置き場が決まっている場合、ダンプトラックでガレキを搬出する。なお、仮置き場が決まっていない場合、道路脇へのガレキの山積により車線を確保する。 <p>(3) 必要資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車等 保安設備（分離用コーン、バリケード等） <p>(4) 対応イメージ</p> <p>道路啓開状況（岩手県宮古市田老地区）</p> <p>出典：震災伝承館（東北地方整備局HP）</p>	<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(6) 道路啓開の手順 (2) ガレキの除去</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急車両の通行に必要な最低限の幅員（4.0m）を確保するため、道路内のガレキ等の障害物を除去する。 <p>具体的な啓開手順等</p> <p>(1) 手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 担当割付区内のパトロールによる被災状況の確認 資機材基地等への集結 関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】 進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】 被災状況に応じた災害協定業者の班編制 進出ルート内における4.0m分のガレキを除去 <p>(2) 啓開作業にあたっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺体・貴重品及び危険物等を確認した場合については、関係機関と調整しながら作業を実施する。 倒壊電柱がある場合は、電力会社に連絡し、停電を確認後に電力会社と連携して除去作業を実施する。 ガレキの仮置き場が決まっている場合、ダンプトラックでガレキを搬出する。なお、仮置き場が決まっていない場合、道路脇へのガレキの山積により車線を確保する。 <p>(3) 必要資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車等 保安設備（分離用コーン、バリケード等） <p>(4) 対応イメージ</p> <p>道路啓開状況（岩手県宮古市田老地区）</p> <p>出典：震災伝承館（東北地方整備局HP）</p>

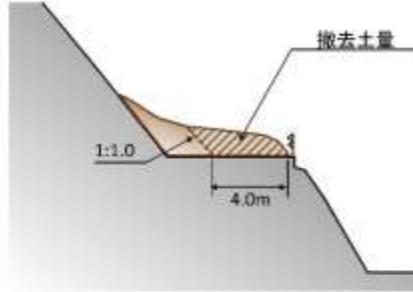
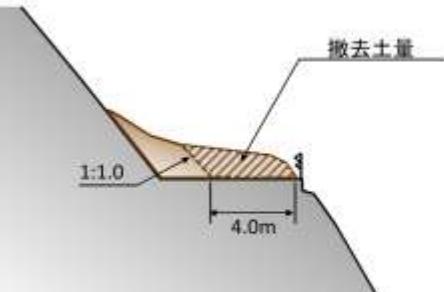
改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(4) 道路啓開の手順 (3) 路上車両の撤去</p> <p>基本的な考え方</p> <p>緊急車両の通行に必要な最低限の幅員（4.0m）を確保するため、道路内の立ち往生車両等の路上車両を撤去する。</p> <p>具体的な啓開手順等</p> <p>(1) 手順 ①担当割付区間内のパトロールによる被災状況の確認 ②資機材基地等への集結 ③関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】 ④進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】 ⑤被災状況に応じた災害協定業者の班編制 ⑥進出ルート内における路上車両（立ち往生車両、放置車両等）を撤去</p> <p>(2) 啓開作業にあたっての留意点　※災害対策基本法第76条に準拠して実施 道路管理者は、災害応急対策の実施に著しいおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められる場合は、その管理する道路の区間を指定し、立ち往生車両等の所有者に対し、当該車両を道路外へ移動することを命令することができる。 道路管理者は、指定した区間に在る者に対し、その旨を周知する措置（道路情報板、ラジオの活用等）をとらなければならない。 道路管理者は、現地状況を鑑みたうえで、立ち往生車両や放置車両に対して、自ら当該車両の移動を行うことができる。</p> <p>(3) 必要資機材 レッカーカー、ホイールローダ、フォークリフト、ユニック車、パトロール車等 保安設備（分離用コーン、バリケード等）</p> <p>(4) 対応イメージ 放置車両移動訓練状況</p>	<h3>3.1 発災時の行動計画</h3> <p>(6) 道路啓開の手順 (3) 路上車両の撤去</p> <p>基本的な考え方</p> <p>緊急車両の通行に必要な最低限の幅員（4.0m）を確保するため、道路内の立ち往生車両等の路上車両を撤去する。</p> <p>具体的な啓開手順等</p> <p>(1) 手順 ①担当割付区間内のパトロールによる被災状況の確認 ②資機材基地等への集結 ③関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】 ④進出ルートの確認【和歌山県対策本部との連携】 ⑤被災状況に応じた災害協定業者の班編制 ⑥進出ルート内における路上車両（立ち往生車両、放置車両等）を撤去</p> <p>(2) 啓開作業にあたっての留意点　※災害対策基本法第76条に準拠して実施 道路管理者は、災害応急対策の実施に著しいおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められる場合は、その管理する道路の区間を指定し、立ち往生車両等の所有者に対し、当該車両を道路外へ移動することを命令することができる。 道路管理者は、指定した区間に在る者に対し、その旨を周知する措置（道路情報板、ラジオの活用等）をとらなければならない。 道路管理者は、現地状況を鑑みたうえで、立ち往生車両や放置車両に対して、自ら当該車両の移動を行うことができる。</p> <p>(3) 必要資機材 レッカーカー、ホイールローダ、フォークリフト、ユニック車、パトロール車等 保安設備（分離用コーン、バリケード等）</p> <p>(4) 対応イメージ 放置車両移動訓練状況</p>

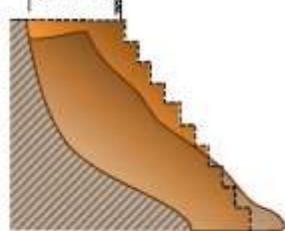
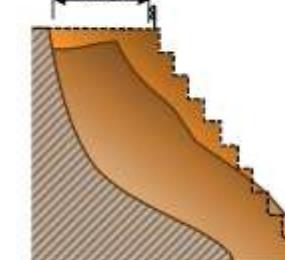
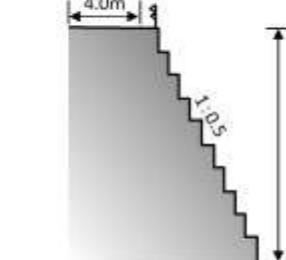
3. 2 必要資機材の備蓄・調達計画

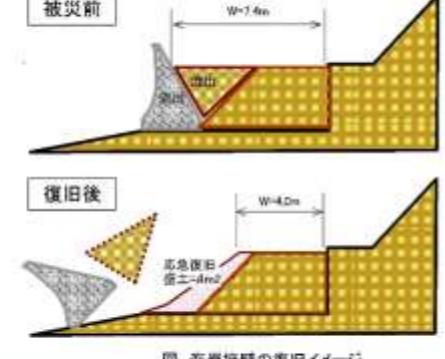
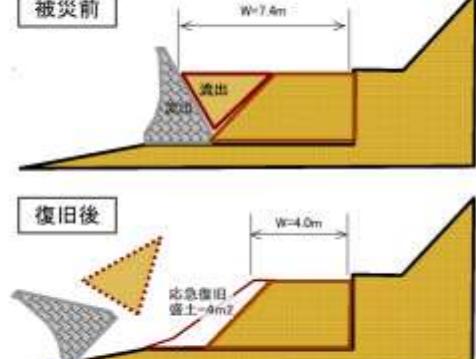
改訂の観点		改訂の内容																										
①啓開ルート・拠点等の時点修正	一	・変更なし。																										
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	一																											
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	一																											
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	一																											
現行（令和2年2月）		改訂案																										
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(1) 被害想定の整理</p> <p>▶ 道路啓開に必要な資機材等を把握するため、下表に示す被害項目について整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定項目</th> <th>想定内容</th> <th>必要資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①津波浸水被害（泥土）</td> <td>・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、浸水被害の規模を想定し算定する。</td> <td>・津波浸水深分布</td> </tr> <tr> <td>②橋梁被害</td> <td>・南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害（流出、倒壊、段差等）を想定し算定する。</td> <td>・橋梁データベース ・震度分布 ・液状化分布</td> </tr> <tr> <td>③落石や自然斜面の崩壊</td> <td>・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊の被害を想定し算定する。</td> <td>・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）</td> </tr> <tr> <td>④盛土法面の崩壊</td> <td>・道路防災総点検結果を基に、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。</td> <td>・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）</td> </tr> <tr> <td>⑤海岸擁壁の崩壊</td> <td>・南海トラフ巨大地震による海岸擁壁の崩壊の被害を想定し算定する。</td> <td>・既往検討成果（近畿地盤）</td> </tr> <tr> <td>⑥沿道施設の崩壊</td> <td>・南海トラフ巨大地震による沿道施設の崩壊の被害（沿道の建物・電柱の倒壊等）を想定し算定する。</td> <td>・DID人口集中地区、土地利用 ・無電柱化区間</td> </tr> <tr> <td>⑦立ち往生車両と放置車両</td> <td>・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。</td> <td>・交通センサスデータ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、長期浸水箇所を想定する。</td> <td>・長期浸水箇所データ</td> </tr> </tbody> </table>	想定項目	想定内容	必要資料	①津波浸水被害（泥土）	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、浸水被害の規模を想定し算定する。	・津波浸水深分布	②橋梁被害	・南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害（流出、倒壊、段差等）を想定し算定する。	・橋梁データベース ・震度分布 ・液状化分布	③落石や自然斜面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）	④盛土法面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）	⑤海岸擁壁の崩壊	・南海トラフ巨大地震による海岸擁壁の崩壊の被害を想定し算定する。	・既往検討成果（近畿地盤）	⑥沿道施設の崩壊	・南海トラフ巨大地震による沿道施設の崩壊の被害（沿道の建物・電柱の倒壊等）を想定し算定する。	・DID人口集中地区、土地利用 ・無電柱化区間	⑦立ち往生車両と放置車両	・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。	・交通センサスデータ	その他	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、長期浸水箇所を想定する。	・長期浸水箇所データ	38
想定項目	想定内容	必要資料																										
①津波浸水被害（泥土）	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、浸水被害の規模を想定し算定する。	・津波浸水深分布																										
②橋梁被害	・南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害（流出、倒壊、段差等）を想定し算定する。	・橋梁データベース ・震度分布 ・液状化分布																										
③落石や自然斜面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）																										
④盛土法面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）																										
⑤海岸擁壁の崩壊	・南海トラフ巨大地震による海岸擁壁の崩壊の被害を想定し算定する。	・既往検討成果（近畿地盤）																										
⑥沿道施設の崩壊	・南海トラフ巨大地震による沿道施設の崩壊の被害（沿道の建物・電柱の倒壊等）を想定し算定する。	・DID人口集中地区、土地利用 ・無電柱化区間																										
⑦立ち往生車両と放置車両	・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。	・交通センサスデータ																										
その他	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、長期浸水箇所を想定する。	・長期浸水箇所データ																										
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(1) 被害想定の整理</p> <p>▶ 道路啓開に必要な資機材等を把握するため、下表に示す被害項目について整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定項目</th> <th>想定内容</th> <th>必要資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①津波浸水被害（泥土）</td> <td>・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、浸水被害の規模を想定し算定する。</td> <td>・津波浸水深分布</td> </tr> <tr> <td>②橋梁被害</td> <td>・南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害（流出、倒壊、段差等）を想定し算定する。</td> <td>・橋梁データベース ・震度分布 ・液状化分布</td> </tr> <tr> <td>③落石や自然斜面の崩壊</td> <td>・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊の被害を想定し算定する。</td> <td>・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）</td> </tr> <tr> <td>④盛土法面の崩壊</td> <td>・道路防災総点検結果を基に、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。</td> <td>・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）</td> </tr> <tr> <td>⑤海岸擁壁の崩壊</td> <td>・南海トラフ巨大地震による海岸擁壁の崩壊の被害を想定し算定する。</td> <td>・既往検討成果（近畿地盤）</td> </tr> <tr> <td>⑥沿道施設の崩壊</td> <td>・南海トラフ巨大地震による沿道施設の崩壊の被害（沿道の建物・電柱の倒壊等）を想定し算定する。</td> <td>・DID人口集中地区、土地利用 ・無電柱化区間</td> </tr> <tr> <td>⑦立ち往生車両と放置車両</td> <td>・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。</td> <td>・交通センサスデータ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、長期浸水箇所を想定する。</td> <td>・長期浸水箇所データ</td> </tr> </tbody> </table>	想定項目	想定内容	必要資料	①津波浸水被害（泥土）	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、浸水被害の規模を想定し算定する。	・津波浸水深分布	②橋梁被害	・南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害（流出、倒壊、段差等）を想定し算定する。	・橋梁データベース ・震度分布 ・液状化分布	③落石や自然斜面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）	④盛土法面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）	⑤海岸擁壁の崩壊	・南海トラフ巨大地震による海岸擁壁の崩壊の被害を想定し算定する。	・既往検討成果（近畿地盤）	⑥沿道施設の崩壊	・南海トラフ巨大地震による沿道施設の崩壊の被害（沿道の建物・電柱の倒壊等）を想定し算定する。	・DID人口集中地区、土地利用 ・無電柱化区間	⑦立ち往生車両と放置車両	・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。	・交通センサスデータ	その他	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、長期浸水箇所を想定する。	・長期浸水箇所データ	38
想定項目	想定内容	必要資料																										
①津波浸水被害（泥土）	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、浸水被害の規模を想定し算定する。	・津波浸水深分布																										
②橋梁被害	・南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害（流出、倒壊、段差等）を想定し算定する。	・橋梁データベース ・震度分布 ・液状化分布																										
③落石や自然斜面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）																										
④盛土法面の崩壊	・道路防災総点検結果を基に、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。	・道路防災総点検結果（位置情報、被災ランク等）																										
⑤海岸擁壁の崩壊	・南海トラフ巨大地震による海岸擁壁の崩壊の被害を想定し算定する。	・既往検討成果（近畿地盤）																										
⑥沿道施設の崩壊	・南海トラフ巨大地震による沿道施設の崩壊の被害（沿道の建物・電柱の倒壊等）を想定し算定する。	・DID人口集中地区、土地利用 ・無電柱化区間																										
⑦立ち往生車両と放置車両	・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。	・交通センサスデータ																										
その他	・県が公表している南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を基に、長期浸水箇所を想定する。	・長期浸水箇所データ																										

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 ①津波浸水被害(泥土)</p> <p>基本的な考え方</p> <p>県が公表している「南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域」をもとに、道路啓開の対象となる道路において、津波による浸水被害の規模を想定し算定する。</p> <p>算定手法</p> <p>県が公表している津波浸水想定区域と対象道路を平面図(GIS)に整理し、対象道路の浸水の有無を算定する。</p> <p>津波浸水範囲：県が公表している津波浸水想定区域 長期浸水箇所：津波浸水範囲のうち、地盤変動後の地盤高が期望平均満潮位より低いエリア →長期浸水が想定されるため、迂回路を検討</p> <p>津波浸水被害（泥土） 県が公表している津波浸水想定区域内の対象道路を抽出し、早期啓開幅員4.0mに泥土が4cm堆積（東日本大震災における津波堆積物の堆積高2.5cm～4cmより※）すると想定し算定</p> <p>※出典：津波堆積物処理指針(案) H23.7 一般社団法人 廃棄物資源循環学会</p>		
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 ①津波浸水被害(泥土)</p> <p>基本的な考え方</p> <p>県が公表している「南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域」をもとに、道路啓開の対象となる道路において、津波による浸水被害の規模を想定し算定する。</p> <p>算定手法</p> <p>県が公表している津波浸水想定区域と対象道路を平面図(GIS)に整理し、対象道路の浸水の有無を算定する。</p> <p>津波浸水範囲：県が公表している津波浸水想定区域 長期浸水箇所：津波浸水範囲のうち、地盤変動後の地盤高が期望平均満潮位より低いエリア →長期浸水が想定されるため、迂回路を検討</p> <p>津波浸水被害（泥土） 県が公表している津波浸水想定区域内の対象道路を抽出し、早期啓開幅員4.0mに泥土が4cm堆積（東日本大震災における津波堆積物の堆積高2.5cm～4cmより※）すると想定し算定</p> <p>※出典：津波堆積物処理指針(案) H23.7 一般社団法人 廃棄物資源循環学会</p>		

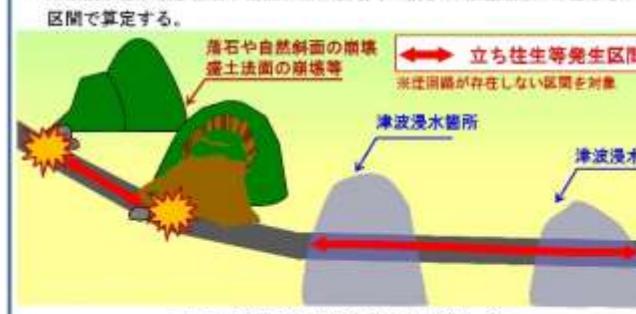
改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 ②橋梁被害</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害を想定し算定する。 橋梁の被害様相は「流出」「倒壊」「落橋」「段差」を想定する。 <p>算定手法</p> <p>※耐震性能2：地震による損傷が限られたものに留まり、構としての機能の回復が速やかに行われる性能 ※耐震性能3：地震による損傷が構として致命的となるない性能</p>	<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 ②橋梁被害</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害を想定し算定する。 橋梁の被害様相は「流出」「倒壊」「落橋」「段差」を想定する。 <p>算定手法</p> <p>※迂回路の設定が困難である流出ルート上の倒壊、落橋 判定橋梁は、必要人員・資機材・避開時間の算定においては30cm程度の段差を想定する。</p> <p>※30cm程度の段差 ・段差解消により通行</p> <p>※迂回路の設定が困難である流出ルート上の倒壊、落橋 判定橋梁は、必要人員・資機材・避開時間の算定においては30cm程度の段差を想定する。</p> <p>※30cm程度の段差 ・段差解消により通行</p> <p>※30cm程度の段差 ・段差解消により通行</p> <p>※30cm程度の段差 ・段差解消により通行</p> <p>※10cm程度の段差 ・段差解消により通行</p> <p>※10cm程度の段差 ・段差解消により通行</p> <p>※10cm程度の段差 ・段差解消により通行</p>

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 (3)落石や自然斜面の崩壊</p> <p>基本的な考え方</p> <p>落石等について対策や監視が必要な点検箇所のうち、交通遮断の可能性がある被災ランク1及び2の箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定し算定する。</p> <p>算定手法</p> <p>1) 対象：対策や監視が必要な点検箇所のうち、被災ランク1及び2の落石・斜面箇所とする。 2) 被害規模：収集した点検調書における想定流出土砂量を適用する。 なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書における想定流出土砂量をもとに、1箇所あたりの平均想定流出土砂量を算定し、この原単位を適用する。（＝想定被災箇所×1箇所あたりの平均想定流出土砂量）</p>  <p>図 想定崩壊土量の発生および撤去イメージ</p> <p>41</p>	<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 (3)落石や自然斜面の崩壊</p> <p>基本的な考え方</p> <p>落石等について対策や監視が必要な点検箇所のうち、交通遮断の可能性がある被災ランク1及び2の箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定し算定する。</p> <p>算定手法</p> <p>1) 対象：対策や監視が必要な点検箇所のうち、被災ランク1及び2の落石・斜面箇所とする。 2) 被害規模：収集した点検調書における想定流出土砂量を適用する。 なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書における想定流出土砂量をもとに、1箇所あたりの平均想定流出土砂量を算定し、この原単位を適用する。（＝想定被災箇所×1箇所あたりの平均想定流出土砂量）</p>  <p>図 想定崩壊土量の発生および撤去イメージ</p> <p>41</p>	

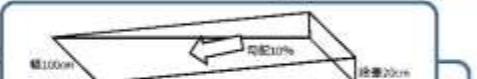
改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</p> <p>(2)被害想定項目の算定方法 (4)盛土法面の崩壊</p> <p>基本的な考え方</p> <p>盛土法面について対策や監視が必要な点検箇所のうち、交通遮断の可能性がある被災ランク1及び2の箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定し算定する。</p> <p>算定手法</p> <p>1) 対象：対策や監視が必要な点検箇所のうち、被災ランク1及び2の盛土法面とする。 2) 被害規模：収集した点検調書における想定流出土砂量を適用する。 なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書における想定流出土砂量をもとに、1箇所あたりの平均想定流出土砂量を算定し、この原単位を適用する。（＝想定被災箇所×1箇所あたりの平均想定流出土砂量）</p>   	<p>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</p> <p>(2)被害想定項目の算定方法 (4)盛土法面の崩壊</p> <p>基本的な考え方</p> <p>盛土法面について対策や監視が必要な点検箇所のうち、交通遮断の可能性がある被災ランク1及び2の箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定し算定する。</p> <p>算定手法</p> <p>1) 対象：対策や監視が必要な点検箇所のうち、被災ランク1及び2の盛土法面とする。 2) 被害規模：収集した点検調書における想定流出土砂量を適用する。 なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書における想定流出土砂量をもとに、1箇所あたりの平均想定流出土砂量を算定し、この原単位を適用する。（＝想定被災箇所×1箇所あたりの平均想定流出土砂量）</p>   

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 (5)海岸擁壁の崩壊</p> <p>基本的な考え方</p> <p>▶ 海岸擁壁箇所について津波浸水深5m以上で崩壊するものと想定し算定する。</p> <p>算定手法</p> <p>1) 対象：津波浸水想定範囲内における海岸擁壁箇所とする。 2) 被害規模：東日本大震災例より5m以上の浸水箇所が被災するものと想定し、代表断面での検討に基づき、復旧規模を推定する。</p>  	<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 (5)海岸擁壁の崩壊</p> <p>基本的な考え方</p> <p>▶ 海岸擁壁箇所について津波浸水深5m以上で崩壊するものと想定し算定する。</p> <p>算定手法</p> <p>1) 対象：津波浸水想定範囲内における海岸擁壁箇所とする。 2) 被害規模：東日本大震災例より5m以上の浸水箇所が被災するものと想定し、代表断面での検討に基づき、復旧規模を推定する。</p>  	

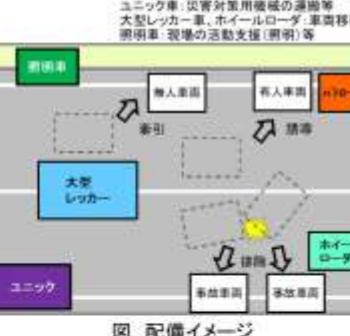
改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</p> <p>(2)被害想定項目の算定方法 (6)沿道施設の崩壊</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の全壊・焼失等による「災害廃棄物」と「電柱の倒壊」の発生量について想定し算定する。 <p>算定手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害規模は、県が公表している被害想定結果を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> 県が公表している市町村単位での災害廃棄物量を基に、対象道路上に堆積するガレキ量を算定 災害廃棄物は各市町村の市街地エリア内（DID地区を含む）で発生すると想定 市街地とDID地区のガレキ量の堆積比率はそれぞれのエリア内の建物密度比を考慮 対象道路の早期啓開幅員4.0m上に堆積するガレキ量を算定 ②電柱の倒壊 <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化の整備が実施されていない、液状化危険度AまたはBの区間の電柱が倒壊すると想定 電柱の設置間隔については、以下原単位を想定 DID地区：35m、市街地：45m、非市街地：50m 阪神淡路大震災における被害実績を基にした以下の電柱倒壊率を適用* 震度7：6.7%、震度6強・6弱：0.5%、震度5強以下：0% <p>※出典：地震に強い電気設備のために（資源エネルギー庁編）</p>	<p>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</p> <p>(2)被害想定項目の算定方法 (6)沿道施設の崩壊</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の全壊・焼失等による「災害廃棄物」と「電柱の倒壊」の発生量について想定し算定する。 <p>算定手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害規模は、県が公表している被害想定結果を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> 県が公表している市町村単位での災害廃棄物量を基に、対象道路上に堆積するガレキ量を算定 災害廃棄物は各市町村の市街地エリア内（DID地区を含む）で発生すると想定 市街地とDID地区のガレキ量の堆積比率はそれぞれのエリア内の建物密度比を考慮 対象道路の早期啓開幅員4.0m上に堆積するガレキ量を算定 ②電柱の倒壊 <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化の整備が実施されていない、液状化危険度AまたはBの区間の電柱が倒壊すると想定 電柱の設置間隔については、以下原単位を想定 DID地区：35m、市街地：45m、非市街地：50m 阪神淡路大震災における被害実績を基にした以下の電柱倒壊率を適用* 震度7：6.7%、震度6強・6弱：0.5%、震度5強以下：0% <p>※出典：地震に強い電気設備のために（資源エネルギー庁編）</p>

改訂の観点		改訂の内容															
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。															
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—																
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—																
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—																
現行（令和2年2月）		改訂案															
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 ⑦立ち往生車両と放置車両</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。 発災時の路上車両数は、H22道路交通センサスデータのピーク時間交通量と混雑時平均旅行速度から交通密度を求め、区間延長を掛け合わせることにより算定する。 <p>算定手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災時の車両台数は、道路交通センサスデータを活用する。 $\text{路上車両台数(台)} = \frac{\text{ピーク時間交通量(台/h)}}{\text{混雑時平均旅行速度(km/h)}} \times \text{区間延長(km)}$ <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水箇所及び落石や自然斜面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間で算定する。  <p>図 立ち往生車両等の発生区間イメージ</p> <table border="1"> <caption>表 発災後の車両割合</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立ち往生車両</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>放置車両</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※関東地方整備局想定割合 ※その他は被災して移動不能となった車両等</p> <p>写真 立ち往生車両等イメージ 出典：首都直下地震道路啓開計画(初版)H27.2</p> <p>45</p>	対象	割合	立ち往生車両	6割	放置車両	3割	その他	1割	<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(2)被害想定項目の算定方法 ⑦立ち往生車両と放置車両</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。 発災時の路上車両数は、H22道路交通センサスデータのピーク時間交通量と混雑時平均旅行速度から交通密度を求め、区間延長を掛け合わせることにより算定する。 <p>算定手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災時の車両台数は、道路交通センサスデータを活用する。 $\text{路上車両台数(台)} = \frac{\text{ピーク時間交通量(台/h)}}{\text{混雑時平均旅行速度(km/h)}} \times \text{区間延長(km)}$ <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水箇所及び落石や自然斜面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間で算定する。  <p>図 立ち往生車両等の発生区間イメージ</p> <table border="1"> <caption>表 発災後の車両割合</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立ち往生車両</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>放置車両</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※関東地方整備局想定割合 ※その他は被災して移動不能となった車両等</p> <p>写真 立ち往生車両等イメージ 出典：首都直下地震道路啓開計画(初版)H27.2</p> <p>45</p>	対象	割合	立ち往生車両	6割	放置車両	3割	その他	1割
対象	割合																
立ち往生車両	6割																
放置車両	3割																
その他	1割																
対象	割合																
立ち往生車両	6割																
放置車両	3割																
その他	1割																

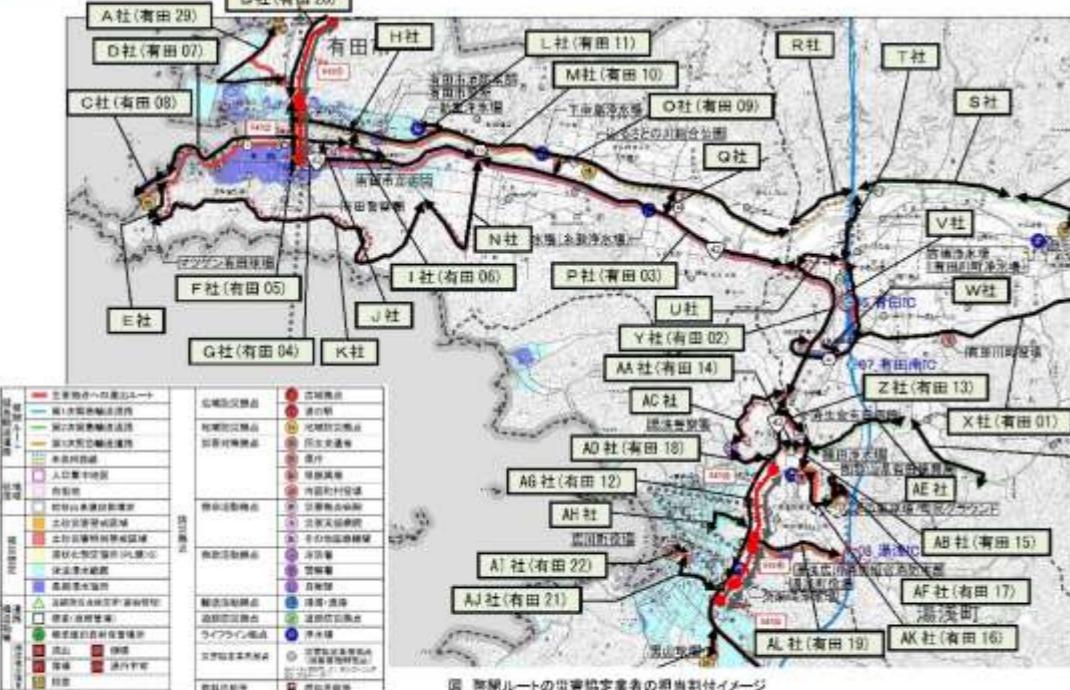
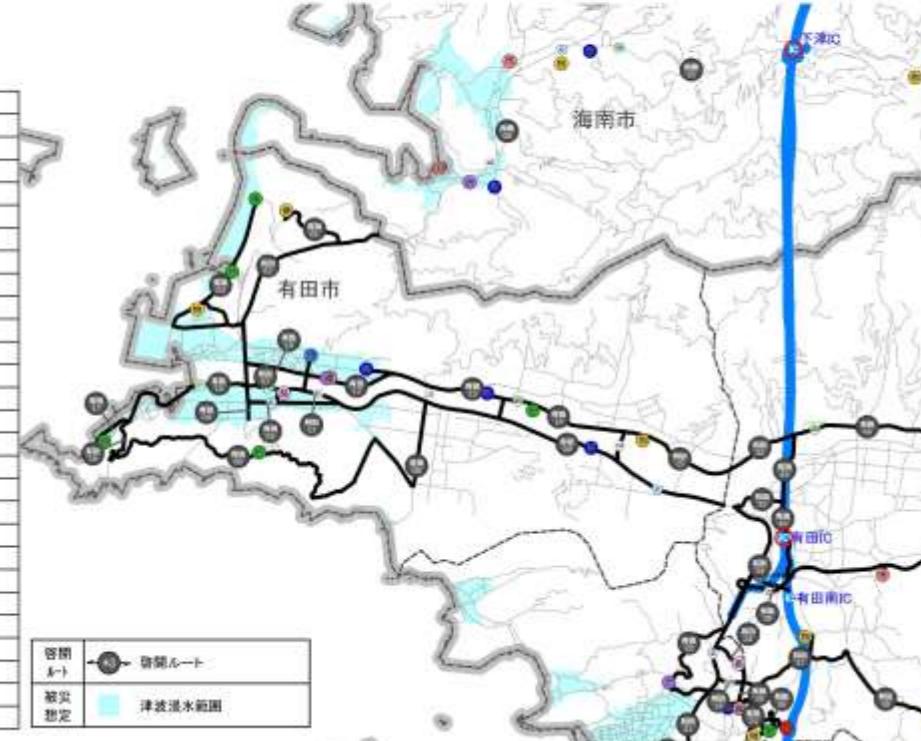
改訂の観点		改訂の内容													
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。													
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—														
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—														
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—														
現行（令和2年2月）		改訂案													
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路啓開を迅速かつ効率的に行うためには、被災状況に応じた啓開能力を確保することが必要となる。 ➢ 想定した被災状況をもとに、啓開作業に必要となる人員や資機材量を考慮して進出ルート別に啓開時間を算定する。 <p>対応項目(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>被災想定の対応項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①橋梁段差の解消</td> <td>・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。</td> <td>・橋梁被害</td> </tr> <tr> <td>②ガレキ(土砂、災害廃棄物、津波堆積物等)の除去</td> <td>・パックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。 ※法面・盛土の崩壊箇所については整正作業が必要</td> <td>・津波浸水被害、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊、海岸擁壁の崩壊、沿道施設の崩壊</td> </tr> <tr> <td>③路上車両の撤去等</td> <td>・立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。</td> <td>・立ち往生車両と放置車両</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・上記以外にも大規模被災の可能性はあるが、緊急を要する道路啓開作業では、多大な時間を要する対応を回避するため、想定の対象としない。(ただし、大規模被災が想定される箇所を把握しておくことは重要である。) ・また、実際の被災は本想定と異なる可能性があるため、実際の被災に応じて臨機応変に対応することが重要である。</td> <td>・長期浸水箇所については、応急復旧期での対応を想定 ・橋梁の流出や倒壊、落橋箇所については、応急復旧期での対応を想定するが、迂回路の設定できない箇所については、コルゲート管を活用した復旧を想定する。  図 コルゲート管を活用した復旧イメージ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	被災想定の対応項目	①橋梁段差の解消	・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。	・橋梁被害	②ガレキ(土砂、災害廃棄物、津波堆積物等)の除去	・パックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。 ※法面・盛土の崩壊箇所については整正作業が必要	・津波浸水被害、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊、海岸擁壁の崩壊、沿道施設の崩壊	③路上車両の撤去等	・立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。	・立ち往生車両と放置車両	その他	・上記以外にも大規模被災の可能性はあるが、緊急を要する道路啓開作業では、多大な時間を要する対応を回避するため、想定の対象としない。(ただし、大規模被災が想定される箇所を把握しておくことは重要である。) ・また、実際の被災は本想定と異なる可能性があるため、実際の被災に応じて臨機応変に対応することが重要である。	・長期浸水箇所については、応急復旧期での対応を想定 ・橋梁の流出や倒壊、落橋箇所については、応急復旧期での対応を想定するが、迂回路の設定できない箇所については、コルゲート管を活用した復旧を想定する。  図 コルゲート管を活用した復旧イメージ
項目	内容	被災想定の対応項目													
①橋梁段差の解消	・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。	・橋梁被害													
②ガレキ(土砂、災害廃棄物、津波堆積物等)の除去	・パックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。 ※法面・盛土の崩壊箇所については整正作業が必要	・津波浸水被害、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊、海岸擁壁の崩壊、沿道施設の崩壊													
③路上車両の撤去等	・立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。	・立ち往生車両と放置車両													
その他	・上記以外にも大規模被災の可能性はあるが、緊急を要する道路啓開作業では、多大な時間を要する対応を回避するため、想定の対象としない。(ただし、大規模被災が想定される箇所を把握しておくことは重要である。) ・また、実際の被災は本想定と異なる可能性があるため、実際の被災に応じて臨機応変に対応することが重要である。	・長期浸水箇所については、応急復旧期での対応を想定 ・橋梁の流出や倒壊、落橋箇所については、応急復旧期での対応を想定するが、迂回路の設定できない箇所については、コルゲート管を活用した復旧を想定する。  図 コルゲート管を活用した復旧イメージ													
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路啓開を迅速かつ効率的に行うためには、被災状況に応じた啓開能力を確保することが必要となる。 ➢ 想定した被災状況をもとに、啓開作業に必要となる人員や資機材量を考慮して進出ルート別に啓開時間を算定する。 <p>対応項目(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>被災想定の対応項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①橋梁段差の解消</td> <td>・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。</td> <td>・橋梁被害</td> </tr> <tr> <td>②ガレキ(土砂、災害廃棄物、津波堆積物等)の除去</td> <td>・パックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。 ※法面・盛土の崩壊箇所については整正作業が必要</td> <td>・津波浸水被害、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊、海岸擁壁の崩壊、沿道施設の崩壊</td> </tr> <tr> <td>③路上車両の撤去等</td> <td>・立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。</td> <td>・立ち往生車両と放置車両</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・上記以外にも大規模被災の可能性はあるが、緊急を要する道路啓開作業では、多大な時間を要する対応を回避するため、想定の対象としない。(ただし、大規模被災が想定される箇所を把握しておくことは重要である。) ・また、実際の被災は本想定と異なる可能性があるため、実際の被災に応じて臨機応変に対応することが重要である。</td> <td>・長期浸水箇所については、応急復旧期での対応を想定 ・橋梁の流出や倒壊、落橋箇所については、応急復旧期での対応を想定するが、迂回路の設定できない箇所については、コルゲート管を活用した復旧を想定する。  図 コルゲート管を活用した復旧イメージ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	被災想定の対応項目	①橋梁段差の解消	・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。	・橋梁被害	②ガレキ(土砂、災害廃棄物、津波堆積物等)の除去	・パックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。 ※法面・盛土の崩壊箇所については整正作業が必要	・津波浸水被害、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊、海岸擁壁の崩壊、沿道施設の崩壊	③路上車両の撤去等	・立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。	・立ち往生車両と放置車両	その他	・上記以外にも大規模被災の可能性はあるが、緊急を要する道路啓開作業では、多大な時間を要する対応を回避するため、想定の対象としない。(ただし、大規模被災が想定される箇所を把握しておくことは重要である。) ・また、実際の被災は本想定と異なる可能性があるため、実際の被災に応じて臨機応変に対応することが重要である。	・長期浸水箇所については、応急復旧期での対応を想定 ・橋梁の流出や倒壊、落橋箇所については、応急復旧期での対応を想定するが、迂回路の設定できない箇所については、コルゲート管を活用した復旧を想定する。  図 コルゲート管を活用した復旧イメージ
項目	内容	被災想定の対応項目													
①橋梁段差の解消	・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。	・橋梁被害													
②ガレキ(土砂、災害廃棄物、津波堆積物等)の除去	・パックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。 ※法面・盛土の崩壊箇所については整正作業が必要	・津波浸水被害、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊、海岸擁壁の崩壊、沿道施設の崩壊													
③路上車両の撤去等	・立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。	・立ち往生車両と放置車両													
その他	・上記以外にも大規模被災の可能性はあるが、緊急を要する道路啓開作業では、多大な時間を要する対応を回避するため、想定の対象としない。(ただし、大規模被災が想定される箇所を把握しておくことは重要である。) ・また、実際の被災は本想定と異なる可能性があるため、実際の被災に応じて臨機応変に対応することが重要である。	・長期浸水箇所については、応急復旧期での対応を想定 ・橋梁の流出や倒壊、落橋箇所については、応急復旧期での対応を想定するが、迂回路の設定できない箇所については、コルゲート管を活用した復旧を想定する。  図 コルゲート管を活用した復旧イメージ													

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</p> <p>(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法</p> <p>① 橋梁段差の解消</p> <p>基本的な考え方</p> <p>▶ 橋梁段差については、土のうで車輪通行幅（1m）の段差を解消することにより啓開する。 ▶ 類似計画成果※を参考に、橋梁の耐震状況や周辺の地盤状況等を鑑み、10~30cm程度の段差が発生すると想定して道路啓開速度、日数を算定する。 ※「首都直下地震道路啓開計画」の場合、離れと液状化による想定段差の平均より約30cmと想定している。 「四国広域道路啓開計画」の場合、段差10cm以上の橋梁段差発生箇所について、想定段差を約20cmと想定している。</p> <p>算定方法</p> <p>① 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの必要人員 ・4人（段差解消作業員）+4人（車オペレーター）を想定 ② 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの必要機材 ・パトロール車、ダンプトラック各2台を想定 ③ 被災橋梁あたりの必要資材 ・10%で摺り付けるとして、20cmの段差では延長2.0m、幅1.0mで1被災橋梁あたり$0.8m^2$ ・「国土交通省土木工事積算基準」から、土のう1袋あたり$0.02m^3$ <30cmの段差>土砂：$1.8m^3$、土のう袋：約90袋、敷鉄板：4枚 <20cmの段差>土砂：$0.8m^3$、土のう袋：約40袋、敷鉄板：4枚 <10cmの段差>土砂：$0.2m^3$、土のう袋：約10袋、敷鉄板：4枚 ・保安設備（分離用コーン5m間隔、バリケード2基など）</p>  <p>図 段差解消イメージ(段差20cmの場合)</p> <p>④ 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの作業時間 ・「国土交通省土木工事積算基準」から、土のう1袋あたり$0.02m^3$ <30cmの段差>土砂：$1.8m^3$、土のう袋：約90袋、敷鉄板：4枚 <20cmの段差>土砂：$0.8m^3$、土のう袋：約40袋、敷鉄板：4枚 <10cmの段差>土砂：$0.2m^3$、土のう袋：約10袋、敷鉄板：4枚 ・保安設備（分離用コーン5m間隔、バリケード2基など）</p>	<p>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</p> <p>(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法</p> <p>① 橋梁段差の解消</p> <p>基本的な考え方</p> <p>▶ 橋梁段差については、土のうで車輪通行幅（1m）の段差を解消することにより啓開する。 ▶ 類似計画成果※を参考に、橋梁の耐震状況や周辺の地盤状況等を鑑み、10~30cm程度の段差が発生すると想定して道路啓開速度、日数を算定する。 ※「首都直下地震道路啓開計画」の場合、離れと液状化による想定段差の平均より約30cmと想定している。 「四国広域道路啓開計画」の場合、段差10cm以上の橋梁段差発生箇所について、想定段差を約20cmと想定している。</p> <p>算定方法</p> <p>① 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの必要人員 ・4人（段差解消作業員）+4人（車オペレーター）を想定 ② 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの必要機材 ・パトロール車、ダンプトラック各2台を想定 ③ 被災橋梁あたりの必要資材 ・10%で摺り付けるとして、20cmの段差では延長2.0m、幅1.0mで1被災橋梁あたり$0.8m^2$ ・「国土交通省土木工事積算基準」から、土のう1袋あたり$0.02m^3$ <30cmの段差>土砂：$1.8m^3$、土のう袋：約90袋、敷鉄板：4枚 <20cmの段差>土砂：$0.8m^3$、土のう袋：約40袋、敷鉄板：4枚 <10cmの段差>土砂：$0.2m^3$、土のう袋：約10袋、敷鉄板：4枚 ・保安設備（分離用コーン5m間隔、バリケード2基など）</p>  <p>図 段差解消イメージ(段差20cmの場合)</p> <p>④ 被災橋梁（上下線2箇所）あたりの作業時間 ・「国土交通省土木工事積算基準」から、土のう1袋あたり$0.02m^3$ <30cmの段差>土砂：$1.8m^3$、土のう袋：約90袋、敷鉄板：4枚 <20cmの段差>土砂：$0.8m^3$、土のう袋：約40袋、敷鉄板：4枚 <10cmの段差>土砂：$0.2m^3$、土のう袋：約10袋、敷鉄板：4枚 ・保安設備（分離用コーン5m間隔、バリケード2基など）</p>

改訂の観点	改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	
現行（令和2年2月）	改訂案
<p>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</p> <p>(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法 (2) ガレキの除去</p> <p>基本的な考え方</p> <p>ガレキについては、バックホウ等で道路脇へ除去（必要に応じてダンプトラックにて運搬）することにより啓開する。また、ガレキ除去にあわせて倒壊した電柱を道路脇へ除去する。 土砂崩壊箇所については、ガレキ除去とあわせて、仮設道路を敷設しながら道路啓開を実施する。</p> <p>算定方法</p> <p>①被災箇所あたりの必要人員 ・18人を想定（24時間体制（8時間交代制）：6人×3パーティ） ②被災箇所あたりの必要機材 ・パトロール車、ユニック車、バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラックを想定 ・土砂崩壊箇所では、上記に加えて道路工事用機械（タイヤローラー等）を想定 ・24時間対応が必要な場合は照明車の配備を想定 ③被災箇所あたりの必要資材 ・保安設備（分離用コーン5m間隔、バリケードなど） ④被災箇所あたりの作業時間 【基準書※より24時間体制（8時間交代制）を想定した3倍の施工速度とする】 ・ガレキの除去の施工速度は1,500m³/日（24h） ・盛土の施工速度は2,070m³/日（24h） ※出典：土木工事標準積算基準書（共通編）平成28年度（4月版） ガレキ除去：p. I-2-4-1 ①塑性/土砂/オープンカット/押土なし/障害無し/50,000m³以上 盛土：p. I-2-4-8 ④路体（堤壁）盛土/幅員4.0m以上/敷均し+締固め/10,000m³未満 ・電柱の除去については30分/本を想定（停電を確認後に関係機関と連携して実施）</p> <p>図 配備イメージ</p> <p>写真 ガレキの除去イメージ</p> <p>48</p>	<p>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</p> <p>(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法 (2) ガレキの除去</p> <p>基本的な考え方</p> <p>ガレキについては、バックホウ等で道路脇へ除去（必要に応じてダンプトラックにて運搬）することにより啓開する。また、ガレキ除去にあわせて倒壊した電柱を道路脇へ除去する。 土砂崩壊箇所については、ガレキ除去とあわせて、仮設道路を敷設しながら道路啓開を実施する。</p> <p>算定方法</p> <p>①被災箇所あたりの必要人員 ・18人を想定（24時間体制（8時間交代制）：6人×3パーティ） ②被災箇所あたりの必要機材 ・パトロール車、ユニック車、バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラックを想定 ・土砂崩壊箇所では、上記に加えて道路工事用機械（タイヤローラー等）を想定 ・24時間対応が必要な場合は照明車の配備を想定 ③被災箇所あたりの必要資材 ・保安設備（分離用コーン5m間隔、バリケードなど） ④被災箇所あたりの作業時間 【基準書※より24時間体制（8時間交代制）を想定した3倍の施工速度とする】 ・ガレキの除去の施工速度は1,500m³/日（24h） ・盛土の施工速度は2,070m³/日（24h） ※出典：土木工事標準積算基準書（共通編）平成28年度（4月版） ガレキ除去：p. I-2-4-1 ①塑性/土砂/オープンカット/押土なし/障害無し/50,000m³以上 盛土：p. I-2-4-8 ④路体（堤壁）盛土/幅員4.0m以上/敷均し+締固め/10,000m³未満 ・電柱の除去については30分/本を想定（停電を確認後に関係機関と連携して実施）</p> <p>図 配備イメージ</p> <p>写真 ガレキの除去イメージ</p> <p>48</p>

改訂の観点		改訂の内容																						
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。																						
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—																							
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—																							
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—																							
現行（令和2年2月）		改訂案																						
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法 (3) 路上車両の撤去等</p> <p>基本的な考え方</p> <p>立ち往生車両、放置車両等の路上車両は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。</p> <p>算定方法</p> <p>①被災箇所あたりの必要人員 ・15人を想定（24時間体制（8時間交代制）：5人×3パーティ）</p> <p>②被災箇所あたりの必要機材 ・パトロール車、ユニック車、大型レッカー車、ホイールローダを想定 ・24時間対応が必要な場合は照明車の配備を想定</p> <p>③被災箇所あたりの必要資材 ・保安設備（分離用コーン（5m間隔）、バリケードなど）</p> <p>④被災箇所あたりの作業時間 ・「第2回道路啓開時における路上車両移動技術研究会資料（H26.8）」から以下想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>時間速度</th> <th>対応機械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①立ち往生車両</td> <td>—</td> <td>1分/台</td> <td>パトロール車による誘導（運転者乗車・自走可）</td> </tr> <tr> <td>②放置車両</td> <td>大型</td> <td>20分/台</td> <td>大型レッカー車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型</td> <td>3分/台</td> <td>ホイールローダ、フォークリフト等</td> </tr> <tr> <td>③その他</td> <td>大型</td> <td>30分/台</td> <td>大型レッカー車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型</td> <td>6分/台</td> <td>ホイールローダ、フォークリフト等</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 配備イメージ  図 路上車両の撤去イメージ </p>	項目	種別	時間速度	対応機械	①立ち往生車両	—	1分/台	パトロール車による誘導（運転者乗車・自走可）	②放置車両	大型	20分/台	大型レッカー車		小型	3分/台	ホイールローダ、フォークリフト等	③その他	大型	30分/台	大型レッカー車		小型	6分/台	ホイールローダ、フォークリフト等
項目	種別	時間速度	対応機械																					
①立ち往生車両	—	1分/台	パトロール車による誘導（運転者乗車・自走可）																					
②放置車両	大型	20分/台	大型レッカー車																					
	小型	3分/台	ホイールローダ、フォークリフト等																					
③その他	大型	30分/台	大型レッカー車																					
	小型	6分/台	ホイールローダ、フォークリフト等																					
<h3>3.2 必要資機材の備蓄・調達計画</h3> <p>(3) 必要人員、資機材、啓開時間の算定方法 (3) 路上車両の撤去等</p> <p>基本的な考え方</p> <p>立ち往生車両、放置車両等の路上車両は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。</p> <p>算定方法</p> <p>①被災箇所あたりの必要人員 ・15人を想定（24時間体制（8時間交代制）：5人×3パーティ）</p> <p>②被災箇所あたりの必要機材 ・パトロール車、ユニック車、大型レッカー車、ホイールローダを想定 ・24時間対応が必要な場合は照明車の配備を想定</p> <p>③被災箇所あたりの必要資材 ・保安設備（分離用コーン（5m間隔）、バリケードなど）</p> <p>④被災箇所あたりの作業時間 ・「第2回道路啓開時における路上車両移動技術研究会資料（H26.8）」から以下想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>時間速度</th> <th>対応機械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①立ち往生車両</td> <td>—</td> <td>1分/台</td> <td>パトロール車による誘導（運転者乗車・自走可）</td> </tr> <tr> <td>②放置車両</td> <td>大型</td> <td>20分/台</td> <td>大型レッカー車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型</td> <td>3分/台</td> <td>ホイールローダ、フォークリフト等</td> </tr> <tr> <td>③その他</td> <td>大型</td> <td>30分/台</td> <td>大型レッcker車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型</td> <td>6分/台</td> <td>ホイールローダ、フォークリフト等</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 配備イメージ  図 路上車両の撤去イメージ </p>	項目	種別	時間速度	対応機械	①立ち往生車両	—	1分/台	パトロール車による誘導（運転者乗車・自走可）	②放置車両	大型	20分/台	大型レッカー車		小型	3分/台	ホイールローダ、フォークリフト等	③その他	大型	30分/台	大型レッcker車		小型	6分/台	ホイールローダ、フォークリフト等
項目	種別	時間速度	対応機械																					
①立ち往生車両	—	1分/台	パトロール車による誘導（運転者乗車・自走可）																					
②放置車両	大型	20分/台	大型レッカー車																					
	小型	3分/台	ホイールローダ、フォークリフト等																					
③その他	大型	30分/台	大型レッcker車																					
	小型	6分/台	ホイールローダ、フォークリフト等																					

3. 3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付

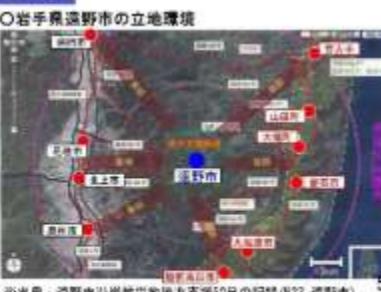
改訂の観点		改訂の内容																				
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・啓開ルート計画の検討結果を踏まえ、担当割付を更新。(②)																				
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○																					
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—																					
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—																					
現行（令和2年2月）		改訂案																				
3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付 <ul style="list-style-type: none"> 各地域の被害想定量算出結果、県内の建設業者等の保有人員・資機材等を考慮し、啓開ルートの担当（災害協定業者）を割り付け  <p>図 啓開ルートの災害協定業者の担当割付イメージ</p>		<h3>3.3 啓開ルートの災害協定業者の担当割付</h3> <ul style="list-style-type: none"> 各地域の被害想定量算出結果、県内の建設業者等の保有人員・資機材等を考慮し、啓開ルートの担当（災害協定業者）を割り付け  <p>図 啓開ルートの災害協定業者の担当割付イメージ</p> <p>担当割付を更新</p> <table border="1"> <tr> <td>改訂途上拠点</td> <td>高規格幹線</td> </tr> <tr> <td>物資拠点</td> <td>港湾</td> </tr> <tr> <td>災害対策拠点</td> <td>SA・PA</td> </tr> <tr> <td>社会活動拠点</td> <td>避難場所</td> </tr> <tr> <td>教育活動拠点</td> <td>沿岸</td> </tr> <tr> <td>施設活動拠点</td> <td>港湾・漁港</td> </tr> <tr> <td>通路活動拠点</td> <td>港湾施設</td> </tr> <tr> <td>ライフライン拠点</td> <td>港湾施設</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>港湾施設</td> </tr> <tr> <td>被災想定</td> <td>津波浸水範囲</td> </tr> </table>	改訂途上拠点	高規格幹線	物資拠点	港湾	災害対策拠点	SA・PA	社会活動拠点	避難場所	教育活動拠点	沿岸	施設活動拠点	港湾・漁港	通路活動拠点	港湾施設	ライフライン拠点	港湾施設	その他	港湾施設	被災想定	津波浸水範囲
改訂途上拠点	高規格幹線																					
物資拠点	港湾																					
災害対策拠点	SA・PA																					
社会活動拠点	避難場所																					
教育活動拠点	沿岸																					
施設活動拠点	港湾・漁港																					
通路活動拠点	港湾施設																					
ライフライン拠点	港湾施設																					
その他	港湾施設																					
被災想定	津波浸水範囲																					

3. 4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<p>3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量</p> <p>▶ 振興局毎・啓開ルート別に、啓開作業時間、必要人員・資機材量を算定</p> <p>図 啓開完了時間、必要人員・資機材量</p> <p>51</p>		
<p>3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量</p> <p>▶ 振興局毎・啓開ルート別に、啓開作業時間、必要人員・資機材量を算定</p> <p>図 啓開完了時間、必要人員・資機材量</p> <p>51</p>		

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・変更なし。
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h3>3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量</h3> <p>▶ 算定した啓開作業時間をもとに、道路啓開展開図を作成(24時間単位)</p>  <p>▲道路啓開展開図イメージ</p> <p>■部会での意見（串本部会の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すさみ古座線は2車線から1車線になるところがあるので注意が必要である ・すさみIC付近は拠点になりうる ・大島、出雲地域およびR371は同時並行で啓開活動が可能である ・作業員の後方支援が必要である ・二次災害を防止する観点で、追避場所の確保やルールの設定が必要である <p>▲部会の様子 大村因習を用いて部会員参加の積極的な議論が展開</p> <p>52</p>		
<h3>3.4 啓開ルートの啓開作業時間、必要人員・資機材量</h3> <p>▶ 算定した啓開作業時間をもとに、道路啓開展開図を作成(24時間単位)</p>  <p>▲道路啓開展開図イメージ</p> <p>■部会での意見（串本部会の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すさみ古座線は2車線から1車線になるところがあるので注意が必要である ・すさみIC付近は拠点になりうる ・大島、出雲地域およびR371は同時並行で啓開活動が可能である ・作業員の後方支援が必要である ・二次災害を防止する観点で、追避場所の確保やルールの設定が必要である <p>▲部会の様子 大村因習を用いて部会員参加の積極的な議論が展開</p> <p>52</p>		

3. 5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討

改訂の観点		改訂の内容											
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の移動。(②) (新規章の「4. 受援計画」において道路啓開活動拠点に関して整理するため) 											
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○												
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—												
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—												
現行（令和2年2月）		改訂案											
<h3>3.5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討</h3> <p>(1) 道路啓開活動拠点候補地の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や熊本地震においては、後方支援の拠点を中心に活動を展開 啓開作業や広域支援を円滑に実行するため、道路啓開活動拠点に求められる役割と機能を整理 <table border="1"> <tr> <td>道路啓開活動拠点に求められる役割</td> <td>拠点に必要となる機能と内容</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 啓開担当業者や応援部隊が被災地に向かう際の中継となる拠点 道路啓開活動の実施に向けた一時的な滞在、調整及び作業が可能となる拠点 </td> <td> <table border="1"> <tr> <td>ベースキャンプ機能</td> <td>・道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整</td> </tr> <tr> <td>活動支援機能</td> <td>・資機材の搬入(搬出を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援</td> </tr> <tr> <td>ライフライン機能</td> <td>・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="2">  <ul style="list-style-type: none"> ・集結場所や待機場所として確保 ・円滑な受援の要となる拠点を事前に設定 </td> </tr> </table> <p>東日本大震災における岩手県遠野市(遠野運動公園等)の事例</p> <p>■立地環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 内陸諸都市と沿岸市町村を結ぶ道路網の結節点 内陸と沿岸の市町村が半径50km圏内(車で約1時間圏内) 地質が花崗岩で安定しており、災害に強い地域 <p>■主な機能・活用内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域支援の一次集結地 広域支援のベースキャンプ 災害対策車両の活動支援等 <p>○遠野運動公園の活用状況</p>  <p>※出典：遠野市沿岸被災地後方支援50日の記録(022.遠野市) 53</p>	道路啓開活動拠点に求められる役割	拠点に必要となる機能と内容	<ul style="list-style-type: none"> 啓開担当業者や応援部隊が被災地に向かう際の中継となる拠点 道路啓開活動の実施に向けた一時的な滞在、調整及び作業が可能となる拠点 	<table border="1"> <tr> <td>ベースキャンプ機能</td> <td>・道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整</td> </tr> <tr> <td>活動支援機能</td> <td>・資機材の搬入(搬出を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援</td> </tr> <tr> <td>ライフライン機能</td> <td>・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保</td> </tr> </table>	ベースキャンプ機能	・道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整	活動支援機能	・資機材の搬入(搬出を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援	ライフライン機能	・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保	 <ul style="list-style-type: none"> ・集結場所や待機場所として確保 ・円滑な受援の要となる拠点を事前に設定 		削除
道路啓開活動拠点に求められる役割	拠点に必要となる機能と内容												
<ul style="list-style-type: none"> 啓開担当業者や応援部隊が被災地に向かう際の中継となる拠点 道路啓開活動の実施に向けた一時的な滞在、調整及び作業が可能となる拠点 	<table border="1"> <tr> <td>ベースキャンプ機能</td> <td>・道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整</td> </tr> <tr> <td>活動支援機能</td> <td>・資機材の搬入(搬出を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援</td> </tr> <tr> <td>ライフライン機能</td> <td>・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保</td> </tr> </table>	ベースキャンプ機能	・道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整	活動支援機能	・資機材の搬入(搬出を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援	ライフライン機能	・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保						
ベースキャンプ機能	・道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整												
活動支援機能	・資機材の搬入(搬出を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援												
ライフライン機能	・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保												
 <ul style="list-style-type: none"> ・集結場所や待機場所として確保 ・円滑な受援の要となる拠点を事前に設定 													

改訂の観点	改訂の内容										
①啓開ルート・拠点等の時点修正	・記載箇所の移動。(②) (新規章の「4. 受援計画」において道路啓開活動拠点に関して整理するため)										
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正											
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正											
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実											
現行（令和2年2月）	改訂案										
<p>3.5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討</p> <p>(2) 道路啓開情報拠点候補地の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東日本大震災や熊本地震では情報の輻輳、通信規制や障害が広範囲で発生 ➢ 道路啓開情報拠点とするため、防災無線等による通信手段を確保できる施設を整理 <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路啓開情報拠点に求められる役割</th><th>拠点に必要となる機能と内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 啓開担当や被災状況報告者が使用可能な通信手段を保有する拠点 ➢ 通信規制や通信基盤の広域的な通信障害の際にそれでも、連絡・通信が可能である拠点(支所等) </td><td> <table border="1"> <tr> <td>通信手段を保有</td><td>・防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信手段</td></tr> <tr> <td>活動支援機能</td><td>・報告の取りまとめ作業や連絡者の一時的な駐車が可能なスペースを保有</td></tr> <tr> <td>ライフライン機能</td><td>・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保</td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→・連絡通信不能を想定 ・啓開担当が利用できる道路啓開情報拠点を事前に設定</p> <p>東日本大震災及び熊本地震における通信の被害状況</p> <p>○東日本大震災における被災状況「NTT東日本及びNTTドコモ」 (2011年3月13日の状況)</p> <p>○熊本地震における被災状況「NTT西日本及びNTTドコモ」 (2016年4月16日の状況)</p> <p>出典: 東日本大震災における通信の被災状況(後日等)に関する取扱い方針(H33年秋改定) / 出典: 電気通信事業者の平成28年熊本地震への対応状況(H28年春改定)</p>	道路啓開情報拠点に求められる役割	拠点に必要となる機能と内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 啓開担当や被災状況報告者が使用可能な通信手段を保有する拠点 ➢ 通信規制や通信基盤の広域的な通信障害の際にそれでも、連絡・通信が可能である拠点(支所等) 	<table border="1"> <tr> <td>通信手段を保有</td><td>・防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信手段</td></tr> <tr> <td>活動支援機能</td><td>・報告の取りまとめ作業や連絡者の一時的な駐車が可能なスペースを保有</td></tr> <tr> <td>ライフライン機能</td><td>・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保</td></tr> </table>	通信手段を保有	・防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信手段	活動支援機能	・報告の取りまとめ作業や連絡者の一時的な駐車が可能なスペースを保有	ライフライン機能	・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保	削除
道路啓開情報拠点に求められる役割	拠点に必要となる機能と内容										
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 啓開担当や被災状況報告者が使用可能な通信手段を保有する拠点 ➢ 通信規制や通信基盤の広域的な通信障害の際にそれでも、連絡・通信が可能である拠点(支所等) 	<table border="1"> <tr> <td>通信手段を保有</td><td>・防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信手段</td></tr> <tr> <td>活動支援機能</td><td>・報告の取りまとめ作業や連絡者の一時的な駐車が可能なスペースを保有</td></tr> <tr> <td>ライフライン機能</td><td>・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保</td></tr> </table>	通信手段を保有	・防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信手段	活動支援機能	・報告の取りまとめ作業や連絡者の一時的な駐車が可能なスペースを保有	ライフライン機能	・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保				
通信手段を保有	・防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信手段										
活動支援機能	・報告の取りまとめ作業や連絡者の一時的な駐車が可能なスペースを保有										
ライフライン機能	・対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保										

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の移動。(②) (新規章の「4. 受援計画」において道路啓開活動拠点に関して整理するため)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<h3>3.5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討</h3> <p>(3) 道路啓開活動拠点候補地の抽出</p>		削除

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の移動。(②) (新規章の「4. 受援計画」において道路啓開活動拠点に関して整理するため)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
<p>3.5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討</p> <p>(4) 道路啓開活動拠点候補地のカルテイメージ</p>  <p>該当候補地：町（瓦グラウンド） 住所：東牟婁郡那智勝浦町出雲545 施設管理者：李本町</p> <p>監査結果 監査可否合意：クラウドを利用し、利用者の監査が可能である。 アコセス性：すさみ南ICから約28kmの地点にある。 施内駐車場：トイレ設備：あり、施内接続：なし</p> <p>被災可否性：津波浸水、土砂災害警戒区域の指定はない。 権利：李本町管理のため、利用には町との調整が必要である。</p> <p>国土総研衛星図の空中写真(2007.03撮影)</p>	削除	

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	一	<ul style="list-style-type: none"> ・記載箇所の移動。(②) (新規章の「4. 受援計画」において道路啓開活動拠点に関して整理するため)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	一	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	一	
現行（令和2年2月）		改訂案
<p>3.5 道路啓開活動拠点及び道路啓開情報拠点候補地の検討</p> <p>(5)とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路啓開活動拠点候補地は、啓開担当業者や応援部隊が被災地に向かう際のアクセス性を考慮し、各管内のIC周辺で一定の面積が確保できる施設・用地を選定 →県内で合計50拠点 ➢ 道路啓開情報拠点候補地は、情報の輻輳や通信障害等が広範囲で発生する可能性を考慮し、防災無線等で通信手段を確保しやすい市町村役場および支所を選定 →県内で合計74拠点 <p>今後の取り組み（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 部会意見を踏まえた、追加拠点の調査（現地状況の確認、拠点機能の調査） ➢ 拠点の運用計画（受援体制、展開オペレーション等）の検討 ➢ 災害時の利用に際しての施設および用地管理者との事前協議・調整 	削除	

4. 受援計画

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、行動指針の基本項目として「受援計画」を新規章として作成。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
新規		<p style="text-align: center;">4. 受援計画</p>

4. 1 人員・資機材の備蓄・調達

改訂の観点		改訂の内容																													
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、新規章の受援計画において、「人員・資機材の備蓄・調達」について整理。(②)																													
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○																														
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—																														
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—																														
現行（令和2年2月）	新規	<p>改訂案</p> <p>4.1 人員・資機材の備蓄・調達</p> <p>(1) 道路啓開における人員・資機材の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県内や管内ごとの人員・資機材の保有量および必要量を整理し、過不足量を算出する ➢ 県外・管内間の応援・受援体制と方策を事前に検討し、円滑な支援と確実な道路啓開の実施を図る <p>(2) 人員・資機材の保有量・必要量の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建設業者の作業可能人員及び保有資機材から、管内ごとの保有量を抽出する ➢ 啓開ルートや被災想定結果等をもとに、管内ごとの必要量を計上する ⇒保有量・必要量から過不足量を算出する ◎資機材：バックホウ、ダンプトラック、土砂、土のう袋、敷鉄板 <p>過不足量の整理イメージ</p> <table border="1"> <caption>過不足量の整理イメージ</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全保有量 (台)</th> <th>稼働率40% (台)</th> <th>稼働率20% (台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計 (全業者)</td> <td>909</td> <td>744</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>全保有量 (副付業者)</td> <td>720</td> <td>669</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>シナリオ1 (稼働率40%)</td> <td>141</td> <td>111</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シナリオ2 (稼働率20%)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模災害時の人員・資機材の稼働率の推定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害発生時の時間帯や気象条件を考慮し、2パターンのシナリオに対して稼働率を推定する <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>出動・稼働率*</th> <th>想定状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シナリオ1</td> <td>初動期は保有人員・機械の 40%が出動・稼働可能</td> <td>大規模地震が平日昼間に発生し、計画していた連携やシステムが一定程度機能している状況を想定</td> </tr> <tr> <td>シナリオ2</td> <td>初動期は保有人員・機械の 20%が出動・稼働可能</td> <td>大規模地震が休日夜間や悪天候時に発生し、計画していた連携やシステムがほぼ機能せず、混乱している状況を想定</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 東日本大震災における稼働実績や群衆における意見を踏まえ設定</p>	項目	全保有量 (台)	稼働率40% (台)	稼働率20% (台)	合計 (全業者)	909	744	286	全保有量 (副付業者)	720	669	224	シナリオ1 (稼働率40%)	141	111	—	シナリオ2 (稼働率20%)	—	—	11		出動・稼働率*	想定状況	シナリオ1	初動期は保有人員・機械の 40% が出動・稼働可能	大規模地震が 平日昼間に 発生し、計画していた連携やシステムが 一定程度機能 している状況を想定	シナリオ2	初動期は保有人員・機械の 20% が出動・稼働可能	大規模地震が 休日夜間や悪天候時に 発生し、計画していた連携やシステムが ほぼ機能せず 、混乱している状況を想定
項目	全保有量 (台)	稼働率40% (台)	稼働率20% (台)																												
合計 (全業者)	909	744	286																												
全保有量 (副付業者)	720	669	224																												
シナリオ1 (稼働率40%)	141	111	—																												
シナリオ2 (稼働率20%)	—	—	11																												
	出動・稼働率*	想定状況																													
シナリオ1	初動期は保有人員・機械の 40% が出動・稼働可能	大規模地震が 平日昼間に 発生し、計画していた連携やシステムが 一定程度機能 している状況を想定																													
シナリオ2	初動期は保有人員・機械の 20% が出動・稼働可能	大規模地震が 休日夜間や悪天候時に 発生し、計画していた連携やシステムが ほぼ機能せず 、混乱している状況を想定																													

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、新規章の受援計画において、「人員・資機材の備蓄・調達」について整理。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）	新規	<p>改訂案</p> <p>4.1 人員・資機材の備蓄・調達</p> <p>(3) 県外・管内間の応援・受援のイメージ</p> <p>▶ 被災状況及び人員・資機材の稼働状況を踏まえ、具体的な応援・受援方策を調整し、支援を行う</p> <p>稼働率20%の場合</p> <p>Map showing personnel and equipment availability and requirements across the Kinki region. Arrows indicate movement routes from one area to another. Callouts provide detailed information for each area.</p> <ul style="list-style-type: none"> 鹿児島管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 余剰, 救鋸板: 不足 宮崎管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 余剰, 救鋸板: 不足 大分管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 余剰, 救鋸板: 不足 熊本管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 不足, 救鋸板: 不足 鹿児島管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 不足, 救鋸板: 不足 宮崎管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 不足, 救鋸板: 不足 大分管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 不足, 救鋸板: 不足 熊本管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 不足, 救鋸板: 不足 沿岸部7管内合計: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 余剰, 救鋸板: 不足 内陸部から応援: 内陸部管内からの応援 海南から応援【機械】: 海南管内からの機械応援 香川管内: 人手: 不足, パックホウ: 不足, ダンプトラック: 不足, 土砂: 余剰, 土のう袋: 余剰, 救鋸板: 不足 X軸ネットワークを活用し、県外および内陸部から応援: X軸ネットワークを活用した応援

4. 2 燃料確保体制の構築

改訂の観点		改訂の内容										
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、新規章の受援計画において、「燃料確保体制の構築」について整理。(②)										
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○											
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—											
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—											
現行（令和2年2月）	新規	<p>改訂案</p> <h2>4.2 燃料確保体制の構築</h2> <p>(1) 道路啓開における燃料の確保の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害時の深刻な燃料不足による道路啓開への支障を防ぐため、県内の燃料関連施設を整理するとともに、燃料の備蓄確保量および必要量から過不足量を算出する ➢ 燃料関連施設を最大限に活用し、燃料確保体制を構築することで必要量を確保する <p>(2) おもな燃料関連施設の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すさみ防災基地</td> <td>災害時の会議室や緊急車両の車庫等に加え、燃料の備蓄スペースが設置されている防災拠点</td> </tr> <tr> <td>中核SS</td> <td>東日本大震災の教訓を受け指定された、自家発電設備等を備え、災害時に緊急車両への優先給油を行うサービスステーション</td> </tr> <tr> <td>小口燃料配送拠点</td> <td>東日本大震災の教訓を受け指定された、自家発電設備等を備え、災害時に医療施設や避難施設等にタンクローリーを介して給油を行うサービスステーション</td> </tr> <tr> <td>臨時給油所</td> <td>どこでもスタンド（可搬型燃料計量機）等を活用し、燃料を輸送するタンクローリーと連結することで一時的に設置される給油所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 燃料の保有量・必要量の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各燃料関連施設の燃料備蓄量から、管内ごとの保有量を算出する ➢ 啓開作業に必要となる資機材（建設機械）の燃料消費量から、管内ごとの必要量を算出する 	施設	概要	すさみ防災基地	災害時の会議室や緊急車両の車庫等に加え、燃料の備蓄スペースが設置されている防災拠点	中核SS	東日本大震災の教訓を受け指定された、自家発電設備等を備え、災害時に緊急車両への優先給油を行うサービスステーション	小口燃料配送拠点	東日本大震災の教訓を受け指定された、自家発電設備等を備え、災害時に医療施設や避難施設等にタンクローリーを介して給油を行うサービスステーション	臨時給油所	どこでもスタンド（可搬型燃料計量機）等を活用し、燃料を輸送するタンクローリーと連結することで一時的に設置される給油所
施設	概要											
すさみ防災基地	災害時の会議室や緊急車両の車庫等に加え、燃料の備蓄スペースが設置されている防災拠点											
中核SS	東日本大震災の教訓を受け指定された、自家発電設備等を備え、災害時に緊急車両への優先給油を行うサービスステーション											
小口燃料配送拠点	東日本大震災の教訓を受け指定された、自家発電設備等を備え、災害時に医療施設や避難施設等にタンクローリーを介して給油を行うサービスステーション											
臨時給油所	どこでもスタンド（可搬型燃料計量機）等を活用し、燃料を輸送するタンクローリーと連結することで一時的に設置される給油所											

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、新規章の受援計画において、「燃料確保体制の構築」について整理。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）	新規	<p>4.2 燃料確保体制の構築</p> <p>(4) 燃料確保体制の構築イメージ</p> <p>燃料関連施設</p> <p>製油所・油槽所</p> <p>タンクローリー</p> <p>中核SS 小口燃料配達拠点 すさみ防災基地 臨時給油所(どこでもスタンドの活用)</p> <p>中核SSにて給油 すさみ防災基地にて給油 臨時給油所にて給油</p> <p>ミニローリー や ドラム缶にて給油</p> <p>道路啓開の活動現場</p> <p>和歌山県災害対策本部</p> <p>燃料グループ 窓口 SSの開業状況等</p> <p>道路グループ 道路開通一元化窓口</p> <p>燃料に関するオペレーション情報伝達</p> <p>和歌山県振興局</p> <p>すさみ防災基地</p> <p>どこでもスタンド(可搬型燃料計量機)</p> <p>タンクローリーとどこでもスタンドを用いた給油</p> <p>出典:令和2年度記者発表資料(和歌山県)</p>

4. 3 道路啓開活動拠点の選定・活用

改訂の観点		改訂の内容								
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、新規章の受援計画において、「道路啓開活動拠点の選定・活用」について整理。(②)								
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○									
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—									
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—									
現行（令和2年2月）		改訂案								
新規		<p>4.3 道路啓開活動拠点の選定・活用</p> <p>(1) 道路啓開活動拠点の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 啓開担当業者や応援部隊が、被災地に向かう際の中継地点として利用する ➢ 道路啓開活動の実施に向けた一時的な滞在、調整および作業が可能な施設・スペースを確保する <p>(2) 道路啓開活動拠点に必要な機能</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ベースキャンプ機能</td><td>道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整</td></tr> <tr> <td>活動支援機能</td><td>資機材の備蓄(仮設を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援</td></tr> <tr> <td>通信機能</td><td>防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信機能を確保</td></tr> <tr> <td>ライフライン機能</td><td>対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保</td></tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ◆建設機械等の集結 ◆資機材の保管 ◆通信機能の確保 ◆休息環境の確保 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">     </div> <p style="text-align: right;">出典：「道の駅」の防災機能強化について(国土交通省)</p>	ベースキャンプ機能	道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整	活動支援機能	資機材の備蓄(仮設を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援	通信機能	防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信機能を確保	ライフライン機能	対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保
ベースキャンプ機能	道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、体制等の調整									
活動支援機能	資機材の備蓄(仮設を含む)、対応機械の燃料補給やメンテナンス活動を支援									
通信機能	防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や携帯電話の通信規制に影響を受けない通信機能を確保									
ライフライン機能	対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保									

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、新規章の受援計画において、「道路啓開活動拠点の選定・活用」について整理。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）	新規	<p>改訂案</p> <p>4.3 道路啓開活動拠点の選定・活用</p> <p>(3) 道路啓開活動拠点の選定フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 拠点候補地の抽出 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 利便性や安全性等を考慮し、行政施設及び民間施設から候補地を抽出 ② 活用調整の優先度の設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災リスクやアクセス性、保有設備等の三段階の評価を踏まえ、調整の優先度を設定 ③ 施設管理者との調整 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 拠点としての活用に向けて、活用可否や活用における条件・留意点について調整を実施 ④ 現地調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 活用可能な候補地の周辺状況や駐車可能スペースの確認のために現地調査を実施 ⑤ カルテの作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 拠点の位置図や駐車可能スペースの平面図、アクセス性等を整理したカルテを作成 <pre> graph TD subgraph Evaluation_I [評価 I (安全性)] A1["□津波浸水や土砂災害による被災の可能性が低い"] A2["□管理者が行政の施設である"] A3["□管内必要台数以上の駐車スペースが確保可能である"] A4["□他の防災拠点機能と競合しない"] A5["□緊急輸送道路に近接しアクセス性に優れている"] A6["□燃料の確保が容易である"] end subgraph Evaluation_II [評価 II (利便性)] B1["□屋内施設がある"] B2["□トイレ設備がある"] end subgraph Evaluation_III [評価 III (施設・設備)] C1["□津波浸水や土砂災害による被災の可能性が低い"] C2["□管理者が行政の施設である"] C3["□管内必要台数以上の駐車スペースが確保可能である"] C4["□他の防災拠点機能と競合しない"] C5["□緊急輸送道路に近接しアクセス性に優れている"] C6["□燃料の確保が容易である"] end D1["□津波浸水や土砂災害による被災の可能性が低い"] D2["□管理者が行政の施設である"] D3["□管内必要台数以上の駐車スペースが確保可能である"] D4["□他の防災拠点機能と競合しない"] D5["□緊急輸送道路に近接しアクセス性に優れている"] D6["□燃料の確保が容易である"] A1 -- "いずれかが不適" --> D1 A2 -- "いずれかが不適" --> D2 A3 -- "いずれかが不適" --> D3 A4 -- "いずれかが不適" --> D4 A5 -- "いずれかが不適" --> D5 A6 -- "いずれかが不適" --> D6 B1 -- "いずれかが不適" --> D1 B2 -- "いずれかが不適" --> D2 C1 -- "いずれかが不適" --> D1 C2 -- "いずれかが不適" --> D2 D1 -- "優先度 D" --> E1 D2 -- "優先度 C" --> E2 D3 -- "優先度 B" --> E3 D4 -- "優先度 A" --> E4 </pre> <p>評価 I (安全性) □津波浸水や土砂災害による被災の可能性が低い いずれかが不適 → 優先度 D</p> <p>評価 II (利便性) □管理者が行政の施設である □管内必要台数以上の駐車スペースが確保可能である □他の防災拠点機能と競合しない □緊急輸送道路に近接しアクセス性に優れている □燃料の確保が容易である いずれかが不適 → 優先度 C</p> <p>評価 III (施設・設備) □屋内施設がある □トイレ設備がある いずれかが不適 → 優先度 B</p> <p>評価 I を満たす → 優先度 D</p> <p>評価 II を満たす → 優先度 C</p> <p>評価 III を満たす → 優先度 B</p> <p>優先度 A</p> <p>活用調整における優先度の評価フロー</p>

5. 継続的な取組み

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、行動指針の基本項目として継続的な取組を新規章として作成。(②)
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）		改訂案
新規		<p style="text-align: center;">5. 継続的な取組</p>

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	<ul style="list-style-type: none"> 近年の検討を踏まえ、道路啓開活動の実効性向上に向けた取組みとして、①訓練実施による計画見直し、②道路啓開の取組み周知、③情報共有システムによる改良・活動における技能の継続的な習熟を取り入れたPDCAサイクルを設定。（②）
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）	新規	<p>改訂案</p> <h2>5. 継続的な取組み</h2> <h3>(1) PDCAサイクル</h3> <p>■PDCAサイクルの一環として、訓練(啓開作業・情報伝達訓練)を実施し、道路啓開計画(案)等に隨時反映</p> <p>実施項目</p> <p>災害時の道路啓開活動の実効性向上に向け、①訓練実施・計画の見直し、②周知・広報実施、③技術力向上の3つを実施。</p> <p>①訓練実施・計画の見直し</p> <p>災害時において的確な情報共有や啓開活動を実施するため、「知識習得(個人)」、「個別訓練(個人・組織内)」、「連携訓練(多機関)」の3項目を実施。訓練で得られた課題や道路啓開に関する計画・ガイドラインを踏まえて、計画を適宜見直し。</p> <p>②周知・広報実施</p> <p>道路啓開の関係機関内での研修・教育、担当者異動による情報の引継ぎ等を実施するとともに、報道機関等と連携して、地域住民に向けた道路啓開に関する周知・広報を実施。</p> <p>③技術力向上</p> <p>情報収集・情報共有の円滑性向上に向けて、訓練で得られた課題に対応したシステムの改良、および最新技術(段差処理技術・車両撤去技術等)の活用や習熟を継続的に実施。</p> <p>○訓練の様子(R4年度) </p> <p>○周知・広報用動画 </p> <p>○システム改良の例 (移動体の軌跡描画機能) </p>

改訂の観点		改訂の内容
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・近年の検討を踏まえ、的確な情報収集・共有を実施するための各訓練（知識習得、個別訓練、連携訓練）の目的を追加。（②）
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	○	
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—	
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	—	
現行（令和2年2月）	新規	<p>改訂案</p> <p>5. 繼続的な取組み</p> <p>(2) 訓練の実施項目</p> <p>■災害時において的確な情報収集・共有を実施するため、知識習得、個別訓練、連携訓練の3項目を実施していく。</p> <p>各訓練項目の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①知識習得 <ul style="list-style-type: none"> 各自で資料・映像等で学習し、理解度チェックを実施することによって、道路啓開活動の知識や理解を深める。 ②個別訓練（個人・組織内） <ul style="list-style-type: none"> 個人や各機関がテーマに絞った訓練を実施することによって、手順の確認、習熟度の向上（スキルアップ）を図る。 ③連携訓練（多機関） <ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した訓練を実施することによって、計画内容の検証や関係者全体の実効力の向上を図る。 <p>訓練の様子(R4年度)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>被災状況の把握</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>訓練後の振り返りの実施</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>バイク隊を用いた情報共有</p> </div> </div>

参考 道路啓開に関する協定

改訂の観点		改訂の内容																														
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・全国事例（大阪府域道路啓開計画等）を踏まえ、道路啓開に関する災害協定を追加。（④）																														
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—																															
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—																															
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	○																															
現行（令和2年2月）		改訂案																														
新規		<p>参考 道路啓開に関する協定</p> <p>▶ 災害時、燃料確保や車両移動など関連業者・協会との連携が必要となるため、協定を締結している</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>締結日</th> <th>締結者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書</td> <td>H20.9.2</td> <td>社団法人奈良県建設業協会五條支部部長</td> </tr> <tr> <td>災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書</td> <td>H20.11.26</td> <td>(社)和歌山県測量設計業協会会長</td> </tr> <tr> <td>災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書</td> <td>H22.12.8</td> <td>(社)奈良県測量設計業協会会長</td> </tr> <tr> <td>災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する総目協定書</td> <td>H27.2.16</td> <td>近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 ・和歌山県建設業協会会長 ・伊都建設業協会会長 ・郡賀建設業協会会長 ・和歌山市建設業協会会長 ・海南地方建設業協会会長 ・日高建設業協同組合理事長 ・有田建設業協会会長 全日本高速道路レッカ一事業協同組合理事長</td> </tr> <tr> <td>災害時における災害応急対策業務に関する協定書</td> <td>H27.2.27</td> <td>株式会社小森組代表取締役</td> </tr> <tr> <td>災害時における災害応急対策業務に関する協定</td> <td>H27.2.16</td> <td>全日本高速道路レッカ一事業協同組合理事長</td> </tr> <tr> <td>災害時における災害応急対策業務に関する協定書</td> <td>H27.2.27</td> <td>一般社団法人和歌山県建設業協会紀南支部 紀南建設業協同組合理事長</td> </tr> <tr> <td>災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書</td> <td>H30.9.11</td> <td>近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会日高支部 日高建設業協同組合理事長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会串本支部 串本地區土木協同組合理事長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会新宮支部 新宮地方建設業協同組合理事長</td> </tr> <tr> <td>災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書</td> <td>H30.12.25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>災害協定を追加（国）</p>	協定の名称	締結日	締結者	災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H20.9.2	社団法人奈良県建設業協会五條支部部長	災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H20.11.26	(社)和歌山県測量設計業協会会長	災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H22.12.8	(社)奈良県測量設計業協会会長	災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する総目協定書	H27.2.16	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 ・和歌山県建設業協会会長 ・伊都建設業協会会長 ・郡賀建設業協会会長 ・和歌山市建設業協会会長 ・海南地方建設業協会会長 ・日高建設業協同組合理事長 ・有田建設業協会会長 全日本高速道路レッカ一事業協同組合理事長	災害時における災害応急対策業務に関する協定書	H27.2.27	株式会社小森組代表取締役	災害時における災害応急対策業務に関する協定	H27.2.16	全日本高速道路レッカ一事業協同組合理事長	災害時における災害応急対策業務に関する協定書	H27.2.27	一般社団法人和歌山県建設業協会紀南支部 紀南建設業協同組合理事長	災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H30.9.11	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会日高支部 日高建設業協同組合理事長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会串本支部 串本地區土木協同組合理事長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会新宮支部 新宮地方建設業協同組合理事長	災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H30.12.25	
協定の名称	締結日	締結者																														
災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H20.9.2	社団法人奈良県建設業協会五條支部部長																														
災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H20.11.26	(社)和歌山県測量設計業協会会長																														
災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H22.12.8	(社)奈良県測量設計業協会会長																														
災害時等における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する総目協定書	H27.2.16	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 ・和歌山県建設業協会会長 ・伊都建設業協会会長 ・郡賀建設業協会会長 ・和歌山市建設業協会会長 ・海南地方建設業協会会長 ・日高建設業協同組合理事長 ・有田建設業協会会長 全日本高速道路レッカ一事業協同組合理事長																														
災害時における災害応急対策業務に関する協定書	H27.2.27	株式会社小森組代表取締役																														
災害時における災害応急対策業務に関する協定	H27.2.16	全日本高速道路レッカ一事業協同組合理事長																														
災害時における災害応急対策業務に関する協定書	H27.2.27	一般社団法人和歌山県建設業協会紀南支部 紀南建設業協同組合理事長																														
災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H30.9.11	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会日高支部 日高建設業協同組合理事長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会串本支部 串本地區土木協同組合理事長 ・一般社団法人和歌山県建設業協会新宮支部 新宮地方建設業協同組合理事長																														
災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H30.12.25																															

改訂の観点		改訂の内容																																										
①啓開ルート・拠点等の時点修正	—	・全国事例（大阪府域道路啓開計画等）を踏まえ、道路啓開に関連する災害協定を追加。（④）																																										
②本協議会における近年の検討や調整結果を踏まえた修正	—																																											
③近畿管内における他関連計画との整合性を踏まえた修正	—																																											
④全国における道路啓開に関する動向を踏まえた内容の充実	○																																											
現行（令和2年2月）		改訂案																																										
新規		<p style="text-align: center;">参考 道路啓開に関する協定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">協定の名称</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">締結日</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">締結者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模災害等発生時における支援等に関する協定書</td><td>H21.2.16</td><td>和歌山県石油商業組合</td></tr> <tr> <td>大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書</td><td>H29.4.1</td><td>一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会会长</td></tr> <tr> <td>大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書</td><td>H29.4.1</td><td>和歌山県知事</td></tr> <tr> <td>大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書</td><td>H18.7.26</td><td>一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会长</td></tr> <tr> <td>大規模災害時における応急対策業務に関する協定書</td><td>H24.3.19</td><td>社団法人和歌山県建設業協会会长</td></tr> <tr> <td>「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づく確認書</td><td>H24.3.19</td><td>和歌山県土整備部県土整備部技術調査課課長</td></tr> <tr> <td>大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書</td><td>H17.4.25</td><td>和歌山県知事</td></tr> <tr> <td>「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」に基づく確認書</td><td>H17.5.9</td><td>和歌山県土整備部県土整備部技術調査課課長</td></tr> <tr> <td>大規模災害時における応急対策調査業務に関する協定書</td><td>H27.3.19</td><td>和歌山県知事</td></tr> <tr> <td>災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書</td><td>H29.2.20</td><td>国土交通省 近畿地方整備局長</td><td>・福井県知事 ・滋賀県知事 ・京都府知事 ・大阪府知事 ・兵庫県知事 ・奈良県知事 ・和歌山県知事 ・京都市長 ・大阪市長 ・堺市長 ・神戸市長</td><td>・独立行政法人水資源機構 ・西日本高速道路株式会社 ・中日本高速道路株式会社 ・名古屋支社長 ・中日本高速道路株式会社 ・金沢支社長 ・西日本高速道路株式会社 ・関西支社長 ・大阪市長 ・阪神高速道路株式会社 ・代表取締役社長 ・本州四国連絡高速道路株式会社 ・代表取締役社長 ・一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長</td></tr> <tr> <td>災害発生時における車両等の排除に関する覚書</td><td>H17.6.30</td><td>和歌山県警察本部長</td><td>・一般社団法人 日本自動車連盟関西本部和歌山支部長</td><td></td></tr> </tbody> </table>	協定の名称		締結日	締結者	大規模災害等発生時における支援等に関する協定書	H21.2.16	和歌山県石油商業組合	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H29.4.1	一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会会长	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H29.4.1	和歌山県知事	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H18.7.26	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会长	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	H24.3.19	社団法人和歌山県建設業協会会长	「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づく確認書	H24.3.19	和歌山県土整備部県土整備部技術調査課課長	大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書	H17.4.25	和歌山県知事	「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」に基づく確認書	H17.5.9	和歌山県土整備部県土整備部技術調査課課長	大規模災害時における応急対策調査業務に関する協定書	H27.3.19	和歌山県知事	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	H29.2.20	国土交通省 近畿地方整備局長	・福井県知事 ・滋賀県知事 ・京都府知事 ・大阪府知事 ・兵庫県知事 ・奈良県知事 ・和歌山県知事 ・京都市長 ・大阪市長 ・堺市長 ・神戸市長	・独立行政法人水資源機構 ・西日本高速道路株式会社 ・中日本高速道路株式会社 ・名古屋支社長 ・中日本高速道路株式会社 ・金沢支社長 ・西日本高速道路株式会社 ・関西支社長 ・大阪市長 ・阪神高速道路株式会社 ・代表取締役社長 ・本州四国連絡高速道路株式会社 ・代表取締役社長 ・一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長	災害発生時における車両等の排除に関する覚書	H17.6.30	和歌山県警察本部長	・一般社団法人 日本自動車連盟関西本部和歌山支部長		災害協定を追加（県）
協定の名称	締結日	締結者																																										
大規模災害等発生時における支援等に関する協定書	H21.2.16	和歌山県石油商業組合																																										
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H29.4.1	一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会会长																																										
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H29.4.1	和歌山県知事																																										
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H18.7.26	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会长																																										
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	H24.3.19	社団法人和歌山県建設業協会会长																																										
「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づく確認書	H24.3.19	和歌山県土整備部県土整備部技術調査課課長																																										
大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書	H17.4.25	和歌山県知事																																										
「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」に基づく確認書	H17.5.9	和歌山県土整備部県土整備部技術調査課課長																																										
大規模災害時における応急対策調査業務に関する協定書	H27.3.19	和歌山県知事																																										
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	H29.2.20	国土交通省 近畿地方整備局長	・福井県知事 ・滋賀県知事 ・京都府知事 ・大阪府知事 ・兵庫県知事 ・奈良県知事 ・和歌山県知事 ・京都市長 ・大阪市長 ・堺市長 ・神戸市長	・独立行政法人水資源機構 ・西日本高速道路株式会社 ・中日本高速道路株式会社 ・名古屋支社長 ・中日本高速道路株式会社 ・金沢支社長 ・西日本高速道路株式会社 ・関西支社長 ・大阪市長 ・阪神高速道路株式会社 ・代表取締役社長 ・本州四国連絡高速道路株式会社 ・代表取締役社長 ・一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長																																								
災害発生時における車両等の排除に関する覚書	H17.6.30	和歌山県警察本部長	・一般社団法人 日本自動車連盟関西本部和歌山支部長																																									

「和歌山県道路啓開協議会」規約

(名 称)

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき、「和歌山県道路啓開協議会」（以下、「協議会」という。）を組織する。

(目 的)

第2条 協議会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対する和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他道路の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 道路啓開が想定される路線の優先順位の設定及びその方策並びに実施に関するここと
- (2) 道路啓開における関係行政機関・関係業団体等の役割分担及び行動スケジュール計画並びに情報共有に関するここと
- (3) 道路啓開計画及び行動指針の関係地域（地元）への周知等情報提供に関するここと
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、別紙に掲げる者（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局長を、副会長は和歌山県知事をもって充てる。
- 3 会長は、本会議を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の本会議は、会長が招集する。
- 2 構成員は、その指名した者を代理として会議に出席させることができるものとする。
- 3 会長は、必要に応じ構成員以外の者の本会議への出席を求めることができる。

(幹事会及び部会)

- 第6条 協議会に、幹事会及び部会を設置することができるものとし、いずれも構成員の指名と協議会の承認を受けた者で構成するものとする。
- 2 幹事会は、部会の調整及びとりまとめを行い、協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とするものとする。
- 3 部会は、実務的な検討を行うことを目的とする。
- 4 幹事会に幹事長、部会に部会長を置き、それぞれ互選により選出するものとする。
- 5 幹事会及び部会の運営に関し必要な事項は、幹事長及び部会長がそれぞれ幹事会及び部会に諮って定めるものとする。

(事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。
- 2 協議会の事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部道路管理課、和歌山県国土整備部道路局道路保全課に置くものとする。
- 3 会長は、必要に応じて事務局に事務局会議を開催させることができるものとする。

(規約の改正その他)

- 第8条 本規約の改正等は、会長が協議会に諮って行うものとする。
- 2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年7月11日から施行する。
「南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開協議会」規約は、平成28年7月11日をもって廃止する。

和歌山県道路啓開協議会 名簿

(敬称略)

機 関 名	役 職 名	備 考
近畿地方整備局	局長	会長
和歌山県	知事	副会長
西日本高速道路(株) 関西支社	関西支社長	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科長	
和歌山県警察本部	本部長	
和歌山市	市長	
海南市	市長	
橋本市	市長	
有田市	市長	
御坊市	市長	
田辺市	市長	
新宮市	市長	
紀の川市	市長	
岩出市	市長	
紀美野町	町長	
かつらぎ町	町長	
九度山町	町長	
高野町	町長	
湯浅町	町長	
広川町	町長	
有田川町	町長	
美浜町	町長	
日高町	町長	
由良町	町長	
印南町	町長	
みなべ町	町長	
日高川町	町長	
白浜町	町長	
上富田町	町長	
すさみ町	町長	
那智勝浦町	町長	
太地町	町長	
古座川町	町長	
北山村	村長	
串本町	町長	
(一社)和歌山県建設業協会	会長	
(一社)和歌山県測量設計業協会	会長	
(一社)日本建設業連合会関西支部	支部長	
関西電力(株) 和歌山支社	支社長	
西日本電信電話(株) 和歌山支店	支店長	

「(和歌山県道路啓開協議会)沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開幹事会」規約

(名 称)

第1条 「和歌山県道路啓開協議会」(以下、「協議会」という。) 規約第6条(幹事会及び部会)に基づき、「沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開幹事会」(以下、「幹事会」という。)を組織する。

(目 的)

第2条 幹事会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水による道路啓開計画の検討のとりまとめを行い、もって協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 幹事会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 道路啓開が想定される路線の優先順位の設定及びその方策並びに実施に関すること
- (2) 道路啓開における関係行政機関・関係業団体等の役割分担及び行動スケジュール計画並びに情報共有に関すること
- (3) 道路啓開計画及び行動指針の関係地域(地元)への周知等情報提供に関すること
- (4) 部会の円滑な運営に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 幹事会は、別紙に掲げる者(以下、「構成員」という。)をもって組織する。

2 幹事会には幹事長及び副幹事長を置くものとし、幹事長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長を、副幹事長は国土交通省近畿

地方整備局紀南河川国道事務所長および和歌山県県土整備部道路局道路保全課長をもって充てる。

- 3 幹事長は、幹事会を代表し会務を総理する。
- 4 幹事長に事故等があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定めるものとする。
- 3 構成員は、その指名した者を代理として会議に出席させることができるものとする。
- 4 幹事長は、必要に応じ構成員以外の者の幹事会への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 幹事会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 幹事会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課に置くものとする。
- 3 幹事長は、必要に応じて事務局に事務局会議を開催させ得るものとする。

(規約の改正その他)

- 第8条 本規約の改正等は、幹事長が幹事会に諮って行うものとする。
- 2 本規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、その都度幹事長が幹事会に諮って定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年9月28日から施行する。

**沿岸部の幹線道路を対象にした
道路啓開幹事会 名簿**

機 関 名	役 職 名	備 考
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所	事務所長	幹事長
近畿地方整備局紀南河川国道事務所	事務所長	副幹事長
和歌山県国土整備部道路局	道路保全課長	副幹事長
西日本高速道路(株)和歌山高速道路事務所	事務所長	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科長	
和歌山県警察本部交通部 交通規制課	交通規制課長	
和歌山県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊長	
和歌山県国土整備部県土整備政策局	技術調査課長	
和歌山県海草振興局建設部	建設部長	
和歌山県海草振興局建設部 海南工事事務所	事務所長	
和歌山県有田振興局建設部	建設部長	
和歌山県日高振興局建設部	建設部長	
和歌山県西牟婁振興局建設部	建設部長	
和歌山県東牟婁振興局串本建設部	建設部長	
和歌山県東牟婁振興局新宮建設部	建設部長	
和歌山市	都市建設局 道路河川部長	
海南市	まちづくり部長	
有田市	経済建設部長	
御坊市	産業建設部長	
田辺市	建設部長	
新宮市	建設農林部長	
湯浅町	産業建設課長	
広川町	建設課長	
有田川町	建設課長	
美浜町	産業建設課	
日高町	産業建設課長	
由良町	地域整備課長	
印南町	建設課長	
みなべ町	建設課長	
日高川町	建設課長	
白浜町	建設課長	
上富田町	建設課長	
すさみ町	建設課長	
那智勝浦町	建設課長	
太地町	産業建設課長	
古座川町	建設課長	
串本町	建設課長	
(一社)和歌山県建設業協会	専務理事	
(一社)和歌山県測量設計業協会	会長	
(一社)日本建設業連合会関西支部	土木工事技術委員会 副委員長	
関西電力送配電(株) 和歌山本部	本部長代理	
西日本電信電話(株)和歌山支店	設備部長	
和歌山県警察本部警備課	警備課長	オブザーバー
近畿地方整備局	道路情報管理官	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	課長	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	課長補佐	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	係長	オブザーバー
西日本高速道路(株)関西支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長	オブザーバー

「(和歌山県道路啓開協議会)県管理道路等を対象にした道路啓開幹事会」規約

(名 称)

第1条 「和歌山県道路啓開協議会」(以下、「協議会」という。) 規約第6条(幹事会及び部会)に基づき、「県管理道路等を対象にした道路啓開幹事会」(以下、「幹事会」という。)を組織する。

(目 的)

第2条 幹事会は、風水害等による大規模な道路災害に対する県下全域の緊急輸送道路を中心とした道路啓開計画の提案、とりまとめを行い、もって協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 幹事会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 道路啓開が想定される路線の設定及びその方策並びに実施に関すること
- (2) 道路啓開における関係行政機関・関係業団体等の役割分担及び行動スケジュール計画並びに情報共有に関すること
- (3) 道路啓開計画及び行動指針の関係地域(地元)への周知等情報提供に関すること
- (4) 部会の円滑な運営に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 幹事会は、別紙に掲げる者(以下、「構成員」という。)をもって組織する。

2 幹事会には幹事長及び副幹事長を置くものとし、幹事長は和歌山県県

土整備部道路局道路保全課長を、副幹事長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長および国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長をもって充てる。

- 3 幹事長は、幹事会を代表し会務を総理する。
- 4 幹事長に事故等があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定めるものとする。
- 3 構成員は、その指名した者を代理として会議に出席させることができるものとする。
- 4 幹事長は、必要に応じ構成員以外の者の幹事会への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 幹事会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 幹事会の事務局は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所道路管理課に置くものとする。
- 3 幹事長は、必要に応じて事務局に事務局会議を開催させ得るものとする。

(規約の改正その他)

- 第8条 本規約の改正等は、幹事長が幹事会に諮って行うものとする。
- 2 本規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、その都度幹事長が幹事会に諮って定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年9月28日から施行する。

**県管理道路等を対象にした
道路啓開幹事会 名簿**

機 関 名	役 職 名	備 考
和歌山県土整備部道路局	道路保全課長	幹事長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所	事務所長	副幹事長
近畿地方整備局紀南河川国道事務所	事務所長	副幹事長
西日本高速道路(株)和歌山高速道路事務所	事務所長	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科長	
和歌山県警察本部交通部 交通規制課	交通規制課長	
和歌山県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊長	
和歌山県土整備部県土整備政策局	技術調査課長	
和歌山県海草振興局建設部	建設部長	
和歌山県海草振興局建設部 海南工事事務所	事務所長	
和歌山県那賀振興局建設部	建設部長	
和歌山県伊都振興局建設部	建設部長	
和歌山県有田振興局建設部	建設部長	
和歌山県日高振興局建設部	建設部長	
和歌山県西牟婁振興局建設部	建設部長	
和歌山県東牟婁振興局串本建設部	建設部長	
和歌山県東牟婁振興局新宮建設部	建設部長	
和歌山市	都市建設局 道路河川部長	
海南市	まちづくり部長	
橋本市	建設部長	
有田市	経済建設部長	
御坊市	産業建設部長	
田辺市	建設部長	
新宮市	建設農林部長	
紀の川市	建設部長	
岩出市	事業部長	
紀美野町	建設課長	
かつらぎ町	建設課長	
九度山町	建設課長	
高野町	建設課長	
湯浅町	産業建設課長	
広川町	建設課長	
有田川町	建設課長	
美浜町	産業建設課	
日高町	産業建設課長	
由良町	地域整備課長	
印南町	建設課長	
みなべ町	建設課長	
日高川町	建設課長	
白浜町	建設課長	
上富田町	建設課長	
すさみ町	建設課長	
那智勝浦町	建設課長	
太地町	産業建設課長	
古座川町	建設課長	
北山村	産業建設課長	
串本町	建設課長	
(一社)和歌山県建設業協会	専務理事	
(一社)和歌山県測量設計業協会	会長	
(一社)日本建設業連合会関西支部	土木工事技術委員会 副委員長	
関西電力送配電(株) 和歌山本部	本部長代理	
西日本電信電話(株)和歌山支店	設備部長	
和歌山県警察本部警備課	警備課長	オブザーバー
近畿地方整備局	道路情報管理官	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	課長	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	課長補佐	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	係長	オブザーバー
西日本高速道路(株)関西支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長	オブザーバー

会議および計画の位置づけと 近年の主な経緯

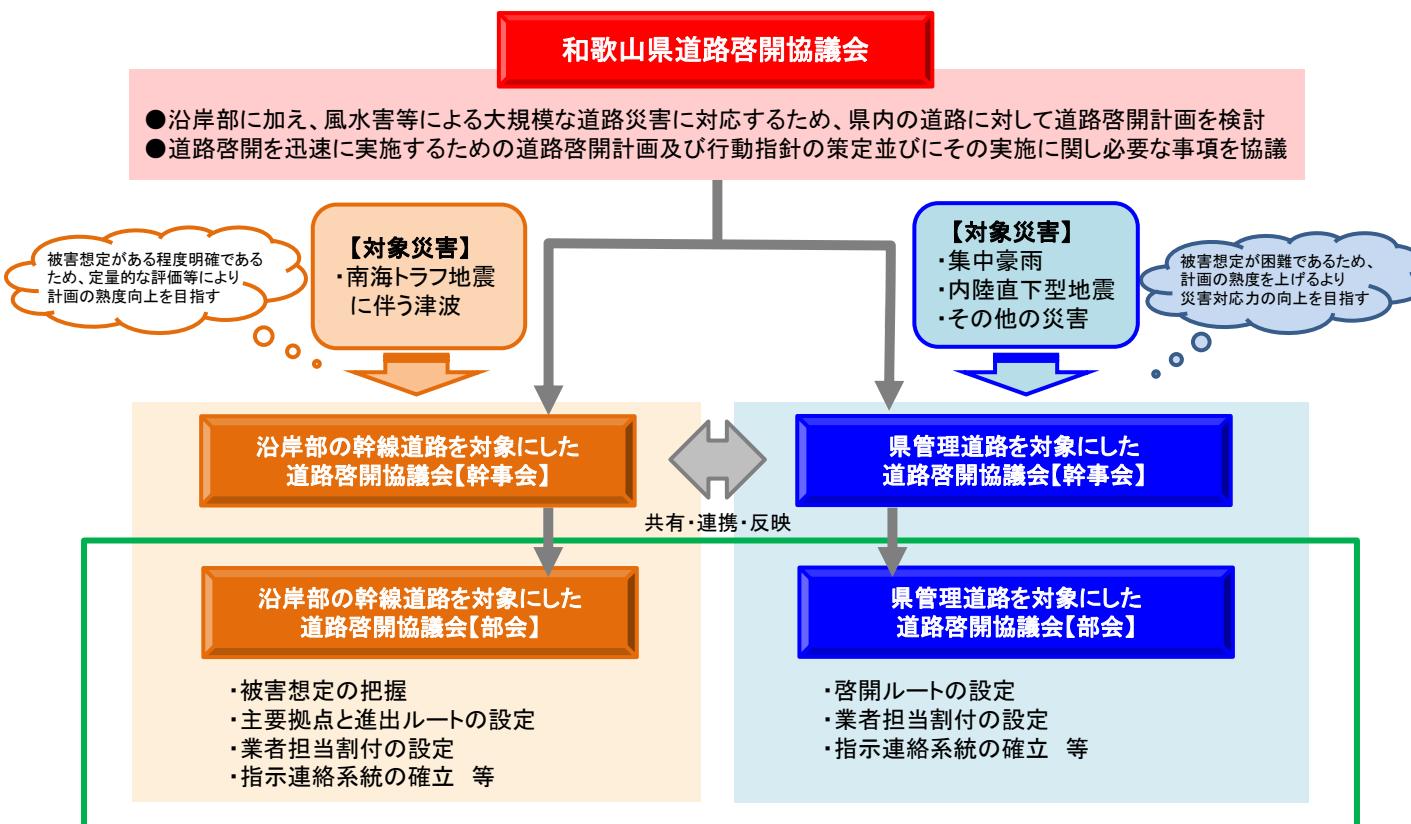
1. 和歌山県道路啓開協議会について

背景・目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、限られた人員・資機材の中で、迅速かつ的確な初動対応が求められ、震災直後から速やかに実施された「道路啓開」により、救命救助活動等に大きく貢献した。

和歌山県では、今後発生しうる南海トラフ地震および風水害等による道路災害に対応するため、和歌山県道路啓開協議会(以降、協議会とする)を設立し、**和歌山県道路啓開計画を策定した。**

沿岸部の幹線道路および県管理道路等において、行政機関および関係団体の連携・協力による道路啓開を迅速かつ着実に推進することを目的とする。



▼計画の実効性向上に向けた取組項目

道路啓開における行動指針基本項目による着実な取組の推進

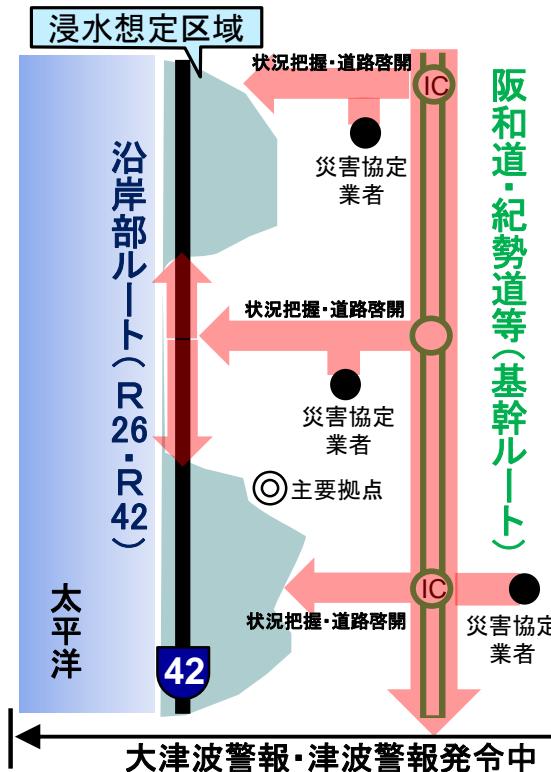
1. 啓開ルート計画
2. 情報収集・連絡、連携
3. 啓開作業計画
4. 受援計画

2. 道路啓開の基本的な考え方(1. 啓開ルート計画)

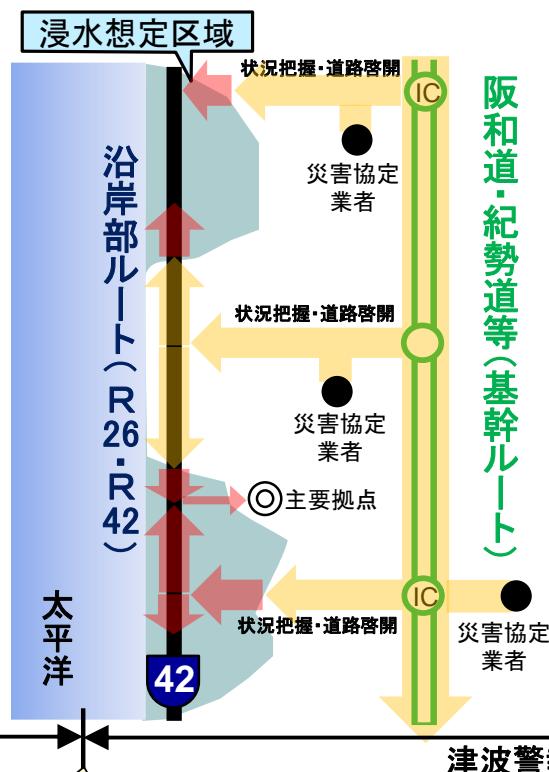
道路啓開の目標

人命救助を目指した救助・救援ルートを確保するため、**発災後72時間以内の段階的な道路啓開目標(STEP1~3)**を設定。

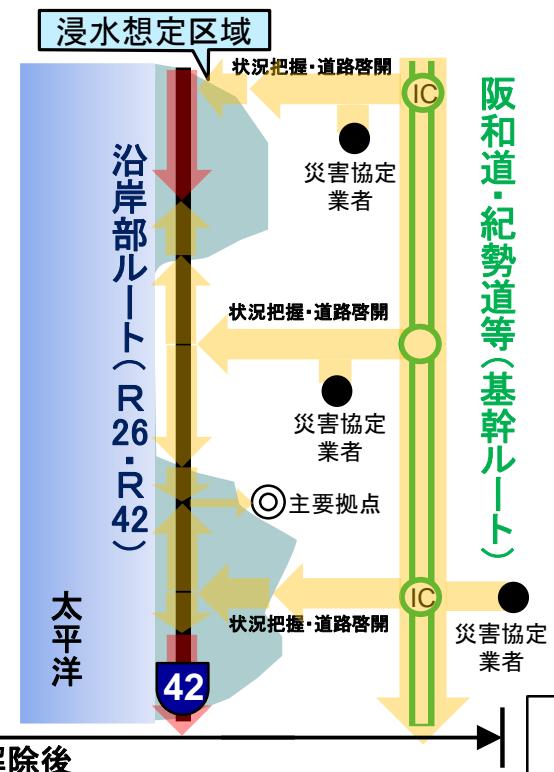
【STEP1⇒24時間以内完了目標】
基幹ルート、及び沿岸部への進出
ルート等(浸水想定区域外)を確保



【STEP2⇒48時間以内完了目標】
主要拠点(市役所等)への進出
ルートを確保



【STEP3⇒72時間以内完了目標※】
沿岸部への進出ルート、及び
沿岸部ルートを確保



東日本大震災では津波警報解除は発災から約30時間後

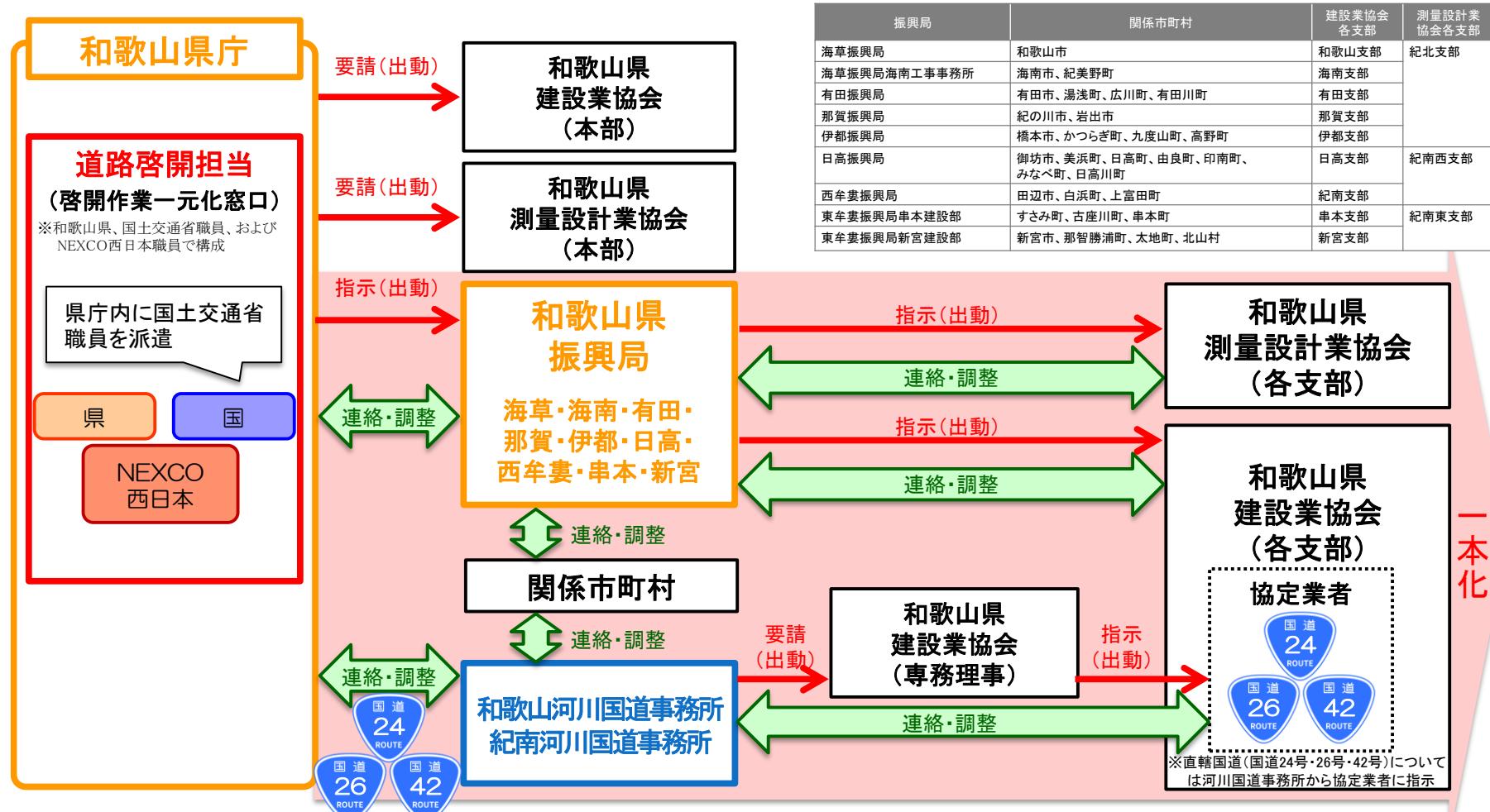
※紀勢道の未整備区間では72時間以内の道路啓開完了が困難

← : 啓開中
→ : 啓開済

2. 道路啓開の基本的な考え方(2. 情報収集・連絡、連携)

指示連絡系統(基本形)

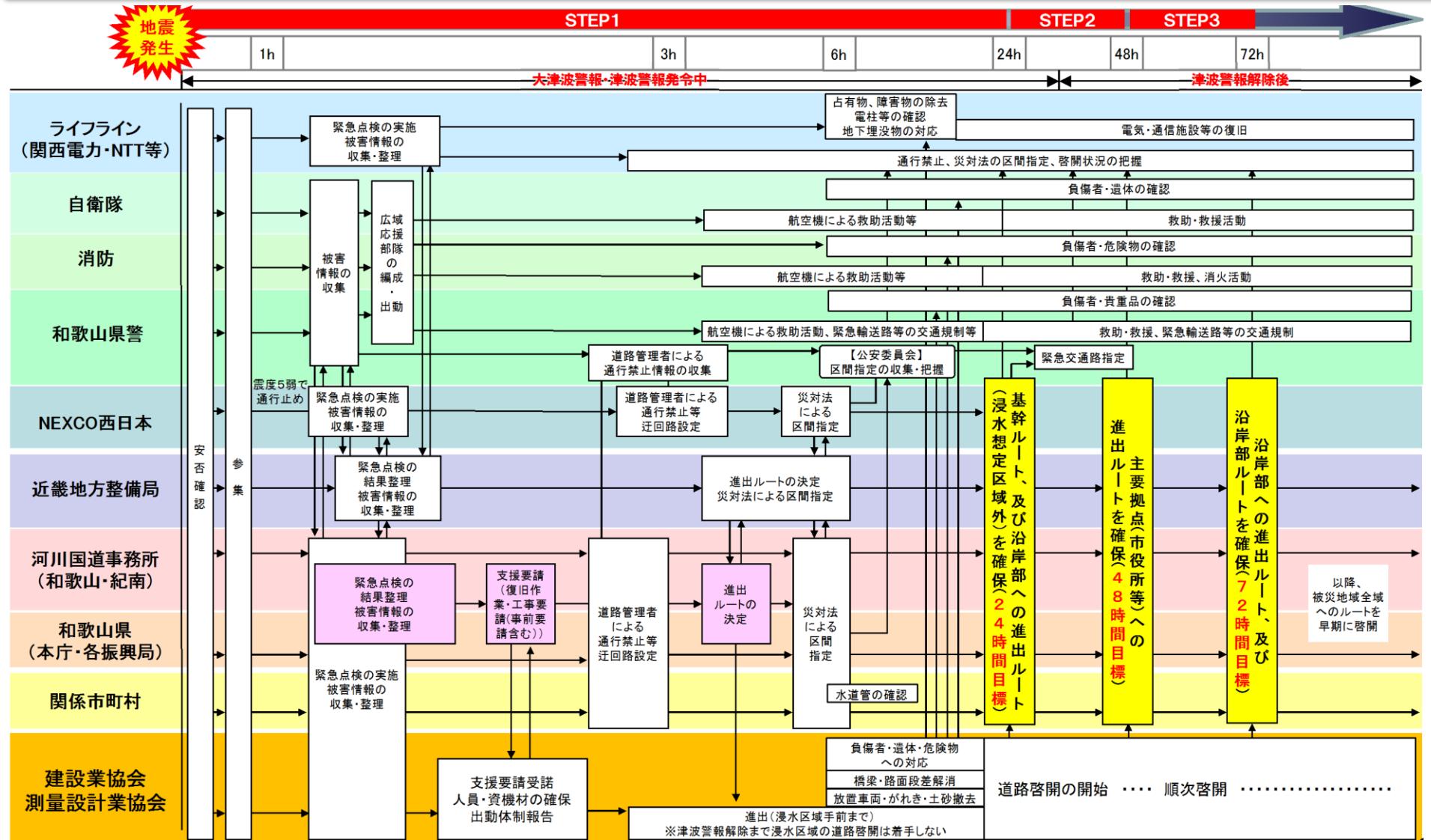
- 和歌山県庁内に県・国・NEXCOで構成した一元化窓口を設置するとともに、各地域の県振興局を地域拠点として連絡・調整を行うことにより、指示連絡系統を一本化。



2. 道路啓開の基本的な考え方(3. 啓開作業計画)

タイムライン(案)

道路啓開に関わる各関係機関の行動項目について、タイムライン（案）を作成。



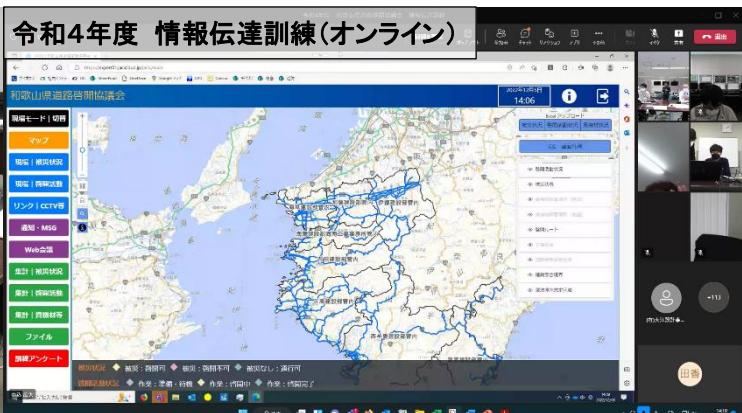
3. これまでの主な経緯

赤字: 主なトピック

年度	会議等の開催	主な検討内容
平成27年(2015年)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開協議会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県道路啓開計画の策定
平成28年(2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震(国)と風水害・直下型地震(県)の分類で幹事会及び部会を設置 幹事会、協議会、部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 行動指針(①啓開ルート計画、②情報収集・連絡、連携、③啓開作業計画)の策定
平成29年(2017年)	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会、協議会、部会の開催 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>幹事会の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>部会の様子(海草)</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ①啓開ルート計画 ⇒主要(啓開)拠点、啓開ルート、担当割付等を設定 ②情報収集・連絡、連携 ⇒指示連絡系統の標準形を検討(一元化窓口の設定) ③啓開作業計画 ⇒津波排水運用計画の反映、資機材のリソースの過不足を検討
平成30年(2018年)	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達訓練の実施(西牟婁、日高) 協議会、幹事会、部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 行動指針(④受援計画)の策定 ⇒人員・資機材に関する受援計画を立案 受援拠点の優先度の評価方法等に関するヒアリングを実施(和歌山県)
令和元年(2019年)	<ul style="list-style-type: none"> 訓練説明会の実施 幹事会、協議会、部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ③啓開作業計画 ⇒建設業者等に向けた計画説明会を実施、ポケットブックの作成 災害時の燃料供給協定に関するヒアリングを実施(和歌山県) 協議会の開催の必要性を幹事会で判断することが決定(協議会にて承認)
令和2年(2020年)	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達訓練の実施(9部会) 関係機関ヒアリングの実施 道路啓開の計画書の作成 幹事会の開催 <div style="text-align: center;">  <p>情報伝達訓練の様子</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ②情報収集・連絡、連携 ⇒初動期における情報伝達訓練を実施(9部会) ③啓開作業計画 ⇒ライフライン機関に対し、道路啓開の活動内容に関するヒアリングを実施 ④受援計画 ⇒関係機関調整資料を作成(道路啓開活動拠点、燃料関連)
令和3年(2021年)	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達訓練の実施(一元化窓口) 関係機関ヒアリングの実施 部会の開催 <div style="text-align: center;">  <p>情報伝達訓練の様子</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ②情報収集・連絡、連携 ⇒一元化窓口における機能の強化・課題把握のため情報伝達訓練を実施 ④受援計画 ⇒燃料確保および道路啓開活動拠点の活用方法に関するヒアリングを実施(和歌山県、活動拠点候補地の施設管理者)
令和4年(2022年)	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達訓練の実施(全機関対象) 関係機関ヒアリングの実施 部会の開催 <div style="text-align: center;">  <p>情報伝達訓練の様子</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ②情報収集・連絡、連携 ⇒改良した情報共有システムを活用した情報伝達訓練を実施 ④受援計画 ⇒燃料確保体制(案)に関するヒアリングを実施(和歌山県)

4. 近年の会議や訓練の実施状況

会議	開催日	概要
令和2年度 情報伝達訓練	令和2年8月20日 ～令和2年8月31日	・情報伝達訓練を実施 ※ご要望のあった部会については、事前説明会を実施
令和2年度 第1回幹事会	令和2年11月27日	・令和元年度活動実績・成果に関する報告 ・令和2年度検討事項に関する報告
令和3年度 第1回部会	令和3年11月15日 ～令和3年12月1日	・建設業者、測量設計業者等を対象にした道路啓開計画に関する説明(9部会で実施)
令和3年度 情報伝達訓練	令和4年3月15日	・道路管理者を主体とした情報伝達訓練を実施
令和4年度 第1回幹事会	令和4年9月7日	・これまでの活動実績・成果に関する報告 ・令和4年度検討事項に関する報告
令和4年度第1回部会	令和4年10月17日 ～令和4年11月17日	・建設業者、測量設計業者等を対象にした道路啓開計画に関する説明・意見交換(9部会で実施)
令和4年度 情報伝達訓練	令和4年12月5日	・原則、和歌山県道路啓開計画協議会・幹事会の全機関を対象に実施 ・道路啓開目標である「発災から72時間」までを対象に実施



意見書

道路啓開計画の行動指針（案）の改訂案について

- ・同意する
- ・同意しない

(意見記入欄) ご意見がある場合は下記にご記入ください。

令和 5 年 月 日

(団体名)

(委員氏名)

※押印は不要